平成13年度~平成14年度プログラム評価書

総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 -

平成15年3月国土交通省

平成13年度~平成14年度プログラム評価書

総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 -「図表編」

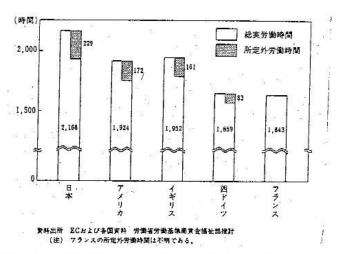
平成15年3月国土交通省

【本文関係図表目次】

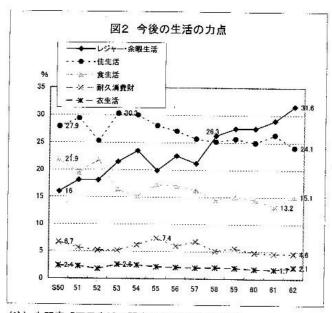
(. [閣係)総合保養地域整備のための施策(評価の対象となる事 実)							
	図 1	年間総実労働時間の国際比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	1
	図 2	今後の生活の力点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	1
	図 3	公共投資依存度と経済成長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	2
	図 4	地域別所得格差と三大都市圏への人口流入・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	2
	別添拿	参考資料 1 総合保養地域整備法に基づく支援措置の概要・・	•	•	•	•	•	•	•	91
		参考資料 2 総合保養地域整備法の概要・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•		•	92
	別添	参考資料3 総合保養地域の整備に関する基本方針の概要・・		•	•	•	•		•	93
		多考資料 4 総合保養地域の分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•		•		•	94
	表 1	当初基本構想作成時の諸元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•		•		•	3
		参考資料 5 基本構想の変更同意の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•		•		•	95
	表 2	現行基本構想の特定地域面積、重点整備地区数、特定施設数		•	•					4
	表 3	現行基本構想における特定施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								6
	100	2017 至中間の10017 の刊入口10以 227人の1								O
(E	関係)総合保養地域整備の評価								
`		参考資料 6 国土交通省「国土交通省政策評価基本計画」・・・							•	96
	表1	当初基本構想作成時の諸元・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								3
	表 2	現行基本構想の特定地域面積、重点整備地区数、特定施設数								4
	表 4	特定施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								8
	図 5	特定施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								9
	表 5	特定施設の進捗率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								10
	表 6	施設種類別進捗率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								12
	表 7	施設別進捗率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								14
	表 8	特定施設の種類別供用状況(平成14年1月1日現在)・・・								16
	表 9	事業費実績と当初構想時の見通しとの比較・・・・・・・・								17
	図 6	施設整備と事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								18
	表10	地元の創意工夫により成果を上げている特定施設の事例と特	绁	i •						19
	表11	総合保養地域以外の観光施設の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•						20
	表12	第三セクター方式により事業を実施した理由・・・・・・							•	
	図 7	リゾート関係第三セクターの設立年・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	図 8	リゾート関係第三セクターの経営収支・・・・・・・・・				•			•	21
	図 9	事業主体別不健全三セク割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	図10	第三セクター解散(倒産を含む)企業の内訳・・・・・・・								23
	図11	分野別解散(倒産を含む)企業・債務超過企業(商法法人)								20
		法法人)発生率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								23
	表13	事業化の際にさらに検討することが望ましかった事項・・・								
	図12	電泊観光・兼観光消費総額等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	図13	リゾートホテルの稼働率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								24
	図14	各種スポーツ参加人口の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	表14	法制定時の市場規模展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
	図15	公定歩合 年利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				•	•			25 26
	図16	マネーサプライ・M2+CD・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•						26
		昭和63年当時の業種別レジャー・リゾート事業参入動向・								
	₹ ₹ 10	wistu U J 牛 一时以来性別レンヤー・リンート事業多入型IIIの・	•	•	•	•	•	•	•	//

図17	ゴルフ会員権相場の	動向・	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
表16			•	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	29
図18	整備進捗率と利用者		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
図19																						31
表17		延べ人	数	2	ひ比	較·	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	32
図20																						33
図21	宿泊者の推移・・・		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	34
表18		比較・	•	•	• •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
表19																						36
図22																						37
図23																						38
図24																						39
表20																						40
図25	売上高の推移・・・		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	41
表21	-1特定施設の地域への	波及效	果	(₫	点重	整体	铈地	X	全	体へ	への	効	果)	の 1	例	•	•	•	•	•	42
表21	- 2特定施設の地域への	波及效	果	(F	听得	効見	見・	雇	用	創出	岀効	果)	の	例							
																			•	•	•	44
表22	特定施設の売上の波 政策融資の実績額の	及状沉	ļ. •	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	本24
図26	政策融資の実績額の	推移・	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	45
図27																						45
図28	農地転用許可面積の																					46
図29		状況(発生	年	度別	川面	積)	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
表23																						47
表24		況(道原	付県	₹)	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	48
表25		況(市	叮林	†)	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	53
表26		(例)・	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
表27		況(道原	付県	₹)	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
表28	景観条例等の措置状	況(市	盯杭	†)	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	58
<i>(</i>	即区、炒合仅姜地钱に	<i>にっふ</i>	14.	თ t	tc ΔΔΞ	へ [‡]	z	<u>~</u>														
•	関係)総合保養地域に	係のう 辛白・	1友(ת <i>ע</i> נ	也块	<i>0)</i> -€	5 /	л ·														59
図30	滞在型の旅行に係る 国内旅行先での行動	思门、						•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
図31 図22																						60 61
図32																						
図33	滞在型の旅行に望む	機能・	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	62
(.	関係) 今後の総合保養	地域の	施	策																		
表29			•	•				•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	63
表30		める町	细											•	•						•	68
表31	特定民間施設の運営																					75
表32																						77
表33																						82
表34		都市位	日2	筆で	D 会	лп .					•		•		•		•			•	•	84
図34																						85
表35																						86
夜 35																						
	フロこうにリノード	ノ・ロノ	<i>c</i> -	ᆓᆝ		n U	1 IL	X/I	ᄍ	17116	ι.	1114	,	()	U.J			-	-	-	-	 プし

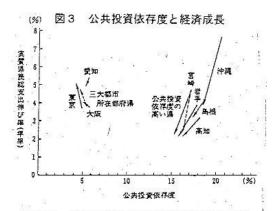
図 1 年間総実労働時間の国際比較(推計値、原則として製造業生産労働者、1985年)



(注) 労働省「昭和61年労働経済の分析」(労働白書)(昭和62年7月)による。



(注) 内閣府「国民生活に関する世論調査」による。



- (備考) 1. 経済企画庁「県民経済計算年報(61年版)」により作
 - 2.
 - 経済企画学 果氏経済計算年報(01 丁級/」。 成。 成。 成。 大大投資依存度は、県内総支出に占める全的総額 定資本形成の割合である。 公共投資依存度が15%以上の11道線(北海道、青 縦、岩手、秋田、新潟、鳥取、島根、高知、宮崎、 鹿児島、沖縄)である。 岩手県については、実質県民総支出が不明のため 実質県内総支出を代用した。 矢印の番点は52~55年度平均の公共投資依存度及 び52~55年度東県民総支出伸び車(年率)であり、 共成は55~58年度東時の公共投資依存度及び 55~58年度実質県民総支出伸び車(年率)である。 一年、10万和 6 1 在度年次経済。報告」に

 - 5.
- (注)経済企画庁「昭和61年度年次経済報告」による。

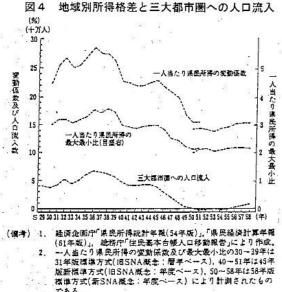


図 4

(注) 経済企画庁「昭和61年度年次経済報告」による。

(個考) -1.

表 1 当初基本構想作成時の諸元

表 1 当初]基本構想作成時の諸元					
道府県	構想名	特定地域面積	重点整備地区数	事業費 見通し <i>(</i> 億円)	年間利用者数 見通し(万人)	雇用者数 見通し(人)
北海道	北海道富良野・大雪リゾー ト地域整備構想	334,397ha	8	2,815	1,330	8,080
北海道	北海道ニセコ・羊蹄 洞爺周辺リゾー 地域整備構想	328,261ha	7	注2)1,586	注2)188	注2)2,800
青森県	津軽 岩木リゾー ト構想	158,621ha	8	1,249	771	1,807
岩手県	さん りく・リアス・リゾー ト構想	172,871ha	7	1,623	758	2,900
宮城県	栗駒 船形リフレッシュリゾート- オアシス 2 1構想	169,880ha	4	1,138	352	2,400
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾー トあきた構想	177,050ha	9	1,617	943	3,040
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	179,245ha	9	3,028	768	3,310
福島県	会津フレッシュリゾー ト構想	177,527ha	9	1,989	558	3,000
茨城県	茨城 きらめき・リゾー ト構想	175,676ha	6	2,423	504	21,900
栃木県	日光・那須リゾートライン構想	170,121ha	8	2,070	870	1,788
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー ト構想	175,358ha	13	2,958	1,463	8,010
埼玉県	秩父リゾー ト地域整備構想	99,417ha	4	938	700	2,100
千葉県	房総リゾート地域整備構想	178,581ha	11	9,500	2,280	9,051
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾー ト新潟構想	163,443ha	8	2,942	915	6,900
石川県	石川県南加賀 白山麓総合保養地域整備構想	154,872ha	6	3,239	1,495	4,600
福井県	奥越高原リゾー ト構想	112,758ha	5	1,059	385	2,290
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	154,714ha	6	1,749	693	4,248
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾー h構想	177,810ha	6	2,253	571	4,900
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	164,784ha	11	5,445	1,805	7,700
愛知県	三河湾地域リゾート構想	82,223ha	6	2,075	669	2,500
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	156,249ha	8	3,545	1,052	18,039
滋賀県	琵琶湖リゾー トネックレス構想	174,468ha	7	5,192	1,874	9,100
京都府	丹後リゾー ト構想	127,793ha	8	1,711	373	2,050
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	59,785ha	9	4,230	613	3,160
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	162,423ha	7	6,070	1,226	6,240
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾー ト構想	146,923ha	8	1,451	330	2,500
島根県	島根中央地域リゾート構想	169,493ha	7	1,233	172	970
岡山県	蒜山美作リゾー ト構想	163,107ha	11	2,169	268	2,430
広島県	瀬戸内中央リゾート構想	121,252ha	8	2,045	556	3,380
山口県	サザンセト・サンシャインリゾー ト構想	34,667ha	4	1,181	127	1,130
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	156,845ha	8	1,578	302	2,390
香川県	瀬戸内・サンリゾー ト構想	109,675ha	6	3,557	1,488	4,300
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー ト開発構想	140,356ha	10	2,904	755	3,680
高知県	土佐浜街道リゾート構想	143,071ha	7	2,423	589	2,490
福岡県	玄海レク・リゾー ト構想	143,305ha	9	5,734	3,964	11,479
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾー ト構想	175,038ha	8	1,738	565	3,100
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	145,377ha	7	3,656	1,338	6,700
熊本県	天草海洋リゾート基地建設構想	93,155ha	6	911	140	2,100
大分県	別府 くじゅうリゾー ト構想	148,658ha	9	1,898	890	3,130
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	133,271ha	6	1,985	459	7,000
鹿児島県	鹿児島サン ・オーシャン ・リゾー ト構想	167,495ha	9	2,403	638	2,400
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾー ト構想	226,281ha	10	5,379	2,136	18,440
合計				113,103	37,685	216,732

⁽注)1.当初基本構想、同参考資料及び基礎調査により作成

^{2.}事業費見通Uは基本構想の参考資料ないL基本構想作成前の基礎調査による10年間の事業費の見通し、年間利用者数見通U及び雇用者数見通Uは基本構想作成前の基礎調査による10年後の見通し、ただし、北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾー H地域整備構想は作成されてから日が浅いため、5年間ないし5年後の数値となっており、合計値から除外している。

^{3.}利用者及び雇用者については基礎調査で数字が示されていない重点整備地区があり、県合計から除外している。

^{4.}年間利用者数及び雇用者数は、基本構想作成時に存在している施設(既存施設)を含む。

表 2 - 1 現行基本構想の特定地域面積、重点整備地区数、特定施設数 (既供用を除く)

	見行基本構想の特正地或面積、重点整備地は					
道府県	構想名	特定地域面積	重点整備地区数	特定民間施設	その他の特定施設	特定施設合計
北海道	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想	334,397ha	8	202	28	230
北海道	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想	328,261ha	7	62	32	94
青森県	津軽 岩木リゾー ト構想	158,621ha	8	115	26	141
岩手県	さん りく・リアス・リゾー ト構想	172,871ha	7	156	50	206
宮城県	栗駒 船形 リフレッシュリゾート- オアシス 2 1構想	169,880ha	4	147	15	162
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾー トあきた構想	177,050ha	9	100	50	150
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	179,245ha	9	123	59	182
福島県	会津フレッシュリゾー ト構想	177,527ha	9	199	18	217
茨城県	茨城 きらめき・リゾート構想	175,676ha	6	137	31	168
栃木県	日光 那須リゾートライン構想	170,121ha	8	232	25	257
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー ト構想	175,358ha	13	249	43	292
埼玉県	秩父リゾート地域整備構想	99,417ha	4	68	23	91
千葉県	房総リゾート地域整備構想	178,581ha	11	349	16	365
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾー ト新潟構想	163,443ha	8	223	47	270
石川県	石川県南加賀 白山麓総合保養地域整備構想	154,872ha	6	152	39	191
福井県	奥越高原リゾー ト構想	112,758ha	5	59	32	91
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	154,714ha	6	137	75	212
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾー h構想	177,810ha	6	210	54	264
静岡県	「にっぽんリゾート・ふじの国」構想	164,784ha	11	250	48	298
愛知県	三河湾地域リゾー ト構想	82,223ha	6	81	29	110
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	156,249ha	8	153	25	178
滋賀県	琵琶湖リゾー トネックレス構想	174,468ha	7	209	38	247
京都府	丹後リゾー ト構想	127,793ha	8	143	58	201
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	59,785ha	9	225	51	276
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	162,423ha	7	298	75	373
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	146,923ha	8	153	64	217
島根県	島根中央地域リゾート構想	169,493ha	7	80	31	111
岡山県	蒜山美作リゾー ト構想	163,107ha	11	117	101	218
広島県	瀬戸内中央リゾー ト構想	121,252ha	8	154	30	184
山口県	サザンセト・サンシャインリゾー ト構想	34,667ha	4	91	79	170
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	156,845ha	8	99	31	130
香川県	瀬戸内・サンリゾー ト構想	109,675ha	6	165	58	223
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー I開発構想	140,356ha	10	272	31	303
高知県	土佐浜街道リゾー ト構想	143,071ha	7	99	41	140
福岡県	玄海レク・リゾー ト構想	143,305ha	9	306	12	318
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾー ト構想	175,038ha	8	165	85	250
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	145,377ha	7	219	47	266
熊本県	天草海洋リゾー ト基地建設構想	93,155ha	6	70	19	89
大分県	別府くじゅうリゾー F構想	148,658ha	9	200	60	260
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	133,271ha	6	106	21	127
鹿児島県	鹿児島サン・オーシャン・リゾー ト構想	167,495ha	9	286	105	391
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾー ト構想	226,281ha	10	232	14	246
合計				7,093	1,816	8,909
	左 1日 1日昭左					

表 2 - 2 現行基本構想の特定地域面積、重点整備地区数、特定施設数 (既供用を含む)

	見行基本構想の特定地域面積、重点整備地は					
道府県	構想名	特定地域面積	重点整備地区数	特定民間施設		特定施設合計
北海道	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想	334,397ha	8	205	33	238
北海道	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾー ト地域整備構想	328,261ha	7	158	83	241
青森県	津軽 岩木リゾー ト構想	158,621ha	8	116	39	155
岩手県	さん りく・リアス・リゾー ト構想	172,871ha	7	156	50	206
宮城県	栗駒 船形 リフレッシュリゾート- オアシス 2 1構想	169,880ha	4	164	24	188
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾー トあきた構想	177,050ha	9	105	50	155
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	179,245ha	9	135	81	216
福島県	会津フレッシュリゾー ト構想	177,527ha	9	226	36	262
茨城県	茨城 きらめき・リゾー ト構想	175,676ha	6	167	39	206
栃木県	日光 那須リゾー トライン構想	170,121ha	8	249	38	287
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー ト構想	175,358ha	13	251	50	301
埼玉県	秩父リゾー ト地域整備構想	99,417ha	4	94	45	139
千葉県	房総リゾート地域整備構想	178,581ha	11	358	16	374
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾー ト新潟構想	163,443ha	8	223	47	270
石川県	石川県南加賀 •白山麓総合保養地域整備構想	154,872ha	6	156	43	199
福井県	奥越高原リゾー ト構想	112,758ha	5	68	39	107
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	154,714ha	6	194	111	305
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾート構想	177,810ha	6	221	67	288
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	164,784ha	11	273	75	348
愛知県	三河湾地域リゾー ト構想	82,223ha	6	100	37	137
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	156,249ha	8	160	25	185
滋賀県	琵琶湖リゾー トネックレス構想	174,468ha	7	224	66	290
京都府	丹後リゾー ト構想	127,793ha	8	148	62	210
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	59,785ha	9	225	51	276
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	162,423ha	7	298	77	375
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	146,923ha	8	155	64	219
島根県	島根中央地域リゾート構想	169,493ha	7	98	46	144
岡山県	蒜山美作リゾー ト構想	163,107ha	11	132	141	273
広島県	瀬戸内中央リゾー ト構想	121,252ha	8	173	51	224
山口県	サザンセト・サンシャインリゾー ト構想	34,667ha	4	113	134	247
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	156,845ha	8	124	62	186
香川県	瀬戸内・サンリゾー ト構想	109,675ha	6	202	99	301
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー I開発構想	140,356ha	10	274	35	309
高知県	土佐浜街道リゾー ト構想	143,071ha	7	113	78	191
福岡県	玄海レク・リゾー ト構想	143,305ha	9	320	17	337
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾー ト構想	175,038ha	8	187	95	282
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	145,377ha	7	221	47	268
熊本県	天草海洋リゾー ト基地建設構想	93,155ha	6	72	25	97
大分県	別府くじゅうリゾー H構想	148,658ha	9	232	105	337
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	133,271ha	6	107	21	128
鹿児島県	鹿児島サン ・オーシャン・リゾー ト構想	167,495ha	9	318	226	544
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾー ト構想	226,281ha	10	282	59	341
合計				7,797	2,589	10,386

表3-1 現行基本構想における特定施設の状況(既存施設を含まない)

	特定民間施設	その他の特定施設	合 計	構成比(%)
1号施設(スポ・レク施設)	3,064	9 6 4	4,028	45.2
(うちゴルフ場)	2 8 0	3	283	3 . 2
(うちスキー場)	1 3 1	1 4	1 4 5	1 . 6
2号施設(教養文化施設)	6 5 8	292	9 5 0	10.7
3号施設(休養施設)	5 2 0	176	6 9 6	7.8
4号施設(集会施設)	3 0 0	7 9	3 7 9	4 . 3
5号施設(宿泊施設) (うちホテル)	1 , 2 6 7 6 0 3	5 3 7	1,320	1 4 . 8 6 . 8
その他(6号~8号施設)	1 , 2 8 4	2 5 2	1 , 5 3 6	17.2
合 計	7,093	1,816	8,909	100.0

表3-2 現行基本構想における特定施設の状況(既存施設を含む)

	特定民間施設	その他の特定施設	合 計	構成比(%)
1号施設(スポ・レク施設)	3,373	1,414	4,787	46.1
(うちゴルフ場)	3 1 8	5	3 2 3	3 . 1
(うちスキー場)	1 6 4	2 5	1 8 9	1.8
2号施設(教養文化施設)	7 4 1	4 2 1	1,162	11.2
3号施設(休養施設)	5 4 8	2 2 8	776	7.5
4号施設(集会施設)	3 1 7	1 2 7	4 4 4	4.3
5号施設(宿泊施設) (うちホテル)	1 , 4 4 9 7 1 2	8 7 1 1	1,536	14.8
その他(6号~8号施設)	1,369	3 1 2	1,681	16.2
合 計	7,797	2,589	10,386	100.0

表 4-1 特定施設の状況 (既供用を除く)

	•	平成 14年	平成 12年	差
特定民間施設	供用中	996	920	76
	整備中	178	281	-103
	計画中	1,398	1,660	-262
	構想中	4,521	4,279	242
	合計	7,093	7,140	-47
その他の特定施設	供用中	866	803	63
	整備中	82	136	-54
	計画中	175	189	-14
	構想中	693	684	9
	合計	1,816	1,812	4
合計	供用中	1,862	1,723	139
	整備中	260	417	-157
	計画中	1,573	1,849	-276
	構想中	5,214	4,963	251
	合計	8,909	8,952	-43

(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

2. 各年 1月 1日現在

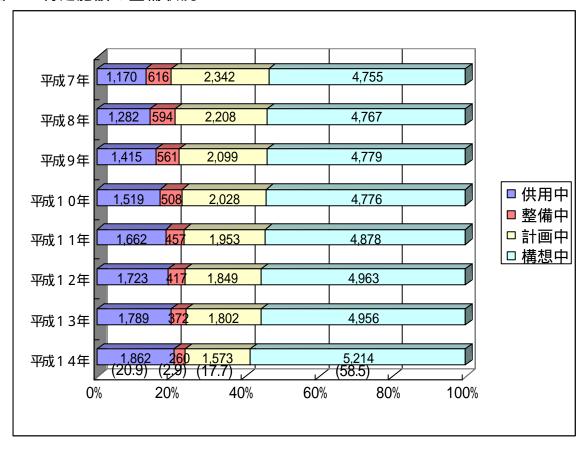
表 4-2 特定施設の状況 (既供用を含む)

TO 1 2 TO ACIDED	2 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	平成 14年	平成 12年	差
特定民間施設	供用中	1,700	1,638	62
TOVE STORES	整備中	178	281	-103
	計画中	1,398	1,660	-262
	構想中	4,521	4,279	242
	合計	7,797	7,858	-61
その他の特定施設	供用中	1,639	1,563	76
	整備中	82	136	-54
	計画中	175	189	-14
	構想中	693	684	9
	合計	2,589	2,572	17
合計	供用中	3,339	3,201	138
	整備中	260	417	-157
	計画中	1,573	1,849	-276
	構想中	5,214	4,963	251
企 、4 、类应用型	合計	10,386	10,430	-44

(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

2.各年1月1日現在

図 5 特定施設の整備状況



- (注)1.道府県調べにより国土交通省集計
 - 2.供用中には基本構想策定時に既に供用されていたものを含まない。
 - 3.数字は施設数であり、カッコ書はその割合である。

表 5 - 1 特定施設の進捗率 (既供用を除く)

<u>衣 5 - 1 :</u>	特定施設の進捗率 (既供用を除く)									
道府県	構想名								うち供用中	進捗率
		施設数	+ 整備中	(%)	特定施設数	+ 整備中	(%)	合計	+ 整備中	(%)
	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想	202	17	8.4			21.4	230	23	
	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想	62	5	• • •	32		34.4			
	津軽 岩木リゾート構想	115	27	23.5	26	17	65.4	141	44	31.2
	さん りく・リアス・リゾート構想	156	17	10.9			52.0			20.9
	栗駒 ·船形 リフレッシュリゾー トーオアシス 2 1構想	147	60	40.8	15			162	66	
	北緯 40° シーズナルリゾートあきた構想	100	16	16.0	50					
	蔵王・月山地域リゾート構想	123	10	8.1	59					
	会津フレッシュリゾート構想	199	44	22.1	18					
	茨城 きらめき・リゾート構想	137	10	7.3	31					
	日光 那須リゾートライン構想	232	51	22.0	25					
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想	249	31	12.4	43					
	秩父リゾート地域整備構想	68	19	27.9	23					
	房総リゾート地域整備構想	349	42	12.0	16					
	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート新潟構想	223	70	31.4	47					
	石川県南加賀 白山麓総合保養地域整備構想	152	22	14.5	39					
	奥越高原リゾート構想	59	24	40.7	32					
	山梨ハーベストリゾート構想	137	40	29.2	75					
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾート構想	210	7	3.3	54			264		
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	250	38	15.2	48					
	三河湾地域リゾート構想	81	19	23.5	29					
	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	153	39	25.5	25					
	琵琶湖リゾートネックレス構想	209	25	12.0						
	丹後リゾート構想	143	18	12.6						
	総合保養地域の整備に関する基本構想	225	33	14.7	51					
	"燦"黒潮リゾート構想	298	31	10.4	75					
	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	153	18	11.8	64					
	島根中央地域リゾート構想	80	17	21.3	31					
	蒜山美作リゾート構想	117	14	12.0	101					
	瀬戸内中央リゾート構想	154	22	14.3	30					
	サザンセト・サンシャインリゾート構想	91	5	5.5	79					
	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	99	9	9.1	31					
	瀬戸内・サンリゾート構想	165	20	12.1	58					
	えひめ瀬戸内リゾート開発構想	272	3	1.1 3.0	31 41					
	土佐浜街道リゾート構想	99			12					
	<u>玄海レク・リゾート構想</u> 歴史と自然のパノラマさがリゾート構想	306 165	27 40	8.8 24.2	12 85					
				54.3						
	ナガサキ・エキゾティック・リゾート構想 天草海洋リゾート基地建設構想	219 70	119	54.3 4.3	47 19					
		200	3		60					
	<u>別府くじゅうリゾート構想</u> 宮崎・日南海岸リゾート構想		44	22.0	21					
		106	35	33.0						
成	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	286	36	12.6						
	沖縄トロピカルリゾート構想	232	44	19.0						
合計	立見知 かに トロコー 六路少年 辻	7,093	1,174	16.6	1,816	948	52.2	8,909	2,122	23.8

表 5 - 2 特定施設の進捗率 (既供用を含む)

	特定施設の進捗率 (既供用を含む)									
道府県	構想名	特定民間	うち供用中		その他の				うち供用中	進捗率
		施設数	+ 整備中	(%)	特定施設数	+ 整備中	(%)	合計	+ 整備中	(%)
北海道	北海道富良野 ·大雪リゾート地域整備構想	205	20	9.8	33	11	33.3	238	31	13.0
北海道	北海道ニセコ·羊蹄·洞爺周辺リゾート地域整備構想	158	101	63.9	83	62	74.7	241	163	67.6
青森県	津軽 岩木リゾート構想	116	28	24.1	39	30	76.9	155	58	37.4
岩手県	さんりく・リアス・リゾート構想	156	17	10.9	50	26	52.0	206	43	20.9
宮城県	栗駒 船形リフレッシュリゾー トーオアシス 2 1構想	164	77	47.0	24	15	62.5	188	92	48.9
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾートあきた構想	105	21	20.0	50	33	66.0	155	54	34.8
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	135	22	16.3	81	47	58.0	216	69	31.9
福島県	会津フレッシュリゾート構想	226	71	31.4	36	24	66.7	262	95	36.3
茨城県	茨城 きらめき・リゾート構想	167	40	24.0		24	61.5	206	64	
栃木県	日光 ・那須リゾートライン構想	249	68			34		287		
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想	251	33						53	
	秩父リゾート地域整備構想	94	45				86.7			
	房総リゾート地域整備構想	358	51			16	100.0			
	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート新潟構想	223	70			24				
	石川県南加賀 ·白山麓総合保養地域整備構想	156								
	奥越高原リゾート構想	68	33			23	59.0			
	山梨ハーベストリゾート構想	194	97			68				
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾート構想	221	18		67	26				
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	273	61	22.3						
愛知県	三河湾地域リゾート構想	100				32				
	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	160								
	琵琶湖リゾートネックレス構想	224	40							
	丹後リゾート構想	148				31	50.0			
	総合保養地域の整備に関する基本構想	225	33		51	49		276		
	"燦 "黒潮リゾート構想	298				47				
	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	155	20			39				
	島根中央地域リゾート構想	98								
	蒜山美作リゾート構想	132	29			72				
	瀬戸内中央リゾート構想	173	41			39				
	サザンセト・サンシャインリゾート構想	113								
	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	124								
	瀬戸内・サンリゾート構想	202	57	28.2						
	えひめ瀬戸内リゾート開発構想	274								
高知県	土佐浜街道リゾート構想	113								
	玄海レク・リゾート構想	320	41			10			51	
	歴史と自然のパノラマさがリゾート構想	187	62							
	ナガサキ・エキゾティック・リゾート構想	221	121	54.8		29				
	天草海洋リゾート基地建設構想	72	5			13			18	
	別府くじゅうリゾート構想	232	76						162	
	宮崎・日南海岸リゾート構想	107	36			10	_			
	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	318								
	沖縄トロピカルリゾート構想	282								
合計	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7,797	1,878	24.1	2,589	1,721	66.5	10,386	3,599	34.7

表 6-1 施設種類別進捗率 (既供用を含まず)

TO I NEIXIEA	別進抄挙(既供用を召より)	T		* / L. L
		施設数	うち供用中 + 整備中	進捗率 (%)
特定民間施設	1号施設 (スポ・レク施設)	3,064	481	15.7
	2号施設 (教養文化施設)	658	115	17.5
	3号施設 (休養施設)	520	90	17.3
	4号施設 (集会施設)	300	38	12.7
	5号施設(宿泊施設)	1,267	168	13.3
	6号施設 (交通施設)	499	122	24.4
	7号施設(販売施設)	365	72	19.7
	8号施設 熱供給施設等)	420	88	21.0
	合計	7,093	1,174	16.6
その他の特定施設	1号施設 (スポ・レク施設)	964	497	51.6
	2号施設 (教養文化施設)	292	138	47.3
	3号施設 (休養施設)	176	98	55.7
	4号施設 (集会施設)	79	46	58.2
	5号施設 (宿泊施設)	53	23	43.4
	6号施設 (交通施設)	154	87	56.5
	7号施設(販売施設)	38	21	55.3
	8号施設 熱供給施設等)	60	38	63.3
	合計	1,816	948	52.2
合計	1号施設 (スポ・レク施設)	4,028	978	24.3
	2号施設 (教養文化施設)	950	253	26.6
	3号施設 (休養施設)	696	188	27.0
_	4号施設 (集会施設)	379	84	22.2
	5号施設(宿泊施設)	1,320	191	14.5
	6号施設 (交通施設)	653	209	32.0
	7号施設 (販売施設)	403	93	23.1
	8号施設 (熱供給施設等)	480	126	26.3
	合計	8,909	2,122	23.8

⁽注)1.道府県調べにより国土交通省集計 2.平成 14年 1月 1日現在

^{3.}施設数は現行基本構想における数値。進捗率はそのうち供用中 + 整備中の割合

表 6-2 施設種類別進捗率 (既供用を含む)

		施設数	うち供用中 + 整備中	進捗率 (%)
特定民間施設	1号施設 (スポ・レク施設)	3,373	790	
	2号施設 (教養文化施設)	741	198	
	3号施設 (休養施設)	548	118	
	4号施設 (集会施設)	317	55	
	5号施設(宿泊施設)	1,449	350	
	6号施設 (交通施設)	526	149	
	7号施設(販売施設)	396	103	
	8号施設 (熱供給施設等)	447	115	
	合計	7,797	1,878	24.1
その他の特定施設		1,414	947	67.0
	2号施設 (教養文化施設)	421	267	63.4
	3号施設 (休養施設)	228	150	
	4号施設 (集会施設)	127	94	
	5号施設(宿泊施設)	87	57	65.5
	6号施設 (交通施設)	187	120	
	7号施設(販売施設)	47	30	
	8号施設 (熱供給施設等)	78	56	
	合計	2,589	1,721	66.5
合計	1号施設 (スポ・レク施設)	4,787	1,737	36.3
	2号施設 (教養文化施設)	1,162	465	
	3号施設 (休養施設)	776	268	
	4号施設 (集会施設)	444	149	
	5号施設(宿泊施設)	1,536	407	26.5
	6号施設(交通施設)	713	269	
	7号施設(販売施設)	443	133	30.0
	8号施設 熱供給施設等)	525	171	32.6
	合計	10,386	3,599	34.7

⁽注)1 .道府県調べにより国土交通省集計 2 .平成 14年 1月 1日現在

^{3.}施設数は現行基本構想における数値。進捗率はそのうち供用中 + 整備中の割合

表 7-1 施設別進捗率 (既供用を除く)

<u> 12 / - 1 川田は入りした</u>	<u> </u>			
		施設数	供用中 + 整備中	進捗率 (%)
特定民間施設	ゴルフ場	280	86	30.7
	スキー場	131	48	36.6
	ホテル	603	103	17.1
	マリーナ	102	15	14.7
	合計	1,116	252	22.6
		·		
その他の特定施設	ゴルフ場	3	2	66.7
	スキー場	14	7	50.0
	ホテル	7	6	85.7
	マリーナ	26	12	46.2
	合計	50	27	54.0
合計	ゴルフ場	283	88	31.1
	スキー場	145	55	37.9
	ホテル	610	109	17.9
	マリーナ	128	27	21.1
	合計	1,166	279	23.9

⁽注)1.道府県調べにより国土交通省集計

^{2.}平成14年1月1日現在

^{3.}施設数は現行基本構想における数値。進捗率はそのうち供用中+整備中の割合

表 7-2 施設別進捗率 (既供用を含む)

<u> 12 / 7 2 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 / 12 </u>	ミシャギ じんけ			
		施設数	供用中 + 整備中	進捗率 (%)
特定民間施設	ゴルフ場	318	124	39.0
	スキー場	164	81	49.4
	ホテル	712	212	29.8
	マリーナ	109	22	20.2
	合計	1,303	439	33.7
その他の特定施設	ゴルフ場	5	4	80.0
	スキー場	25	18	72.0
	ホテル	11	10	90.9
	マリーナ	30	16	53.3
	合計	71	48	67.6
合計	ゴルフ場	323	128	39.6
	スキー場	189	99	52.4
	ホテル	723	222	30.7
	マリーナ	139	38	27.3
	合計	1,374	487	35.4

⁽注)1.道府県調べにより国土交通省集計

^{2.}平成14年1月1日現在

^{3.}施設数は現行基本構想における数値。進捗率はそのうち供用中+整備中の割合

表8 特定施設の種類別供用状況(平成14年1月1日現在)

	既供用施設数	供用施設数	合 計	構成比
1 号施設(スポ・レク施設) (うちゴルフ場) (うちスキー場)	7 5 9 (4 0) (4 4)	8 6 1 (7 1) (5 2)	1,620 (111) (96)	48.5% (3.3%) (2.9%)
2号施設(教養文化施設)	2 1 2	2 2 2	4 3 4	13.0%
3号施設(休養施設)	8 0	1 7 0	2 5 0	7.5%
4号施設(集会施設)	6 5	7 1	1 3 6	4.1%
5号施設(宿泊施設) (うちホテル)	216 (113)	152 (89)	368 (202)	11.0% (6.0%)
その他 6 号~ 8 号施設	1 4 5	3 8 6	5 3 1	15.9%
合 計	1,477	1,862	3,339	100.0%

(注)1:道府県調べにより国土交通省集計

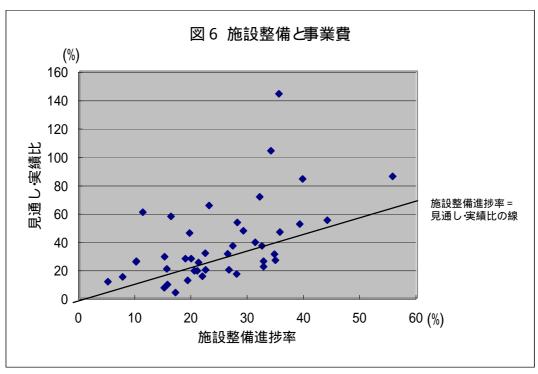
2:既供用施設とは、基本構想策定時に既に供用されていたものである。

表 9 事業費実績と当初構想時の見通しとの比較

衣り 争耒	質実績と当初構想時の見通しとの比較			
道府県	構想名	当初基本構想事業費 見通し <i>(</i> 億円)	事業費実績(億円)	見通し·実績比 <i>(</i> %)
北海道	北海道富良野・大雪リゾー ド地域整備構想	2,815	720	25.6
北海道	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想	注2)1,586	注2)60	注2)3.8
青森県	津軽 岩木リゾー ト構想	1,249	490	39.2
岩手県	さんりく・リアス・リゾー ト構想	1,623	310	19.1
宮城県	栗駒・船形リフレッシュリゾー トーオアシス 2 1構想	1,138	353	31.0
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾー トあきた構想	1,617	358	22.1
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	3,028	376	12.4
福島県	会津フレッシュリゾー ト構想	1,989	1,298	65.3
茨城県	茨城 きらめき・リゾー ト構想	2,423	499	20.6
栃木県	日光・那須リゾートライン構想	2,070	1,101	53.2
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー ト構想	2,958	862	29.1
埼玉県	秩父リゾー ト地域整備構想	938	644	68.7
千葉県	房総リゾート地域整備構想	9,500	900	9.5
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾー ト新潟構想	2,942	783	26.6
石川県	石川県南加賀 ·白山麓総合保養地域整備構想	3,239	897	27.7
福井県	奥越高原リゾート構想	1,059	580	54.8
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	1,749	1,817	103.9
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾー ト構想	2,253	335	14.9
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	5,445	1,506	27.7
愛知県	三河湾地域リゾー ト構想	2,075	1,081	52.1
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン構想」	3,545	2,524	71.2
滋賀県	琵琶湖リゾートネックレス構想	5,192	797	15.4
京都府	丹後リゾー h構想	1,711	339	19.8
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	4,230	714	16.9
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	6,070	1,158	19.1
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾー ト構想	1,451	452	31.2
島根県	島根中央地域リゾート構想	1,233	452	36.7
岡山県	蒜山美作リゾー ト構想	2,169	544	25.1
広島県	瀬戸内中央リゾート構想	2,045	753	36.8
山口県	サザンセト・サンシャインリゾー ト構想	1,181	234	19.8
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	1,578	908	57.5
香川県	瀬戸内・サンリゾート構想	3,557	1,683	47.3
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー I開発構想	2,904	336	11.6
高知県	土佐浜街道リゾート構想	2,423	177	7.3
福岡県	玄海レク・リゾート構想	5,734	1,486	25.9
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾート構想	1,738	871	50.1
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	3,656	3,132	85.7
熊本県	天草海洋リゾート基地建設構想	911	237	26.0
大分県	別府くじゅうリゾー ト構想	1,898	1,147	60.4
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	1,985	2,857	143.9
鹿児島県	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	2,403	760	31.6
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾー ト構想	5,379	2,459	45.7
合計		113,103	38,930	34.4

(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

- 2.当初基本構想事業費見通しは、当初の基本構想作成の際の参考資料における10年間事業費見通しないし当初基本構想作成前に行われた基礎調査による10年間事業費見通しの数値(北海道ニセコ 辛蹄 洞爺周辺リゾート地域整備構想」は作成時点が新しいため5年間の数値。このため、同構想に係る数値は合計値から除外している。)
- 3.事業費実績は平成13年度までの累積
- 4.見通し・実績比とは、当初基本構想事業費見通しに対する平成13年度までの事業費実績の比率である。
- 5.構想によっては、暫定値によるものがある。



(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

- 2.施設整備進捗率とは、当初の基本構想作成時に既に供用されていた施設を除く 現在の基本構想の特定施設数に対する供用中+整備中施設の割合
- 3.見通し・実績比は、当初の基本構想参考資料ないし基本構想作成前に行われた 基礎調査における10年間事業費見通し(北海道ニセコ 羊蹄・洞爺周辺リゾー 比地域整備構想は5年間)に対する平成13年度までの事業費実績の割合

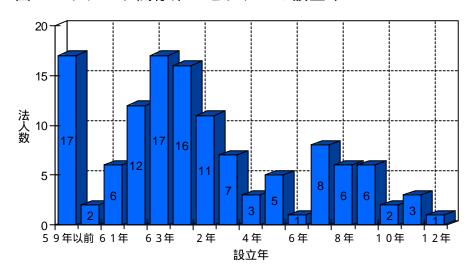
表10 地元の創意工夫により成果を上げている特定施設の事例と特徴

特定施設名【道府県名】	特 徴
やくらいガーデン【宮城県】	薬菜山の麓に広がる8つのテーマガーデン。ハーブを利用した体験講座の実施。庭園を結婚式場に開放。500万本のコスモスフェアなど年間を通してイベントを実施。 スキー場・ゴルフ場・ホテル(民間)と温泉施設・各種体験施設(町)の一体的整備で、当初の 3倍以上に入込客が増加。
新玉川温泉【秋田県】	癒しブームにのる。 地元の民間企業のアイデアにより、バリアフリー化に加え、ベッドの高さも高齢者等に配慮。
ウェスタン村 (オールド・ウェ スト・アミューズメントパー ク)【栃木県】	アトラクションの充実、イベントの開催、入村料の大幅値下げなどリピーター確保に努力。 周辺の鬼怒川・川治温泉郷や観光集客施設と連携した商品を開発。
潮風王国(サウスコーストリゾ ート千倉)【千葉県】	花畑の広がる海岸線に建つ南欧風の建物で地元の新鮮な魚介類、水産加工品等の販売や料理を提供。
ポール・ラッシュフォレスト 【山梨県】	環境教育、国際理解教育等が従来から行われており、全国的に知名度が高く、リピーター多し。
一色町さかな広場【愛知県】	地元で揚がった鮮魚を販売、飲食。
マキノ高原・マキノピックランド【滋賀県】	赤坂山の麓にあり、冬はゲレンデ、春~秋は緑のじゅうたんが広がりオールシーズン利用可能。 利用者の自然志向の高まりを踏まえた対応。きめ細かな施設運営(地元雇用者による親切な対応) 地元の農業従事者のアイデアも取り入れたニーズに合った事業の展開(キャンプ、自然観察、果 実狩り、温泉等) 施設の整備が段階的、継続的に行われているため、利用者にとって目新しい。平成13年度は約 10万人が利用(前年度の倍)
周防大島温泉【山口県】 ホテル大観荘【山口県】	温泉施設の整備。 積極的なPR。
グラバー園【長崎県】	高齢者、障害者等に配慮した園路整備やトイレ等のバリアフリー化。四季おりおりの花を咲かせるため植栽に注力。地域住民が一体となって年間を通じ多彩なイベントを実施。
ハウステンボス【長崎県】	年間通じた多彩なイベントの開催。年間を通しての植栽。環境学習プログラムの充実化。ハウステンボスボランティアガイド「フリーント」の創設。国内外への積極的な P R。

表11 総合保養地域以外の観光施設の動向

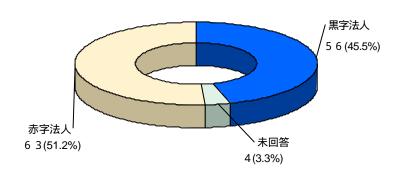
施設名	内 容	状 況	備考
A施設(仮称)	ホテル、温泉施設、集会施設、スポーツ施 設(テニス、乗馬等)	開業以来、入込客数は安定 売上高は減少傾向	
B施設(仮称)	馬をテーマとした施設	入込客数は一貫して増加 売上高も堅調に推移	空港へのアクセス良 修学旅行に対応
C施設(仮称)	遊園地、水族館、植物園	初年度のみ見込み入場者を超えたが、後は 一貫して減少 開業後3年あまりで破綻	
D施設(仮称)	農業公園	開業後3年目で入場者激減。現在も減少傾向(ピークの4~5分の1)	農業公園の状況は各地 でマチマチ
E施設(仮称)	ホテル、温泉、広場、動物園、各種体験工 房	入込客数、売上高とも一貫して増加	

図 7 リゾート関係第三セクターの設立年



(注)国土交通省調査「リゾート関係第三セクターの状況に関する 調査」(平成13年6月)による。

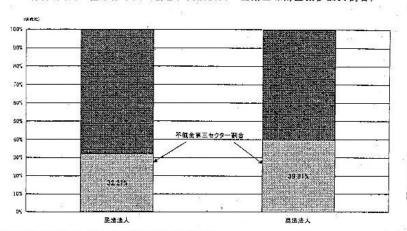
図8 リゾート関係第三セクターの経営収支



(注)国土交通省調査「リゾート関係第三セクターの状況に関する 調査」(平成13年6月)による。

図9 事業主体別不健全三セク割合 (平成12年)

(商法法人=経常赤字法人割合、民法法人=当期正味財産減少法人割合)。

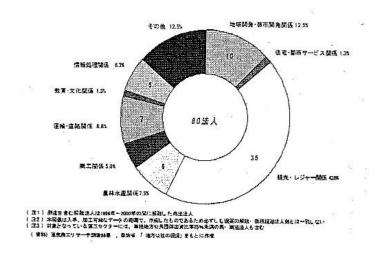


(3、1)対象となっている第三セクターは、単独地方公共団体出資調査で呼吸上の長・資保任人 (注2)非健主第三セクターとは、資法組入は経済参字法人、民法法人は自禁证殊財産充少法人を指す。

(資料)自治者「第三セクターの状況に関する調査発達について」をもとに作成

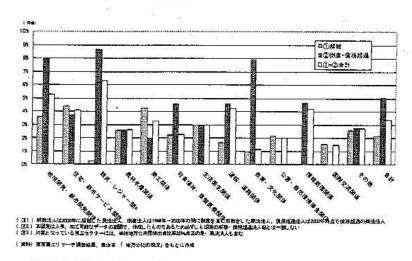
(注) 赤井伸郎、篠原哲「第三セクターの設立・破綻要因分析一新しい公共 投資手法PFIの成功にむけて一」日経研究論文(2001)による。

図10 第三セクター解散(倒産を含む)企業の内訳(平成8年~12年)



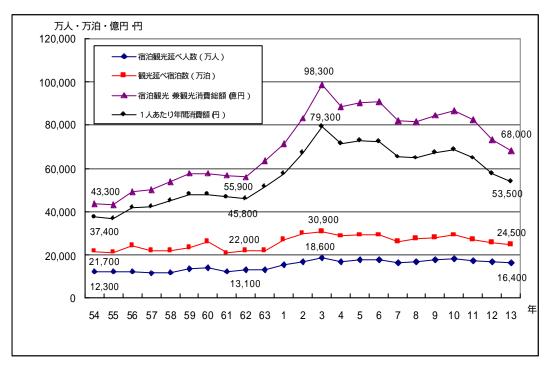
(注) 赤井伸郎、篠原哲「公共投資の効率化-PFI成功の鍵:第三セクターからの教訓-」財務省地域自立研究会報告書(2001)による。

図 1 1 分野別解散 (倒産を含む)企業・債務超過企業 (商法法人) ・解散法人 (民法法人) 発生率



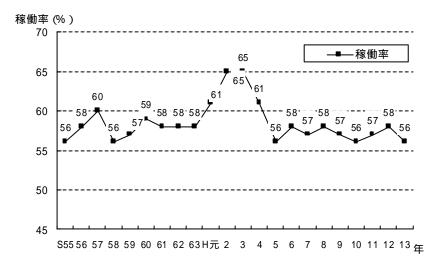
(注) 赤井伸郎、篠原哲「公共投資の効率化-PFI成功の鍵:第三セクターからの教訓-」財務省地域自立研究会報告書(2001)による。

図12 宿泊観光・兼観光消費総額等の推移



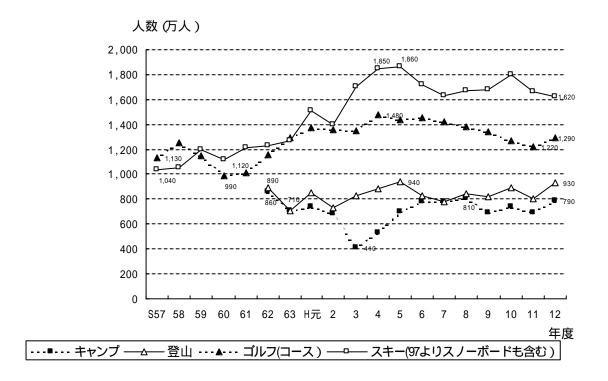
(注)国土交通省「観光白書」各年版による。

図13 リゾートホテルの稼働率の推移



(注)(社)日本ホテル協会「宿泊関係統計資料」より作成

図14 各種スポーツ参加人口の推移



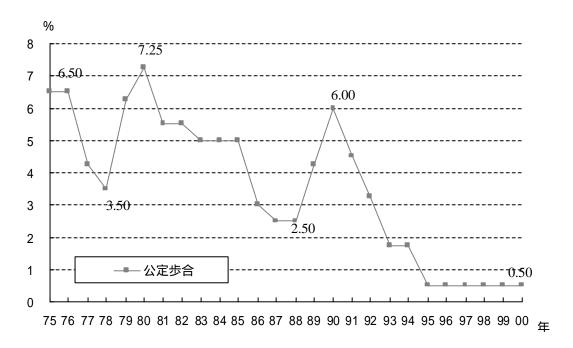
(注)レジャー白書(自由時間デザイン協会/旧余暇開発センター)より(財)日本交通公社作成

表13 法制定当時の市場規模展望(兆円、%)

業種	昭和60年	平成12年	平均成長率
リチャック 事務 造電 特 機 電子 機 機 種 電 鉄 維 維 維 維 維 維 維 # # # # # # # # # # # #	2 . 4	1 2 . 0	1 2 . 2
	2 . 3	1 0 . 4	1 0 . 7
	2 . 4	0 . 5	- 1 0 . 0
	3 . 3	1 3 . 5	9 . 8
	4 . 0	7 . 3	4 . 0
	4 . 6	8 . 4	4 . 1
	5 . 8	9 . 1	3 . 1
	8 . 8	1 2 . 4	2 . 3

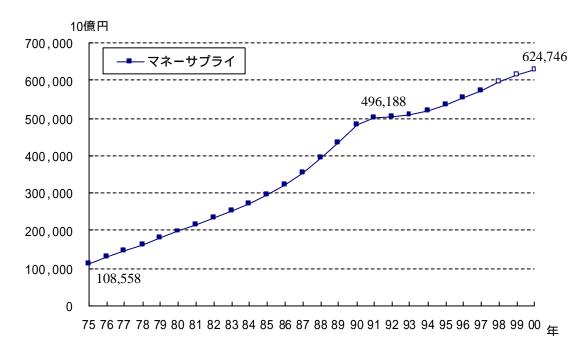
(注) リゾートについては、野村総合研究所「2000年のリゾート産業」(1989)、他については、日本経済研究センター推計(1989)による。

図15 公定歩合 年利(年末)



(注)日本銀行「経済統計年報」による。

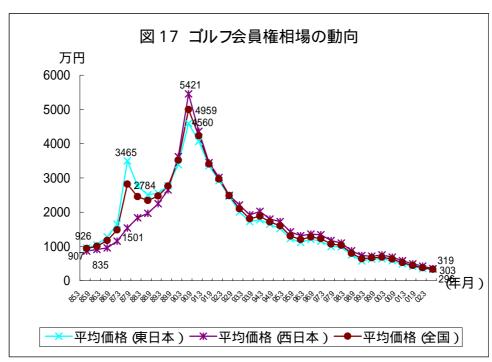
図 1 6 マネーサプライ・M 2 + C D



(注) 1.日本銀行「経済統計月報、同年報」による。 2.平成10年より在日外銀、外資系信託、全信連の国内預金等を加 えた新ベース 表 15 昭和 63年当時の業種別レジャー・リゾート事業参入動向

DA TO THIS TO T		生力 レノ ヤ		多八到归	
	社数	参入企業	稼働施設有り	建設中施設有り	構想中施設有り
水産 ·食品	62	15%	6%	0%	8%
建設	69	33%	13%	16%	4%
エンジニアリング	27	4%	0%	0%	4%
繊維	46	7%	4%	0%	2%
紙 パルプ	20	10%	10%	0%	0%
化学	95	4%	1%	1%	2%
薬品	31	0%	0%	0%	0%
鉱業 石油	17	12%	6%	0%	12%
ゴム	10	0%	0%	0%	0%
窯業	32	13%	3%	0%	9%
鉄鋼	38	16%	8%	3%	5%
非鉄金属	24	13%	8%	0%	4%
金属製品	22	0%	0%	0%	0%
機械	85	5%	2%	0%	2%
電気機械	110	1%	1%	0%	0%
輸送機械	52	15%	4%	0%	12%
精密他製造	48	2%	0%	2%	2%
総合商社	9	78%	22%	11%	56%
専門商社	47	6%	4%	0%	2%
ファッション	20	10%	0%	0%	5%
百貨店スーパー	41	7%	2%	0%	2%
その他商業	15	20%	7%	0%	7%
ファイナンス	14	14%	0%	0%	14%
不動産	21	38%	33%	0%	5%
運輸	48	38%	33%	0%	4%
その他	39	13%	10%	0%	3%
	1042	12%	6%	1%	4%

(注)野村総合研究所「2000年のリゾート産業」(1989)による。



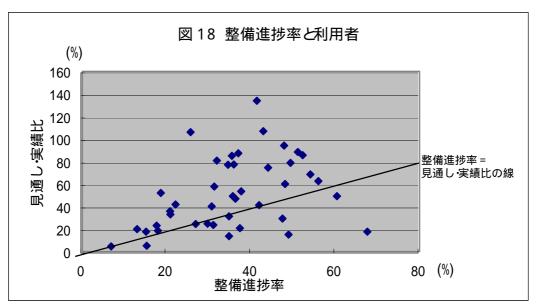
(注) 日経産業新聞 生要530コースゴルフ会員権相場」による。

表 16 利田老の宝績の状況

	月者の実績の状況			
道府県	構想名	構想見通し(万人)	13年度利用者(万人)	見通し・実績比 (%)
北海道	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想	1,330	263	19.8
北海道	北海道ニセコ·羊蹄·洞爺周辺リゾート地域整備構想	注2)188	注2)33	注2)17.6
青森県	津軽 岩木リゾート構想	771	160	20.8
岩手県	さん りく・リアス・リゾー ト構想	758	251	33.1
宮城県	栗駒 船形リフレッシュリゾートーオアシス 2 1構想	352	53	15.1
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾートあきた構想	943	129	13.7
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	768	620	80.7
福島県	会津フレッシュリゾート構想	558	261	46.8
茨城県	茨城 きらめき・リゾート構想	504	119	23.6
栃木県	日光 邪須リゾートライン構想	870	739	84.9
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー l構想	1,463	337	23.0
埼玉県	秩父リゾート地域整備構想	700	345	49.3
千葉県	房総リゾート地域整備構想	2,280	425	18.6
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート新潟構想	915	287	31.4
石川県	石川県南加賀 ·白山麓総合保養地域整備構想	1,495	625	41.8
福井県	奥越高原リゾート構想	385	330	85.6
山梨県	山梨ハーベストリゾー h構想	693	475	68.5
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾート構想	571	29	5.1
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	1,805	1,043	57.8
愛知県	三河湾地域リゾート構想	669	592	88.5
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	1,052	810	77.0
滋賀県	琵琶湖リゾートネックレス構想	1,874	751	40.1
京都府	丹後リゾート構想	373	395	106.0
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	613	151	24.6
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	1,226	439	35.8
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	330	81	24.5
島根県	島根中央地域リゾート構想	172	162	94.2
岡山県	蒜山美作リゾート構想	268	234	87.3
広島県	瀬戸内中央リゾート構想	556	273	49.1
山口県	サザンセト・サンシャインリゾート構想	127	100	78.7
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	302	404	133.8
香川県	瀬戸内・サンリゾート構想	1,488	435	29.2
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー I開発構想	755	35	4.6
高知県	土佐浜街道リゾート構想	589	314	53.3
福岡県	玄海レク・リゾート構想	3,964	702	17.7
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾート構想	565	604	106.9
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	1,338	838	62.6
熊本県	天草海洋リゾート基地建設構想	140	73	52.1
大分県	別府くじゅうリゾー ト構想	890	534	60.0
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	459	355	77.3
鹿児島県	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	638	476	74.6
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾート構想	2,136	882	41.3
合計	11111111	37.685	16.131	42.8

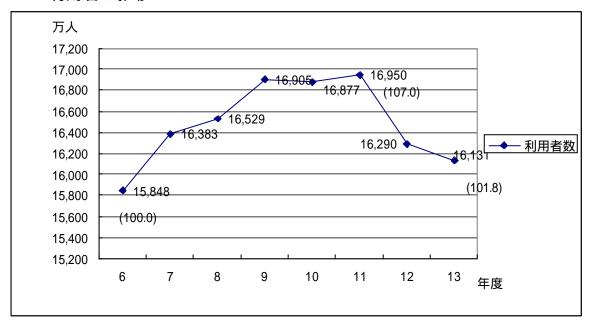
- | 37,685| 16,131| (注)1. 道府県調べにより国土交通省集計 2. 構想見通しとは当初の基本構想作成前に行われた基礎調査による10年後利用者見通しの数値(乳海道ニセコ 辛蹄・河爺周辺リゾート地域整備構想」は5年後の数値。このため、同構想に係る数値は合計値から除外している。)。なお、当初の見通しの記載のない一部重点整備地区を除く。

 - 3.見通し実績比とは、構想見通しに対する13年度利用者実績の割合である。 4.構想によっては、暫定値によるものがある。 5.公営ハイキングコース等正確な利用者が計測できない施設があり、低めのバイアスがかかっている可能性がある。



- (注)1.道府県調べにより国土交通省集計
 - 2.施設整備進捗率とは、当初の基本構想作成時に既に供用されていた施設を含む、 現在の基本構想の特定施設数に対する供用中+整備中施設の割合
 - 3.見通し 実績比は、当初の基本構想作成前に行われた基礎調査による10年後利用者見通し(北海道ニセコ 辛蹄 洞爺周辺リゾート地域整備構想」は5年後)に対する13年度の利用者実績の割合。なお、当初見通しの記載のない一部重点整備地区を除く

図19 利用者の推移



(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

- 2.カッコ書は平成6年度の利用者数を100とした場合の平成13年度の利用者数を指数化したものである。
- 3.途中で承認された1地域は集計から除いている。
- 4. 平成6年度から平成13年度にかけて新たに供用された特定施設は687ヶ所ある。

表17 利用者数の全国観光延べ人数との比較 (H6年度=100.0)

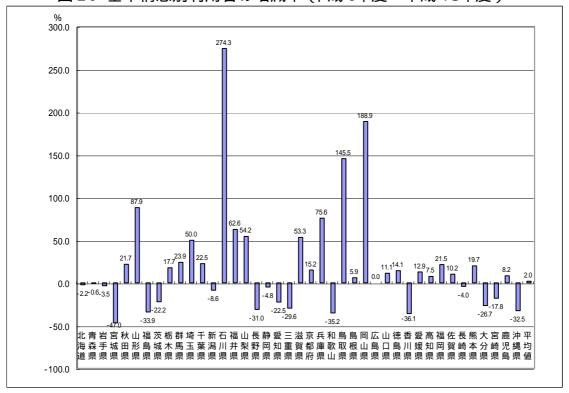
	平成6年度	平成10年度	平成13年度
特定施設の全利用者数	100.0	106.5	101.8
全国観光延べ人数	100.0	101.7	93.2

(注)1:特定施設の全利用者数は、各特定施設から道府県を通じて聞き取りをしたもの(国 土交通省調べ)である。一方、全国観光延べ人数は、国民へのアンケート調査により 集計したもの(国土交通省「観光白書」各年版による)となっており、両者の調査対 象及び調査方法は異なる。

2:特定施設の全利用者数につき、途中で承認された1地域は集計から除いている。

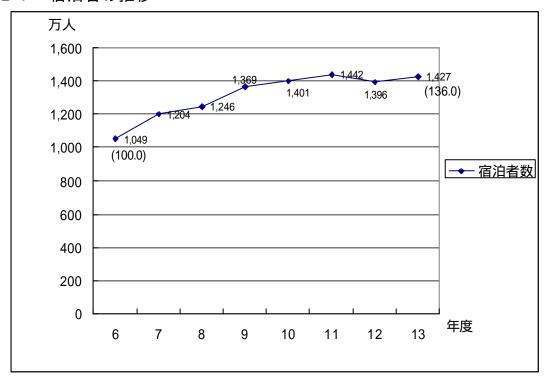
3:平成6年度から平成13年度にかけて新たに供用された特定施設は687ヶ所ある。

図20 基本構想別利用者の増減率(平成6年度~平成13年度)



- (注)1.道府県調べにより国土交通省集計
 - 2.データは、平成6年度の利用者数に対する平成13年度の利用者数の増減率である。
 - 3.途中で承認された1地域はデータから除いている。
 - 4.構想によっては、暫定値によるものがある。

図21 宿泊者の推移



(注)1.国土交通省調べ

- 2.カッコ書は平成6年度の宿泊者数を100とした場合の平成13年度の宿泊者数を指数化したものである。
- 3. 連続して数値のとれない4地域は集計から除いている。
- 4. 平成6年度から平成13年度にかけて新たに供用された特定施設 (宿泊施設)は44ヶ所ある。

表18 宿泊者数の全国との比較

(H6年度=100.0)

	平成6年度	平成10年度	平成13年度
特定施設(宿泊施設) の全宿泊者数	100.0	133.6	136.0
全国観光及び兼観光宿 泊客数	100.0	101.5	89.1

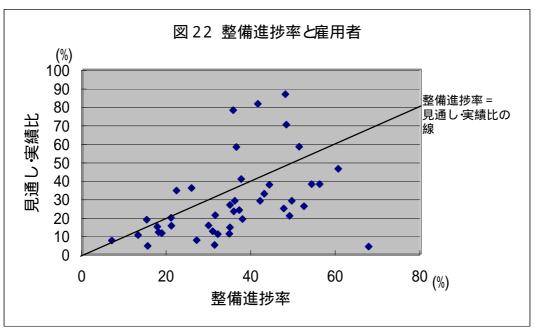
- (注) 1:特定施設(宿泊施設)の全宿泊者数は道府県調べにより国土交通省集計。全国観 光及び兼観光宿泊客数は国土交通省調べ
 - 2: 道府県により推計方法が異なるため、合計値の伸びにより比較している。
 - 3:特定施設(宿泊施設)の全宿泊者数につき、連続して数値のとれない4地域は集計から除いている。
 - 4:平成6年度から平成13年度にかけて新たに供用された特定施設(宿泊施設)は44ヶ所ある。

表 10 庭田孝宝績の状況

	用者実績の状況			
道府県	構想名	構想見通し(人)	14年度実績 (人)	見通し・実績比 (%)
北海道	北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想	8,080	825	10.2
北海道	北海道ニセコ 羊蹄 洞爺周辺リゾート地域整備構想	注3)2,800	注3)113	注3)4.0
青森県	津軽 岩木リゾート構想	1,807	734	40.6
岩手県	さん りく・リアス・リゾー ト構想	2,900	441	15.2
宮城県	栗駒 船形リフレッシュリゾー トーオアシス 2 1構想	2,400	495	20.6
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾートあきた構想	3,040	808	26.6
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	3,310	356	10.8
福島県	会津フレッシュリゾート構想	3,000	1,735	57.8
茨城県	茨城 きらめき・リゾート構想	21,900	1,068	4.9
栃木県	日光 邪須リゾートライン構想	1,788	1,391	77.8
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー ト構想	8,010	1,179	14.7
埼玉県	秩父リゾート地域整備構想	2,100	969	46.1
千葉県	房総リゾート地域整備構想	9,051	1,055	11.7
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾート新潟構想	6,900	996	14.4
石川県	石川県南加賀 ·白山麓総合保養地域整備構想	4,600	1,580	34.3
福井県	奥越高原リゾー ト構想	2,290	594	25.9
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	4,248	1,603	37.7
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾート構想	4,900	217	4.4
静岡県	にっぽんリゾート・ふじの国」構想	7,700	1,613	20.9
愛知県	三河湾地域リゾート構想	2,500	1,453	58.1
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想	18,039	1,974	10.9
滋賀県	琵琶湖リゾートネックレス構想	9,100	1,115	12.3
京都府	丹後リゾート構想	2,050	731	35.7
兵庫県	総合保養地域の整備に関する構想	3,160	490	15.5
和歌山県	'燦 '黒潮リゾート構想	6,240	1,223	19.6
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾート構想	2,500	186	7.4
島根県	島根中央地域リゾート構想	970	838	86.4
岡山県	蒜山美作リゾート構想	2,430	577	23.7
広島県	瀬戸内中央リゾート構想	3,380	778	23.0
山口県	サザンセト・サンシャインリゾート構想	1,130	324	28.7
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの海と森構想	2,390	1,942	81.3
香川県	瀬戸内・サンリゾート構想	4,300	1,057	24.6
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾート開発構想	3,680	268	7.3
高知県	土佐浜街道リゾート構想	2,490	471	18.9
福岡県	玄海レク・リゾート構想	11,479	2,134	18.6
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾート構想	3,100	1,009	32.5
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー h構想	6,700	2,534	37.8
熊本県	天草海洋リゾート基地建設構想	2,100	238	11.3
大分県	別府くじゅうリゾート構想	3,130	2,194	70.1
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	7,000	2,014	28.8
鹿児島県	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	2,400	900	37.5
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾート構想	18,440	5,293	28.7
合計	The state of the s	216,732		21.9

- (注)1 .道府県調べにより国土交通省集計

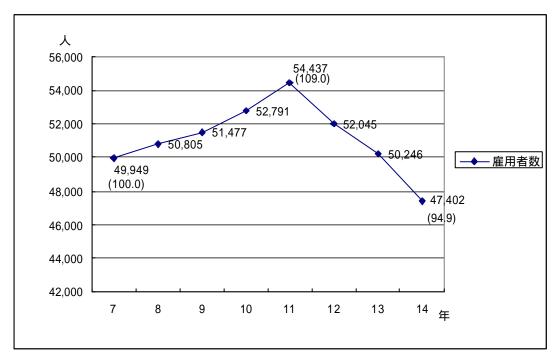
 - 7. 連門 (1878年) (1878年) 2. 実績は 4月 1日現在である。 3. 構想見通しとは当初の基本構想作成前に行われた基礎調査における 10年後雇用者見通しの数値 (牝海道ニセコ・羊蹄 洞爺周辺リゾート地域整備構想は 5年後の数値。このため、同構想に係る数値は合計値から除外している。)。 なお、当初の見通しの記載のない一部重点整備地区を除く
 - 4.見通し実績比とは、構想見通しに対する14年4月1日現在の雇用者実績の割合である。 5.構想によっては、暫定値によるものがある。



(注)1.道府県調べにより国土交通省集計

- 2.施設整備進捗率とは、当初の基本構想作成時に既に供用されていた施設を含む、 現在の基本構想の特定施設数に対する供用中+整備中施設の割合
- 3.見通し実績比は、当初の基本構想作成前に行われた基礎調査における10年後雇用者見通し(北海道ニセコ 羊蹄 洞爺周辺リゾート地域整備構想」は5年後)に対する平成14年4月1日現在の雇用者実績の割合。なお、当初見通しの記載のない一部重点整備地区を除る。

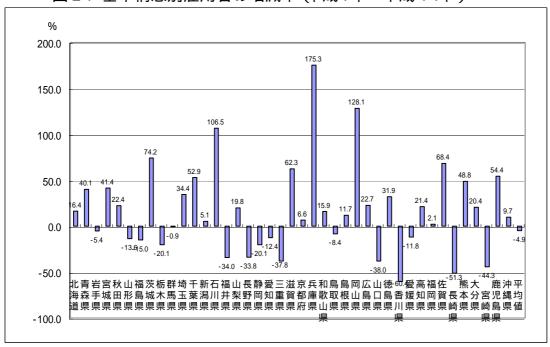
図23 雇用者の推移(各年4月1日現在)



(注)1. 道府県調べにより国土交通省集計

- 2.カッコ書は平成7年の雇用者数を100とした場合の平成14年の雇用者数を指数化したものである。
- 3. 途中で承認された1地域は集計から除いている。
- 4. 平成 7 年から平成 1 4 年にかけて新たに供用された特定施設は 6 8 7 ヶ所 ある。

図 24 基本構想別雇用者の増減率 (平成 7年~平成 14年)



- (注)1.道府県調べにより国土交通省集計
 - 2.データは、平成7年の雇用者数に対する平成14年の雇用者数の増減率である。3.途中で承認された1地域はデータから除いている。

 - 4.構想によっては、暫定値によるものがある。

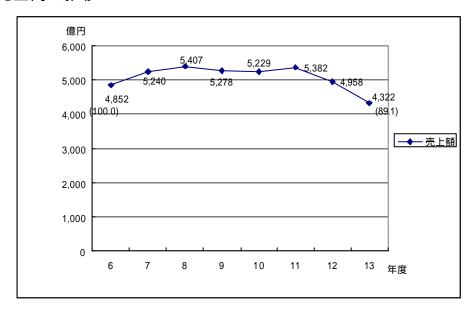
表 20 売上高実績の状況

表 20 売.	上高実績の状況	
道府県	構想名	13年度売上高 (億円)
北海道	北海道富良野·大雪リゾート地域整備構想	22
北海道	北海道ニセコ·羊蹄·洞爺周辺リゾート地域整備構想	4
青森県	津軽 岩木リゾート構想	31
岩手県	さんりく・リアス・リゾー ト構想	44
宮城県	栗駒 船形リフレッシュリゾー トーオアシス 2 1構想	22
秋田県	北緯 40° シーズナルリゾー トあきた構想	55
山形県	蔵王・月山地域リゾート構想	33
福島県	会津フレッシュリゾー ト構想	85
茨城県	茨城 きらめき・リゾート構想	54
栃木県	日光 邪須リゾートライン構想	128
群馬県	ぐんまリフレッシュ高原リゾー I構想	84
埼玉県	秩父リゾート地域整備構想	50
千葉県	房総リゾート地域整備構想	97
新潟県	雪と緑のふるさとマイ・ライフリゾー ト新潟構想	66
石川県	石川県南加賀 ·白山麓総合保養地域整備構想	181
福井県	奥越高原リゾー ト構想	33
山梨県	山梨ハーベストリゾート構想	180
長野県	"フレッシュエア信州 "千曲川高原リゾー b構想	15
静岡県	にっぽんリゾートッふじの国」構想	139
愛知県	三河湾地域リゾート構想	106
三重県	国際リゾート「三重サンベルトゾーン構想」	258
滋賀県	琵琶湖リゾートネックレス構想	54
京都府	丹後リゾー h構想	117
兵庫県	総合保養地域の整備に関する基本構想	25
和歌山県	"燦 "黒潮リゾー ト構想	114
鳥取県	ふるさと大山ふれあいリゾー ト構想	15
島根県	島根中央地域リゾート構想	44
岡山県	蒜山美作リゾー ト構想	22
広島県	瀬戸内中央リゾー ト構想	52
山口県	サザンセト・サンシャインリゾー ト構想	21
徳島県	ヒューマン・リゾートとくしまの国と森構想	369
香川県	瀬戸内・サンリゾー ト構想	69
愛媛県	えひめ瀬戸内リゾー ト開発構想	19
高知県	土佐浜街道リゾート構想	40
福岡県	玄海レク・リゾート構想	78
佐賀県	歴史と自然のパノラマさがリゾー ト構想	182
長崎県	ナガサキ・エキゾティック・リゾー ト構想	453
熊本県	天草海洋リゾート基地建設構想	17
大分県	別府くじゅうリゾー F構想	175
宮崎県	宮崎・日南海岸リゾート構想	92
鹿児島県	鹿児島サン・オーシャン・リゾート構想	61
沖縄県	沖縄 トロピカルリゾー ト構想	620
合計		4,326

⁽注)1. 道府県調べにより国土交通省集計

^{2.}構想によっては、暫定値によるものがある。

図25 売上高の推移



- (注)1. 道府県調べにより国土交通省集計
 - 2.カッコ書は平成6年度の売上高を100とした場合の平成13年度の売上高を指数化したものである。
 - 3. 途中で承認された1地域は集計から除いている。
 - 4. 平成6年度から平成13年度にかけて新たに供用された特定施設は687ヶ所ある。

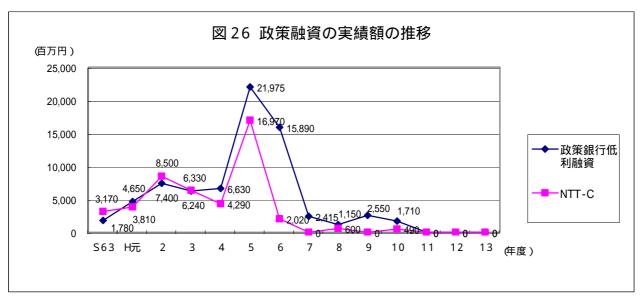
表 2 1 - 1 特定施設の地域への波及効果 (重点整備地区全体への効果)の例

重点整備地区名【道府県名】	波及効果
北星丘陵リゾート地区【北海道】	丘陵観光地で観光客、ゴルフ客の集客、それに伴い雇用の増加、地元特産品等の消費による農業、商業振興ができている。 [参考] ・ホテルオリカ&ゴルフリゾート宿泊者数 平成9年度:1万人 平成13年度:2万1千人 ・地域雇用者 平成8年度:32人 平成13年度:62人
玉川地区【秋田県】	地域のイメージアップによる来訪者の増加 特定民間施設「新玉川温泉」の開業により、玉川地区全体への入り込み客は 平成9年 415千人 13年 733千人と急増 また、「新玉川温泉」のオープン以降、売上げも3年間で約1.3倍に増加
今市杉並木地区【栃木県】	地域経済の活性化(地元特産品の販路拡大) 特定施設において地元特産品年間7百万円の売上あり。 地域のイメージ形成、PR効果 日光杉並木街道や特産の「そば」などの地域資源を通じて地域のイメージ形成や地域のPR に貢献。県が推進している農村レストランにおいても「そば」の普及・拡大。また、地元のそ ば屋が今市手打ちそばの会を設立し、平成14年には「日本そば博覧会」を開催。
伊勢・二見地区【三重県】	地域の活性化 地元の民間企業によるおかげ横丁の整備にあわせて周辺の飲食・物販店が増加。おかげ横丁にあるホールや広場を利用した地域住民による文化活動が活発化。地域住民による「伊勢おはらい町会議」が結成され、イベントの開催や歴史的町並み保全活動に取組。地域景観の保全・向上おかげ横丁とともに、隣接のおはらい町でも町並み保全・整備が行われ、より広い地域で昔の伊勢神宮参道の賑わいが再現。住民も店舗等の新・増・改築に際しまちなみ保全に協力。地域のイメージの向上おかげ横丁に年間200万人の来訪者。三重県有数の観光拠点。地域住民が誇りを持って客を招待できる「応接間」としての役割。交流の拡大歴史的町並み保全・整備により、飲食・物販店を眺めながら町を歩く人が増大。来訪者の滞留時間が増加。来訪者の約7割がリピーター。県外からの来訪者が半数超。

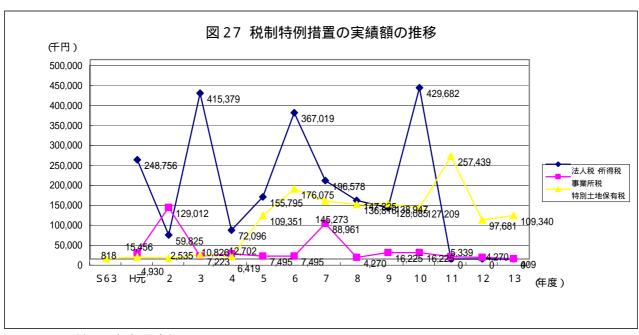
重点整備地区名【道府県名】	波及効果
網野峰山地区【京都府】	地域の環境保全の取組 「丹後地域文化オープンカレッジ」を通じ、地域環境への関心が高まり、「琴引浜の自然を 守る条例」が制定された。 地場産業の育成 丹後ブランド商品の認定が進められている。
矢上田所地区【島根県】	地域経済の活性化 周辺で飲食店が増加。農業生産物等の地元産品の販路が拡大。地域が一体となった特産品開発の気運生じる。 地域景観の保全・向上 地域の景観形成進む。景観に対する住民意識が向上。 地域イメージの向上 近隣都市住民からの町の認知度向上。地域住民に自信。 交流拡大 来訪者と地域住民など多様な交流増加。都市住民が定住するようになった。
蒜山川上地区【岡山県】	地域経済の活性化(地元産品の販路拡大) 酪農や高原野菜の生産が盛んな農業地帯を生かしたリゾート整備を進めており 特定施設における地元産品等の売上高 292百万円(13年度)
針尾・西海橋地区【長崎県】(効果は全県におよぶ)	県全体のイメージアップ、来県者の増加 ハウステンボスにより観光長崎県としてのイメージアップ。県内観光地情報の発信。入場客 の県内観光地への回遊。国外(中国・韓国など)の観光客誘致。
国際海浜コンベンションリゾートゾーン【宮崎県】(効果は全県におよぶ)	観光・リゾートの振興 大型の会議・宿泊施設が整備されたことにより、観光客数やコンベンション等の開催件数、スポーツキャンプが増加するとともに、周辺地域への周遊が図られ、県内全域に様々な面での波及効果があった。 国際化の進展 国際化に対応したハードはもとより、ソフト面でのレベルアップが図られ、九州・沖縄サミット外相会合やワールドカップサッカーキャンプなど、世界レベルの会議やイベントが開催できるまでになった。これに連動して、外国人観光客が増加した。

表 2 1 - 2 特定施設の地域への波及効果 (所得効果・雇用創出効果)の例

構想名【道府県名】	波及効果
会津フレッシュリゾート構想【福島県】	福島県では、リゾート施設の整備が地域の振興にどのように貢献しているのかを把握するため、 平成9年度に「会津フレッシュリゾート地域振興効果等調査」(構想策定時(昭和63年)と10 年後の平成8年とを比較)を実施。 構想承認後新たに開業した8事業者による効果(平成8年のデータ) ・所得効果 181億円(うち直接効果97億円) ・雇用創出効果 1,395人(うち直接効果733人)



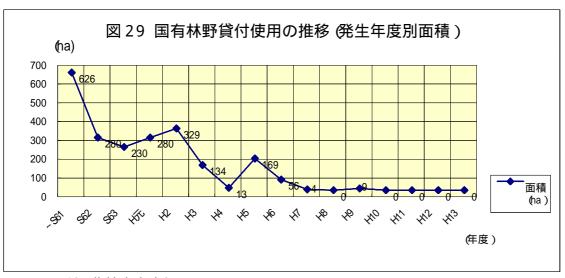
(注)国土交通省調べ



(注)国土交通省調べ



(注)農林水産省調べ



(注)農林水産省調べ

表23 機能充実面でのソフト的な支援

制度名	概要	実績
リゾート整備アドバイザー派遣事業	趣旨 リゾートの整備を進めている地方公共団体に対し、有識者を現地に派遣して適切な助言等をリゾートの整備に派遣して適切を活かした多様にの特色を活かした多様にの整備に資金をでは、地方公共団体(都道府県及び市では、地方の要請に基づした。適切なる。を行うアドバーを現地にいいて、の実情に即びたの地域の実情に即びに応じたが、地域の実情に即びに応じたが、の方法、地域の実にのの方法をである。 ・地域の実情に即びに応じての時間が、できまれて、地域の実情にのできまれて、の方法をできまれて、できまれて、できまれて、いる。	実績 平成5年度から平成14年度までの間、71地域(約142名のアドバイザーを派遣) ・平成5年度:青森県、岩手県(一関市)、福島県(会津若松市) 千葉県(小見川町他3町)、石川県(富来町)、長野県(堀金村)、京都府、兵庫県(家島町)鳥取県(岸本町)福岡県(志摩町) ・平成6年度:岩手県、福島県(郡山市)、埼玉県、静岡県(大東町)、三重県、和歌山県(下津町)鳥取県、愛媛県(岩城村)沖縄県・平成7年度:埼玉県、長野県(信州新町)岐阜県(武芸川町)奈良県(曽爾村)、徳島県、福岡県(飯塚市)佐賀県(浜玉町) ・平成8年度:山形県(酒田市)福島県(いわき市)石川県(鹿島町)山梨県(丹波山村)愛媛県(小松町)佐賀県、長崎県(大島村)鹿児島県・平成9年度:岩手県(葛巻町・山形村)山形県(天董市)新潟県、岐阜県、滋賀県(マキノ町)兵庫県(村岡町)広島県(芸北町)佐賀県(太良町)大分県(鶴見町)・平成10年度:北海道(沼田町)秋田県(鹿角市)三重県(磯部町)滋賀県、島根県(旭町)佐賀県(有田町)大分県(荻町)沖縄県(与那国町)・平成11年度:秋田県(田沢湖町)茨城県(大洗町)滋賀県(守山市)島取県、島根県(石見町)・平成12年度:秋田県(森吉町)福島県(北塩原村)茨城県(里美村)山梨県、島根県(石見町)・平成13年度:福島県(下郷町)兵庫県(一宮町)島根県(江津市)沖縄県(島尻地域)・平成13年度:福島県(下郷町)兵庫県(一宮町)島根県(大島町)鹿児島県、沖縄県(糸満市)
リゾート地域チャ レンジプログラム 支援事業	趣旨 リゾート地域において、地元自治体やリゾート 施設運営事業者などの関係者が地域の活性化し、 めに取り組む意欲的・先進的な活動を支援ともに めにせて地域における人材の育成を図るとと者に対する に調査結果をまとめて全国のリゾート地域活性と で情報を提供する。 方法 ・地域が主体的に作成するリゾート地域活性と のための意欲のに作成するりが、地域によいでラム)を数件選定チャレンジプログラム)を数件心にチャレンジプログラム)を数中心にチャレンジプログラム)を数中心にチャレンジプログラムと遂行する。 ・地域の特色を活かしたイベントや体験プロコート等の新たな取組などを調査する。	実績 ・平成13年度 宮 城 県(栗駒・船形リゾート地域整備推進協議会) 福 島 県(NPOばんだい2000) 宮 崎 県(日南市) ・平成14年度 青 森 県(鰺ヶ沢町) 鳥 取 県(大山山麓リゾート観光推進協議会) 鹿児島県(NPO法人エコ・リンク・アソシエーション)

表 24 環境条例等の措置状況 (道府県)

道府県名	条例等の名称	制定年月日
北海道	北海道自然環境等保全条例	昭和48年12月11日
	北海道自然環境保全指針	平成元年 7月
	ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱	平成2年4月1日
	北海道リゾート開発指針	平成 2年11月
	ゴルフ場開発の規制に関する要綱	平成2年11月15日
	北海道環境基本条例	平成8年10月14日
	北海道環境影響評価条例	平成11年6月12日
青森県	青森県大規模土地取引及び開発行為に関する指導要綱	昭和50年7月15日
	青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱	平成9年4月1日
	青森県環境影響評価要綱	平成9年4月1日
岩手県	ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱	平成2年7月25日
	ゴルフ場等大規模開発行為に関する環境影響評価実施要領	平成2年8月9日
	岩手県環境影響評価条例	平成10年7月15日
宮城県	大規模開発行為に関する指導要綱	昭和51年8月31日
	ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	平成元年 7月 1日
	水域環境保全 緑地保全 緑化計画のガイドライン作成調査	平成 2年度
	宮城県環境影響評価要綱	平成5年11月1日
秋田県	自然環境管理計画	昭和62年 3月
	八幡平 阿仁 田沢地域開発環境配慮指針	平成元年 3月
	特定鳥類生息調査	平成 2年度
	ゴルフ場農薬安全使用マニュアル	平成 2年 6月
	秋田県環境影響評価に関する要綱	平成 6年10月
山形県	山形県ゴルフ場農薬安全使用に関する指導要綱	平成2年5月15日
	山形県ゴルフ場開発指導要綱	平成4年4月1日
	山形県環境影響評価条例	平成12年4月1日
福島県	福島県自然公園条例	昭和33年5月1日
	福島県自然環境保全条例	昭和48年6月15日
	福島県ゴルフ場開発指導要綱	平成元年 6月20日
	福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成3年4月1日
	福島県環境影響評価要綱(平成11年6月11日廃止)	平成3年7月1日
	福島県水環境保全基本計画	平成 7年度
	福島県生活環境の保全等に関する条例	平成9年4月1日
	福島県大規模土地利用事前指導要綱	平成9年7月1日
	福島県環境影響評価条例	平成11年6月12日
	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画	平成 13年度
*** 1.4° 1.11	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境保全に関する条例	平成14年4月1日
茨城県	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	昭和49年12月24日
	ゴルフ場に係る土地開発事業取り扱い方針	昭和62年12月18日
	茨城県ゴルフ場における農薬の安全使用等に関する指導要綱	平成元年 4月 1日
	茨城県環境基本条例 茨城県環境影響評価条例	平成8年9月29日 平成11年3月19日
托士坦		
栃木県	栃木県ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 自然環境の保全及び緑化に関する条例	昭和48年5月11日 昭和49年3月30日
	古然境現の保主及の縁化に関する宗例 土地利用に関する事前指導要綱	昭和50年5月30日
	<u>栃木県浄化槽指導要綱</u> 栃木県ゴルフ場開発事業の取扱い方針	<u>昭和62年7月1日</u> 昭和63年6月1日
	栃木県コルフ場用光事業の収扱い力率 栃木県日光国立公園普通地域内の建築物設置に対する指針	平成元年 7月 1日
	<u>他不宗口元国立公園音通地域内の建築物設直に対する指載 </u> 大規模建築物の建築に関する事前指導要綱	<u>平成元年 /月 1日</u> 平成3年3月1日
	大祝侯建衆物の建衆に関する事前指導安綱 栃木県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	<u>平成3年3月1日</u> 平成3年4月1日
	伽小宗コルノ物展案女主使用指導安調 栃木県環境基本条例	平成8年4月1日 平成8年4月1日
		平成11年3月19日
群馬県	群馬県尾瀬憲章	昭和47年5月19日
마누까기기기	叶闷不凡/枳思早	

Ē		
	県自然環境保全基本方針	昭和49年3月25日
	群馬県ゴルフ場農薬安全使用指導指針	平成元年 4月 1日
	群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例(一部改正)	平成2年4月1日
	群馬県ゴルフ場農薬安全使用ガイドライン	平成3年3月1日
	群馬県環境影響評価要綱	平成3年10月1日
	群馬県ゴルフ場開発事業に関する取扱い方針	平成4年1月1日
	群馬県環境基本条例	平成8年10月21日
	群馬県環境賞顕彰規程	平成11年3月31日
	ぐんま星空憲章	平成11年10月28日
埼玉県	ゴルフ場等の造成事業に関する指導要綱	昭和48年2月26日
	埼玉県ゴルフ場農薬安全指導要綱	昭和62年12月16日
	埼玉県環境影響評価条例	平成6年12月26日
千葉県	ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱 (一部改正)	平成2年4月1日
	千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱	平成2年8月29日
	市町村リゾート地域大型建築物指導要綱準則	平成2年9月1日
	千葉県環境会議の設置	平成4年5月18日
	千葉県環境基本条例	平成7年4月1日
	千葉県環境保全条例	平成7年10月1日
	千葉県環境評価条例	平成10年6月19日
新潟県	ゴルフ場における農薬等の適正使用について(通知)	平成元年 1月24日
ひとしからント	ゴルフ場・スキー場適正開発指導指針	平成元年 8月11日
	ゴルフ場における農薬等の適正使用の徹底について	平成元年12月1日
	ゴルフ場の開発計画に関する取扱方針	平成2年10月25日
	新潟県環境影響評価要綱	平成3年4月1日
	新潟県ゴルフ場における農薬等適正使用指導要綱	平成5年6月21日
石川県	石川県土地対策指導要綱	昭和48年4月1日
ЦЛІЖ	石川県ゴルフ場環境影響調査実施要領	平成2年2月1日
	ゴルフ場と現代の音楽を表現を表現している。	平成2年6月4日
	コルフ場建設の取扱がり到	平成2年8月1日
福井県	福井県自然環境保全条例	昭和48年3月26日
他开东	福开宗自然境境体主宗的 福井県土地利用指導要綱	昭和49年12月24日
	ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱	平成2年4月1日
	福井県環境影響評価要綱	平成4年11月13日
	福井県環境基本条例	平成7年3月16日
	福井県環境影響評価条例	平成145万16日
山梨県	山梨県ゴルフ場農薬適正使用認定制度実施要領	平成3年4月16日
山米宗	山米宗コルフ場展案過止使用認定制度美胞安積 山梨県ゴルフ場等条例の施行規則 ・運用基準 (一部改正)	平成3年4月10日 平成3年12月19日
	山梨県環境影響評価条例	平成10年3月27日
		昭和46年7月13日
長野県	長野県自然環境保全条例	
	ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱 長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱	平成元年 2月 9日
		平成元年12月 7日
	長野県水環境保全条例	平成4年3月19日
拉贝 田	長野県環境影響評価条例	平成10年3月20日
静岡県	静岡県立自然公園条例	昭和36年10月4日
	静岡県立自然公園条例施行規則	昭和36年11月1日
	静岡県自然環境保全条例	昭和48年3月23日
	静岡県自然環境保全条例施行規則	昭和48年9月1日
	静岡県自然環境保全条例基本方針	昭和49年1月11日
	静岡県土地利用事業適正化に関する指導要綱	昭和49年12月24日
	静岡県環境基本条例	平成8年3月28日
	静岡県環境影響評価条例	平成11年3月19日
	静岡県環境影響評価条例施行規則	平成11年4月20日
	静岡県環境影響評価条例技術指針	平成11年6月11日
愛知県	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例	昭和48年4月12日
	愛知県土地開発行為に関する指導要綱 指導基準	昭和49年5月1日

Ī	系知用ブルラ担要変済では中化道亜線、化外	
	愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱 指針 愛知県環境影響評価条例	平成元年 4月 1日 平成10年12月18日
一重旧		
三重県	ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱 三重県観光施設整備事業	平成元年 3月 1日 平成元年 4月 1日
	<u>ニ皇宗観ル旭設置備争業</u> ゴルフ場における病害虫雑草安全防除暫定指針	平成九年 4月 1日 平成2年12月5日
	ゴルフ場等の開発に関する指導要綱 (一部改正)	平成3年5月1日
	ゴルフ場合の開発に関する指導安制(一部以上) ゴルフ場における病害虫雑草安全防除指針	平成5年5月1日
	コルフ物にのける内舌虫椎羊女主的原角町 MAP事業	平成5年4月20日
滋賀県	滋賀県建築基準条例	昭和47年6月1日
孤 貝木	滋賀県自然環境保全条例	昭和48年10月9日
	滋賀県土地利用に関する指導要綱	昭和49年1月1日
	ゴルフ場開発規制	昭和49年6月18日
	ゴルフ場における農薬安全使用に関する指導要綱	平成4年1月13日
	滋賀県琵琶湖のヨン群落に関する条例	平成4年7月1日
	滋賀県ごみの散乱防止に関する条例	平成4年7月1日
	滋賀県琵琶湖におけるマリーナ指導要綱	平成5年6月16日
	滋賀県環境基本条例	平成8年7月1日
	滋賀県環境影響評価条例	平成11年4月1日
京都府	ゴルフ場建設事業の規制に関する基本要綱	昭和48年11月30日
	京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成元年 4月20日
	京都府ゴルフ場農薬安全使用指針	平成3年10月3日
	京都府環境を守り育てる条例	平成8年4月1日
	京都府環境影響評価条例	平成11年6月12日
兵庫県	ゴルフ場開発行為に対する規制方針	平成2年2月23日
	緑豊かな地域環境の形成に関する条例	平成6年3月29日
	環境の保全と創造に関する条例	平成7年8月1日
	環境影響評価に関する条例	平成9年3月27日
和歌山県	和歌山県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成3年1月1日
	和歌山県環境影響評価指導要綱	平成4年7月1日
鳥取県	鳥取県開発事業指導要綱	昭和60年7月12日
	鳥取県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱	平成3年4月25日
	鳥取県環境影響評価実施要綱	平成4年2月15日
	島取県環境基本条例	平成8年10月8日
	鳥取県環境影響評価条例	平成11年6月12日
島根県	島根県土地利用対策要綱	昭和60年7月1日
	島根県環境影響評価実施要綱	平成3年4月30日
	島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱	平成2年11月9日
岡山県	岡山県自然保護条例	昭和46年12月21日
	岡山県県土保全条例 環境保全に関する環境影響評価指導要綱	昭和48年3月27日 昭和54年1月1日
広島県	坂児休主に関する坂児が音計 11日号女綱 	
四島宗	ゴルフ場における農薬安全使用対策実施要領 ゴルフ場の総合的対策	平成元年 9月11日 平成2年7月19日
	ゴルフ場の総合的対象 ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱	平成2年7月19日 平成2年7月19日
	ゴルフ場の開発事業に関する指導安制 ゴルフ場の農薬等による環境汚染防止対策推進要綱	平成2年7月19日
	ゴルフ場の開発指導等の体制の整備	平成2年7月19日
	開発事業に関する技術的指導基準(一部改正)	平成2年7月19日
	広島の海の管理に関する条例	平成3年3月14日
山口県	ゴルフ場の開発計画に関する事前相談取扱要綱	平成元年 9月 1日
	ゴルフ場の開発計画に関する取扱方針	平成3年2月25日
	山口県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成3年4月1日
	山口県環境影響評価条例	平成11年6月12日
徳島県	徳島県土地利用指導要綱	昭和48年8月1日
	徳島県ゴルフ場農薬安全使用指導要領	平成2年9月20日
	徳島県環境影響評価要綱	平成5年2月1日
	徳島県地域開発環境配慮ガイドライン	平成 5年 5月

ı	徳島県ゴルフ場開発指導要綱	亚式6年4日1日
로		平成6年4月1日
香川県	香川県大規模土地開発事業指導処理要綱	昭和48年1月18日
	香川県自然環境保全条例	昭和49年10月1日
	香川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成元年11月28日
	香川県ゴルフ場農薬安全使用指針	平成6年6月15日
	香川県環境基本条例	平成7年4月1日
	香川県環境影響評価条例	平成12年4月1日
	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例	平成14年4月1日
愛媛県	ゴルフ場の規制についての基本方針	昭和49年4月27日
	大規模開発行為に関する指導要綱	昭和54年4月1日
	愛媛県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱	平成元年 9月16日
	愛媛県ゴルフ場病害虫等防除指針	平成5年3月31日
	ゴルフ場における芝の管理・省農薬防除マニュアル	平成5年3月31日
	愛媛県環境影響評価条例	平成11年6月12日
高知県	高知県開発事業指導要綱 (基本条例制定により廃止)	昭和49年12月24日
	高知県環境影響評価等指導要綱	平成元年10月 1日
	高知県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	平成2年4月1日
	自然公園内におけるゴルフ場造成計画に対する指導方針	平成3年4月1日
	高知県ゴルフ場開発事前指導要綱(基本条例制定により廃止)	平成3年5月31日
	高知県土地基本条例	平成14年4月1日
福岡県	開発事業に関する環境保全対策要綱	昭和49年2月26日
油凹木	大規模土地取引等事前指導要綱	昭和62年10月1日
	石岡県ゴルフ場農薬安全使用指針	平成元年 9月 6日
	玄海レク・リゾート地域整備の指針	平成2年4月1日
	玄海レク・リゾート地域環境配慮指針	平成3年3月
佐賀県	佐賀県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱	平成元年8月1日
性貝宗	性負集コルク場展架過止使用指導安制 ゴルフ場に関する環境保全への留意事項	平成元年 8月 1日
	コルフ場に関する場場は本主への自息争場 佐賀県ゴルフ場開発事業指導要綱	平成2年6月20日
	性員宗コルン場用光争業指导安網 佐賀県ゴルフ場農薬適正使用指針	平成3年2月28日
巨岭周		
長崎県	長崎県公害防止条例 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭和46年3月16日
		昭和47年12月23日
	長崎県自然環境保全基本方針	昭和51年9月21日
	大村湾水質保全要綱	昭和62年3月31日
	長崎県空き缶等の散乱防止に関する要綱 長崎県環境影響評価事務指導要綱 (一部改正)	昭和62年4月1日
	伎呵宗塚児影督評価事務指導安綱(一部以正) ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	平成元年11月1日
	コルフ場にのける長条の女主使用に関する指導安綱 ゴルフ場の開発規制に関する取扱方針	平成元年11月1日
		平成2年11月1日
	ゴルフ場における病害虫等安全防除指針 長崎県環境美化の推進に関する条例	平成4年4月22日
	長崎県環境美化の推進に関する宗例 長崎県環境基本条例	平成6年4月1日
		平成9年10月13日
	長崎県環境影響評価条例	平成11年10月19日
绐★□	長崎県環境影響評価技術指針	平成12年4月18日
熊本県	熊本県大規模取引等事前指導要綱	昭和50年2月15日
	ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	平成2年7月2日
	ゴルフ場における農薬の安全防除指針	平成2年7月2日
	熊本県ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 (一部改正)	平成4年10月23日
十八旧	熊本県環境影響評価条例 ブルブ場における農薬の字合体用に関するお道画網	平成13年4月1日
大分県	ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱 ゴルフ提等の関系東米に関する東前指導要綱	平成2年3月30日
	ゴルフ場等の開発事業に関する事前指導要綱 ゴルフ場等の開発事業に関する環境調査指導方針	平成2年11月7日
	コルフ場等の開発事業に関する環境調査指導力式 ゴルフ場における芝草病害虫 雑草適正防除指針	平成3年2月18日 平成4年4月1日
中岐甲		
宮崎県	宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例	昭和48年3月26日
	ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱 宮崎県大規模大地関系東業投資亜網	平成元年7月17日
	宮崎県大規模土地開発事業指導要綱 宮崎県環境基本条例	平成4年4月1日 平成8年4月1日
	[白峒木塚况至쑤木[7]	十八八〇十4万一口

	宮崎県環境影響評価条例	平成12年10月1日
鹿児島県	鹿児島県土地利用対策要綱	昭和48年6月1日
	大規模取引等事前指導要綱	昭和49年12月24日
	ゴルフ場建設に関する取扱方針	昭和60年9月2日
	鹿児島県ゴルフ場等農薬安全使用指導要綱	平成元年 9月21日
	鹿児島県環境基本条例	平成11年4月1日
	鹿児島県環境影響評価条例	平成12年10月1日
沖縄県	沖縄県県土保全条例	昭和48年 7月
	ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱	平成元年 7月
	沖縄県赤土等流失防止対策推進協議会	平成 2年 6月
	地域開発環境配慮指針	平成 5年度
	環境影響評価規程	平成 5年 2月
	環境管理計画	平成6年3月
	沖縄県赤土等流失防止条例	平成 6年10月
	ゴルフ場の開発事業に関する指導基準	平成 7年 1月
	伊良部県立自然公園指定	平成 7年 9月

表 25 環境条例等の措置状況 (市町村)

道府県名	市町村名	条例等の名称	制定年月日
北海道	美瑛町	美瑛町自然環境保全条例	平成元年12月15日
	占冠村	農薬等に関する協定書	平成2年8月1日
	富良野市	富良野らしさの自然環境を守る条例	平成2年12月12日
青森県	鰺ヶ沢町	鰺ヶ沢町ゴルフ場公害防止委員会設置要綱	平成3年7月3日
岩手県	遠野市	遠野市HOPE計画	昭和60年4月16日
	遠野市	ゴルフ場等大規模開発行為に係る取扱方針	平成3年3月4日
一	大船渡市	大船渡市環境保全推進協議会	平成9年7月31日
宮城県	栗駒町 小野田町	市町村開発指導要綱 市町村開発指導要綱	昭和48年 8月 昭和48年 9月
	<u>小到田町</u> 鳴子町	市町村開発指導要綱	昭和52年11月
福島県	郡山市	郡山市湖南地域リゾート開発指導指針	平成2年6月1日
шшил	郡山市	郡山市ゴルフ場開発指導指針	平成2年7月5日
	北塩原村	北塩原村開発事業指導要綱	平成3年10月1日
	郡山市	郡山市合併処理浄化槽設置整備事業	平成6年4月1日
	猪苗代町	猪苗代町合併処理浄化槽設置整備事業	平成9年4月1日
	猪苗代町	猪苗代町まちづくが指導要綱	平成10年4月1日
#141	田島町	田島町合併処理浄化槽設置整備事業	平成11年4月1日
茨城県	高萩市	高萩市公害防止条例	昭和47年10月18日
	高萩市	高萩市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱	昭和53年4月20日
	<u>大子町</u> 鉾田町	環境保全に関する協定書 鉾田町宅地開発事業の適正化に関する指導要綱	平成3年2月26日 平成8年6月1日
群馬県	東村	東村土地開発事業指導要綱	昭和49年1月1日
コエハシスマ	中之条町	中之条町宅地開発指導要綱	昭和56年6月1日
	草津町	草津町土地開発事業指導要綱 (一部改正)	平成元年 7月24日
	東村	ゴルフ場開発に関する決議	平成元年12月19日
	新治村	新治村開発事業指導要綱	平成2年4月1日
	中之条町	中之条町ゴルフ場開発に対する基本方針	平成2年5月7日
	月夜野町	月夜野町まちづくり開発事業指導要綱	平成2年7月1日
	<u>吾妻町</u>	吾妻町土地開発事業等指導要綱 (一部改正)	平成3年1月29日
	<u>嬬恋村</u> 六合村	<u>嬬恋村開発事業等の適正化に関する条例</u> 六合村小規模土地開発事業指導要綱	平成3年4月1日 平成3年4月1日
	<u>八百刊</u> 長野原町	<u> 八百竹小苑侯工地用光事業指導安綱</u> 長野原町開発事業等の適正化に関する条例	平成3年4月1日 平成3年9月12日
	沼田市	沼田市地域開発事業指導要綱(一部改正)	平成4年9月1日
	高山村	高山村開発事業等の適正化に関する条例	平成6年9月26日
埼玉県	寄居町	寄居町開発基準要綱	昭和59年4月1日
	吉田町	吉田町開発事業に関する指導要綱	昭和62年12月15日
	秩父市	秩父市開発行為に関する指導要綱	昭和63年3月11日
	横瀬町	横瀬町開発行為に関する指導要綱	昭和63年4月1日
	小鹿野町	小鹿野町開発行為に関する指導要綱	平成元年 8月 1日
	<u>長瀞町</u> 東秩父村	<u>長瀞町開発行為等に関する指導要綱</u> 東秩父村開発指導要綱	平成2年4月1日 平成2年4月1日
	寄居町	素代文行用光頂等女嗣 寄居町リゾート整備基本指針	平成 2年 6月
	<u> </u>	皆野町開発行為等に関する指導要綱	平成9年6月4日
	秩父市	秩父市環境保全条例	平成11年12月22日
千葉県	野栄町	野栄町宅地開発事業指導要綱	昭和54年10月3日
	和田町	和田町宅地等開発指導要綱	昭和63年5月1日
	九十九里町	九十九里町宅地開発指導要綱	平成2年1月1日
	鴨川市	<u>鴨川市宅地等開発及び中高層建築事業指導要綱</u> 株本町会地開発投資亜網	平成2年3月1日
	横芝町 鴨川市	横芝町宅地開発指導要綱 鴨川市ゴルフ場環境保全指導要綱	平成2年4月1日 平成3年1月8日
	<u> 鸭川巾</u> 白浜町	<u> </u>	平成3年1月8日
	富浦町	富浦町宅地開発指導要綱	平成4年4月1日
	成東町	成東町宅地開発指導要綱	平成7年4月1日
	横芝町	あき地の雑草等の除去に関する条例	平成7年4月1日
	蓮沼村	蓮沼村宅地開発指導要綱	平成10年4月1日
	大原町	あき地に係る雑草等の除去に関する条例	平成10年6月1日
	成東町	成東町環境美化の推進に関する条例	平成10年10月1日
	大原町	大原町宅地開発事業指導要綱	平成11年6月1日
	<u>大原町</u> 大原町	<u>大原町環境基本条例</u> 大原町環境保全条例	平成13年3月1日 平成13年3月1日
石川県	<u>人原可</u> 加賀市	人原可境境体主宗例 加賀市民の環境を守る条例	平成13年3月1日 平成3年9月25日
	和泉村	河川現況水質通年調査事業	平成 2年 4月
1四/175	勝山市	リゾート開発に係るゴルフ場の建設および管理運営に関する環境保全協定	平成2年7月13日
	和泉村	和泉村環境保全条例	平成7年9月25日
-	-		

I	大野市	大野市環境基本条例	平成10年3月26日
長野県	軽井沢町	大野市場現金年末的 軽井沢町の自然保護対策要綱	昭和47年10月1日
区以不	南相木村	南相木村自然保護条例・施行規則	昭和48年3月15日
	立科町	立科町開発基本条例	昭和48年6月26日
	八千穂村	八千穂村自然保護条例	昭和48年7月20日
	臼田町	臼田町開発基本条例	昭和48年10月1日
	佐久町	佐久町自然保護条例 施行規則	昭和48年10月16日
	佐久市	佐久市自然保護環境保全条例	昭和49年3月28日
	北相木村	北相木村環境保全条例	昭和50年3月17日
	長門町	長門町自然環境保全条例 浅科村自然環境保護条例	昭和50年3月28日 昭和55年3月15日
	浅科村 和田村	浅科 目	<u>昭和55年3月15日</u> 平成元年10月 3日
	小海町		平成元年10月3日平成元年3月23日
	御代田町	御代田町環境保全条例	平成元年 3月23日 平成元年 3月31日
	御代田町	御代田町開発指導要綱	平成2年4月10日
	小諸市	小諸市開発指導要綱	平成2年4月24日
	佐久市	佐久市開発指導要網	平成2年11月1日
	小諸市	小諸市環境条例 ·施行規則	平成12年9月29日
静岡県	沼津市	沼津市環境保全基本条例	昭和48年10月13日
	小山町	小山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和48年10月4日
	富士宮市	富士宮市環境基本条例	昭和50年3月6日
	富士宮市	富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例	平成2年10月8日
	小山町	小山町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例	平成8年12月20日 平成8年12月20日
	小山町	小山町土砂等による土地埋め立て等の規則に関する条例	
	<u>韮山町</u> 伊東市	<u>韮山町水道水源保護</u> に関する条例 伊東市環境基本条例	平成11年9月27日 平成12年3月28日
	熱海市	熱海市環境基本条例	平成12年3月26日 平成12年4月1日
	御殿場市	御殿場市環境基本条例	平成13年3月29日
	三島市	三島市環境基本条例	平成13年7月22日
愛知県	豊橋市	豊橋市アカウミガメ生態調査委託	平成 4年度
滋賀県	大津市	大津市の生活環境の保全と増進に関する条例	昭和49年11月15日
	大津市	大津市の自然環境の保全と増進に関する条例	昭和50年3月22日
	竜王町	竜王町の自然環境保全および土地利用に関する要綱	昭和63年4月1日
	マキ /町	マキノ駅前まちなみ形成事業補助金	平成4年1月10日
	近江八幡市	近江八幡市宅地等開発指導要綱	平成7年1月1日
	大津市	大津市開発事業指導要網	平成9年3月15日 平成11年4月1日
一	長浜市 網野町	長浜市開発事業に関する指導要綱	
京都府	舞鶴市	<u>土地開発行為等に関する指導要綱</u> 舞鶴市開発行為に関する要綱	昭和48年12月1日 昭和49年1月30日
	丹後町	 丹後町開発事業に関する指導要綱	平成元年 4月 1日
	宮津市	宮津市開発行為等に関する指導要綱	平成2年5月10日
	大江町	大江町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条	
	網野町	網野町国土利用計画	平成6年3月29日
	大江町	大江町開発行為に関する指導要綱	平成6年7月1日
兵庫県	洲本市	洲本市環境保全条例	昭和52年3月29日
和歌山県	田辺市	田辺市開発事業指導要綱	平成3年1月1日
	田辺市	田辺市ゴルフ場事業指導要綱	平成3年5月28日
岡山県	中和村	中和村開発事業の調整に関する条例	昭和47年10月26日
	湯原町	湯原町開発事業の調整に関する条例	昭和48年3月19日
	上斎原村	上斎原村地域環境保全条例	昭和48年3月22日
广白旧	勝山町	勝山町開発事業の調整等に関する条例	昭和48年4月4日
広島県	蒲刈町 中海町	別荘等に関する開発指導要綱	平成2年4月1日 平成2年7月1日
	内海町 瀬戸田町	<u>別荘等に関する開発指導要綱</u> 別荘等に関する開発指導要綱	平成2年7月1日 平成3年1月1日
香川県	土庄町	九在寺に割りる開光相等安神 土庄町自然環境保全条例	昭和48年3月29日
ロバホ	土庄町	工工町自然環境保全協定実施要綱 土庄町自然環境保全協定実施要綱	昭和48年3月31日
愛媛県	今治市	今治ビーチハイツ湯ノ浦温泉保養地分譲要領	昭和52年1月25日
	北条市	北条市ゴルフ場農薬適正使用規制	平成3年10月1日
福岡県	若宮町	若宮町自然環境保護条例	昭和48年2月1日
	津屋崎町	津屋崎町まちづくが指導要綱	昭和57年9月1日
	若宮町	若宮町公害防止条例	昭和62年12月24日
	若宮町	若宮町水源保護条例	平成元年12月21日
	二丈町	二丈町みどりのライフタウン開発指導要綱	平成2年12月25日
	若宮町	若宮町開発指導要綱	平成3年12月1日
	温間町	福間町環境保全条例	平成3年12月26日
	北九州市 志摩町	北九州市ゴルフ場開発指導要綱 志摩町環境保全条例 (一部改正)	平成4年4月1日 平成5年6月29日
1	心痔叫	心 歩	一元が2十0日~3日

Ī	若宮町	若宮町土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例	平成10年2月17日
	北九州市	北九州市環境影響評価条例	平成10年2月17日
	宗像市	宗像市環境基本条例	平成11年6月12日
	宗像市	宗像市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例	平成11年6月30日
	宗像市	宗像市釣川水系水質保全条例	平成11年6月30日
	宗像市	宗像市地下水の採取に関する条例	平成11年6月30日
	宗像市	宗像市調整区域の開発行為等に関する条例	平成11年6月30日
	宗像市	宗像市都市計画マスタープラン	平成11年10月28日
	津屋崎町	津屋崎町ウミガメ保護条例	平成14年6月1日
	宗像市	第 3次宗像市国土利用計画	平成13年 3月
長崎県	長崎市	長崎市宅地等開発指導要綱	昭和42年12月2日
	大村市	大村市環境協議会設置要綱	昭和45年12月15日
	佐世保市	佐世保市環境保全条例	昭和49年3月30日
	長崎市	長崎市環境保全条例	昭和49年4月1日
	大村市	大村市環境保全条例	昭和52年11月1日
	大村市	大村市建築協定条例	昭和54年12月25日
	時津町	時津町開発行為等指導要綱	昭和58年1月1日
	大瀬戸町	大瀬戸町水道水源保護条例	平成3年9月26日
	時津町	時津町社会環境等に係る建築等の規制に関する要綱	平成3年12月10日
	琴海町	琴海町水道水源保護条例	平成4年10月1日
	長崎市	長崎市中高層建築物等建築指導要綱	平成5年11月1日
	時津町	時津町水道水源保護条例	平成6年10月1日
	大村市	大村市環境美化条例	平成7年4月1日
	西彼町	西彼町水道水源保護条例	平成8年3月29日
	大村市	大村市永久の森条例	平成8年6月25日
	長崎市	長崎市共同住宅等の建築計画及び管理に関する指導要綱	平成9年4月1日
	大村市	大村市農業集落排水施設条例	平成9年4月1日
	大村市	大村市地区計画等の案の作成手続に関する条例	平成10年3月27日
	西海町	西海町水道水源保護条例	平成11年3月23日
	長崎市	長崎市環境基本条例	平成11年9月27日
	大村市	大村市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	平成12年12月19日
	大村市	大村市の地下水を保全する条例	平成13年4月1日
	大村市	大村市環境基本条例	平成14年4月1日
熊本県	本渡市	本渡市環境保全指導要綱 (一部改正)	平成4年12月1日
大分県	久住町	久住町自然環境保護条例	昭和48年9月28日
/ (////	野津原町	野津原町環境保全条例	昭和60年10月1日
	九重町	九重町生活環境保全及び開発に関する条例	昭和63年6月28日
	久住町	久住町公害対策条例	平成元年12月19日
	庄内町	庄内町環境保全条例	平成12年10月1日
宮崎県	宮崎市	宮崎市環境基本条例	平成9年4月1日
沖縄県	城辺町	城辺町自然環境保護条例	昭和62年7月
介地木	恩納村		平成 3年 2月
	玉城村	玉椒村現境床主宗例 玉城村村土保全条例	平成 3年 2月 平成 3年 6月
	五城 <u>村</u> 石垣市	五城村村上休主宗例 石垣市自然環境保全条例	平成 3年 6月 平成 3年 12月
		<u>行坦甲目然環境休主宗例</u> 知念村村土保全条例	
	知念村		平成 5年 7月
	平良市	平良市自然環境保全条例	平成 9年 3月

表 26 監視区域の指定状況 (例)

	指定年月日	解除年月日
岩手	平成1年1月20日	平成9年1月19日
宮城	平成1年12月1日	平成9年4月1日
秋田	平成1年2月1日	平成9年3月31日
山形	平成3年12月12日	平成7年9月10日
福島	昭和63年7月15日	平成7年10月1日
茨城	平成3年4月1日	平成7年3月1日
栃木	昭和63年11月1日	平成7年3月15日
千葉	平成1年3月1日	平成7年2月1日
新潟	昭和63年9月1日	平成7年6月1日
山梨	平成5年12月1日	平成7年5月1日
愛知	平成2年11月1日	平成8年1月4日
三重	昭和63年6月20日	平成7年2月1日
滋賀	平成2年4月2日	平成8年11月1日
京都	平成1年10月11日	平成9年10月11日
兵庫	昭和63年9月10日	平成6年10月1日
和歌山	平成1年3月1日	平成7年1月1日
島根	平成3年2月1日	平成8年1月31日
岡山	平成5年3月1日	平成8年11月1日
広島	平成1年7月15日	平成7年2月1日
徳島	平成2年10月30日	平成7年6月24日
香川	平成2年3月15日	平成7年2月1日
高知	平成2年8月15日	平成7年8月14日
福岡	平成1年8月1日	平成10年9月1日
長崎	平成2年10月19日	平成7年6月10日
熊本	平成2年6月29日	平成9年7月1日
大分	平成1年7月1日	平成7年4月1日
宮崎	昭和63年4月25日	平成9年4月10日
鹿児島	平成4年3月1日	平成9年2月28日

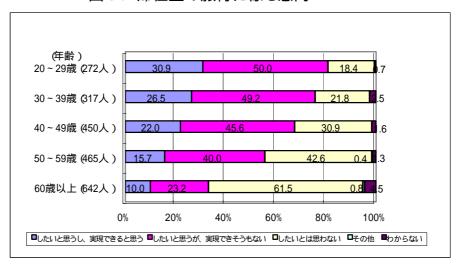
表 27 景観条例等の措置状況 (道府県)

道府県名	条例等の名称	制定年月日
北海道	北海道景観形成基本計画	平成11年 3月
	北海道美し、1景観のくにづくり条例	平成13年10月19日
青森県	青森県景観条例	平成3年7月3日
岩手県	岩手の景観の保全と創造に関する条例	平成5年10月26日
宮城県	景観形成調査	平成 3年度
秋田県	景観形成ガイドライン	平成 3年 9月
福島県	福島県景観条例	平成11年4月1日
茨城県	茨城県景観形成条例	平成6年9月29日
栃木県	とちぎふるさと街道景観条例	平成2年4月1日
群馬県	群馬県景観条例	平成5年10月7日
埼玉県	埼玉県景観条例	平成元年 3月 29日
千葉県	千葉県景観形成指針	平成5年9月
新潟県	「マイ・ライフ・リゾート新潟」景観形成指針	平成3年5月29日
石川県	石川県景観条例	平成5年4月1日
山梨県	山梨県景観条例	平成2年10月20日
山米宗	山梨県屋外広告物条例(全部改正)	平成3年12月24日
長野県	日本宗屋が仏白物宗例(生命以正) 長野県景観条例	平成4年3月19日
区到'木	屋外広告物条例	平成5年10月12日
静岡県		昭和45年3月20日
那 判示	静岡県風致地区赤例 静岡県風致地区条例施行規則	昭和45年3月20日
	静岡県屋外広告物条例 	昭和49年3月22日
	静岡県屋外広告物条例施行規則	昭和49年3月22日
	「にっぽんリゾート・ふじの国」構想景観形成ガイドプラン	平成5年2月16日
	静岡県プレジャーボートの係留保管適正化等に関する条例	平成11年7月27日
	静岡県プレジャーボートの係留保管適正化等に関する条例施行規則	平成11年7月27日
愛知県	愛知県都市景観マスタープラン	平成3年3月
三重県	景観形成基準	平成元年 4月
	三重県屋外広告物条例 (一部改正)	平成2年3月23日
	屋外広告物建替費等補助事業	平成2年4月1日
	屋外広告物沿道景観地区掲出基準	平成2年9月4日
	三重県公共施設景観形成指針	平成 2年 9月
	三重県景観形成指針	平成 9年 3月
滋賀県	滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例	昭和45年6月14日
	ふるさど滋賀の風景を守り育てる条例	昭和60年7月1日
京都府	丹後リゾー ト景観形成調査	平成 2年度
兵庫県	景観の形成等に関する条例	昭和60年3月27日
	屋外広告物条例(改正)	平成4年3月27日
鳥取県	鳥取県景観形成条例	平成5年4月1日
島根県	ふるさと島根の景観づくり条例	平成3年12月20日
広島県	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	平成3年3月14日
徳島県	徳島県リゾート地域景観形成ガイドライン	平成 5年 3月
熊本県	熊本県景観条例 (天草景観形成地域指定)	平成2年10月1日
大分県	大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭和63年3月30日
宮崎県	宮崎県沿道修景美化条例	昭和44年4月1日
	宮崎県屋外広告物条例	平成5年9月29日
沖縄県	沖縄県景観形成条例	平成 6年10月
	目組べによる。	1 1/0 OT 10/J

表 28 景観条例等の措置状況(市町村)

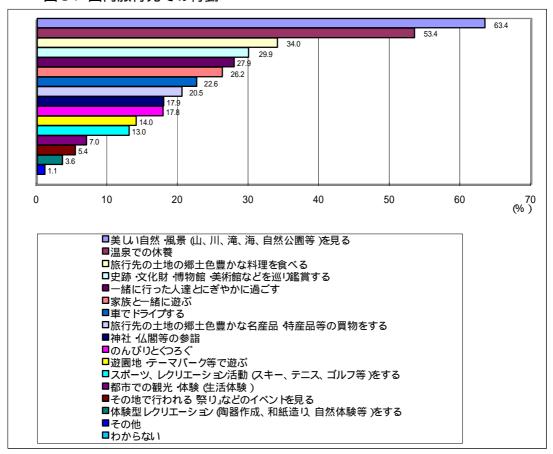
		置状況 (市町村)	
道府県名		条例等の名称	制定年月日
北海道		美しい占冠の風景を守り育てる条例	昭和62年7月1日
	美瑛町	美瑛町景観条例	平成元年12月15日
青森県	深浦町	深浦町景観形成基本方針	平成9年4月1日
岩手県	大船渡市	大船渡市景観形成基本方針	平成 7年 3月
	釜石市	<u>釜石市景観形成基本方針</u>	平成 7年 3月
		遠野市景観形成基本方針	平成 7年 3月
		<u>陸前高田市景観形成基本方針</u>	平成 7年 3月
	大槌町 住田町	大槌町景観形成基本方針 住田町景観形成基本方針	平成 8年 3月 平成 9年 3月
秋田県	田沢湖町	田沢湖町景観保存条例	平成 2年 8月
福島県	磐梯町	磐梯町景観環境要綱	<u> </u>
佃四木		会津若松市景観条例	平成 <u>九年4月1日</u> 平成4年10月1日
栃木県		那須町地域内における建築物規制にかかる指導要綱	平成元年 9月 1日
群馬県	新治村	美しい新治の風景を守り育てる条例	平成2年3月19日
HI WOOL	草津町	草津町景観形成推進事業助成金交付要綱	平成3年9月18日
	川場村	川場村美しいむらづくり条例	平成4年4月1日
	草津町	草津町景観条例	平成5年4月1日
	嬬恋村	嬬恋村における建築物の制限に関する条例	平成5年8月1日
	嬬恋村	嬬恋村美しいむらづくり条例	平成11年4月1日
千葉県	館山市	館山市街並み景観形成指導要綱	平成元年10月 7日
	銚子市	銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱	平成2年9月28日
	長生村	長生村大型建築物指導要綱	平成2年11月20日
		天津小湊町リゾート地域大型建築物指導要綱	平成2年12月25日
	長柄町	長柄町大型建築物指導要網	平成3年2月1日
	勝浦市	勝浦市リゾート地域大型建築物指導要綱	平成3年3月1日
	一宮町	一宮町リゾート地域大型建築物指導要綱	平成3年4月1日
	飯岡町	<u>飯岡町リゾード地域大型建築物指導要綱</u> 成東町大型建築物指導要綱	平成3年4月1日
			平成3年4月1日 平成3年6月14日
	<u>八口巾场巾</u> 旭市	八日中場中リンート地域人至建築物指導委綱 旭市リゾート地域大型建築物指導要綱	平成3年6月14日
	光町	光町リゾート地域大型建築物指導要綱	平成3年7月1日 平成3年7月20日
		野栄町リゾート地域大型建築物指導要綱	平成3年10月1日
	岬町	岬町リゾート地域大型建築物指導要綱	平成4年4月1日
	銚子市	銚子市地球の丸〈見える丘景観条例·施行規則	平成5年1月1日
静岡県		熱海市都市景観条例	平成4年4月1日
	長泉町	長泉町都市景観形成ガイドライン	平成 6年 3月
	富士宮市	富士宮市都市景観条例	平成7年4月1日
	伊東市	伊東市都市景観条例	平成8年3月29日
	富士宮市	富士山等景観保全地域におけるトレーラーハウスの定置の規制に関する条例	平成13年1月1日
	三島市	三島市都市景観条例	平成13年6月1日
滋賀県	マキ一町	マキ一町美しく住みよいまちづくり条例	平成元年 4月 1日
	マキ一町	マキノ町美しく住みよいむらづくり推進事業補助金	平成2年3月10日
京都府	久美浜町	久美浜町きれいな町づくり条例	平成3年10月1日
	舞鶴市	舞鶴市都市景観基本計画	平成4年3月31日
	加悦町 網野町	加悦町の美し〈豊かな景観を守り育てる条例 網野町美しいふるさとづくり条例・施行規則	平成6年11月1日 平成13年3月29日
岡山県	八束村		平成3年12月24日
四山木	中和村	中和村景観条例	平成4年3月12日
	川上村	川上村景観条例	平成4年3月12日
香川県	丸亀市	丸亀市都市景観条例	平成7年4月1日
愛媛県	今治市	今治市建築協定条例	昭和59年10月9日
	岩城村	岩城村保養地区域内における土地及び建築物等の規制に関する要綱	平成元年11月1日
福岡県	若宮町	若宮町モーテル類似施設の建築規制に関する条例	昭和58年12月10日
	北九州市	関門景観条例	平成13年10月3日
長崎県	長崎市	長崎市都市景観条例	昭和64年1月1日
		野母崎町環境美化条例	平成6年4月1日
	琴海町	琴海町環境美化に関する条例	平成6年4月1日
AV	大村市	大村市都市景観条例	平成12年3月27日
熊本県	天草町	天草町の景観を守り育てる条例	平成3年2月1日
		湯布院町潤いのある町づくり条例	平成2年9月5日
宮崎県	宮崎市	宮崎市都市景観条例	平成2年4月1日 平成2年4月1日
:山/里/目	宮崎市	宮崎市屋外広告物条例	平成10年4月1日
沖縄県	石垣市 上野村	石垣市景観形成条例 上野村景観形成条例	平成 3年12月 平成 4年 3月
	上野的 書調べによる。		十兆 4十 3月

図30 滞在型の旅行に係る意向

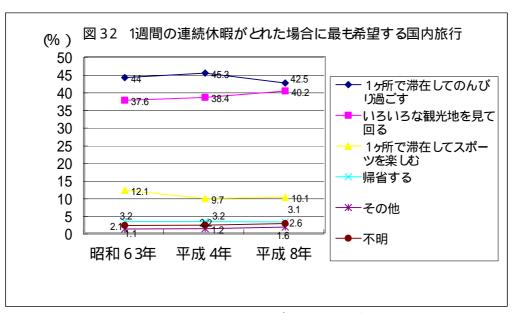


(注)総理府 除暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月)による。

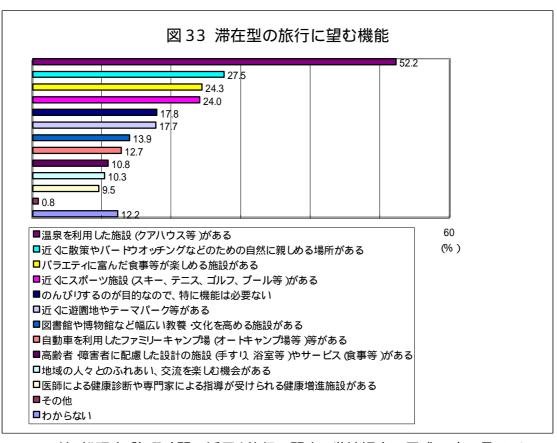
図31 国内旅行先での行動



(注)1.総理府 余暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月)による。 2.この1年くらいの間に観光等旅行をした者に、複数回答



(注) 日本観光協会 日本人のリゾートイメージ」 (平成9年)による。



(注)総理府 除暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月)による。

表29 特定地域の特色

10 10 AC 20 20 00 10 CC			
構想名【道府県名】	自然的特色(気候、地勢)	人文的特色(歷史、文化、伝統等)	アクセス
北海道富良野・大雪リ ゾート地区整備構想 【北海道】	・大雪山国立公園、道立自然公園 ・豊富な温泉、良質な雪	・田園風景	・道内主要3空港(新千歳、旭川、 帯広)からのアクセスが極めて 便利(首都圏から3~4時間程 度で到着)
北海道ニセコ・羊蹄・ 洞爺周辺リゾート地区 整備構想【北海道】	・支笏洞爺国立公園、ニセコ積丹 小樽海岸国定公園 ・大小様々な温泉、良質な雪、名 水百選の湧水	・美術館、文学者の記念館、士族 開拓の歴史	
さんりく・リアス・リ ゾート構想【岩手県】	・リアス式海岸 ・海洋資源(環境・水産)	・民話の里・遠野市	
栗駒・船形リフレッシュリゾート - オアシス2 1 構想【宮城県】	・栗駒・船形山	・鳴子温泉等の温泉 ・人的資源	
北緯40°シーズナル リゾートあきた構想 【秋田県】	・十和田八幡平国立公園、八幡平、 森吉山、田沢湖、良質の雪	・玉川温泉、乳頭温泉郷	
蔵王・月山リゾート構 想【山形県】	・蔵王・月山、田園性	・豊富な温泉	・新幹線、高速道路によるアクセ ス改善
会津フレッシュリゾー ト構想【福島県】	・磐梯朝日国立公園、磐梯山、猪 苗代湖	・東山温泉等の豊富な温泉	・首都圏の半日行動圏(首都圏から200km圏、福島空港や磐越自動車道の整備)
茨城・きらめき・リゾ ート構想【茨城県】	・阿武隈山系南端の海・山		・東京に近接(東京から80-160km) ・JR常磐線や常磐自動車等の交通 アクセスが便利
日光・那須リゾートラ イン構想【栃木県】	・日光国立公園、中禅寺湖、那須 野ヶ原	・日光の社寺(世界遺産)、日光 杉並木、平家落人伝承、奥鬼怒 温泉郷、鬼怒川・川治温泉郷、 塩原温泉郷、那須御用邸 ・国際色豊か	

構想名【道府県名】	自然的特色(気候、地勢)	人文的特色(歷史、文化、伝統等)	アクセス
ぐんまリフレッシュ高 原リゾート構想【群馬 県】	・医学的見地からの温泉利用	・草津など温泉地としての伝統 ・保養地らしい町並みやホスピタ リティー	・東京から至近
秩父リゾート地域整備 構想【埼玉県】	・秩父多摩甲斐国立公園、県立自 然公園	・行事、歳事、民俗芸能	・首都75km圏で週末利用で身近
房総リゾート地域整備 構想【千葉県】	・温暖な気候 ・長く変化に富んだ海岸線 ・緑豊かな房総丘陵	・美しい風土を有する農漁村	・東京圏に極めて近接 ・アクアライン開通でさらにアク セス向上
山梨ハーベストリゾー ト構想【山梨県】	・森林資源		
"フレッシュエア信州"千曲川高原リゾート構想【長野県】	・浅間山、八ヶ岳の景観 ・高原地帯		・首都圏から160km圏内
「にっぽんリゾート・ ふじの国」構想【静岡 県】	・日本の象徴富士山や美しい海な どバラエティに富んだ景観、豊 かな温泉、温暖な気候に恵まれ ている		・東名高速や東海道新幹線により 首都圏・中部圏に至便
三河湾地域リゾート構 想【愛知県】	・静穏な三河湾(海洋性レジャー に適) 湾に点在する島々、渥 美半島、伊良湖岬	・蒲郡地域の温泉、歴史、農水産 資源	・名古屋圏に位置 ・東名高速、東海道新幹線、海上 交通整備
琵琶湖リゾートネック レス構想【滋賀県】	・白砂青松の浜辺、豊かな水辺	・歴史の舞台	

構想名【道府県名】	自然的特色(気候、地勢)	人文的特色(歷史、文化、伝統等)	アクセス
丹後リゾート構想【京 都府】	・天橋立に代表される海、海岸、 砂州、静穏な内湾	・浦島太郎、天羽衣伝説、漁村文 化を象徴する舟屋 ・酒呑童子、安寿姫、細川ガラシャなどの歴史風土、文殊堂、元 伊勢神宮など神社仏閣、古墳群 ・丹後ちりめんや和紙、焼き物などの伝統産業	
総合保養地域の整備に 関する基本構想【兵庫 県】	・環境立島「公園島淡路」 ・瀬戸内海国立公園の東端に位置 し、温暖な気候と海洋性の優れ た自然景観	・国生み神話 ・御食つ国(豊かな食材) ・淡路人形浄瑠璃	・神戸淡路鳴門自動車道で京阪神 大都市圏と直結
" 燦 " 黒潮リゾート構 想【和歌山県】	・黒潮の流れ、温暖な気候、風光 明媚な海岸線、温泉、良好な水 環境、瀬戸内海国立公園、吉野 熊野国立公園	・高野、熊野の文化・心身のやすらぎ	
ふるさと大山ふれあい リゾート構想【鳥取県】	・大山と日本海 ・大山のぶなの森 ・名水百選の湧水		
蒜山美作リゾート構想 【岡山県】	・中国山地に抱かれた同一性 ・高原、森林、渓谷、湖など変化 に富んだ地形 ・温泉	・「美作の国」としての一体性 ・城下町や宿場町のたたずまい ・伝統、風俗	
瀬戸内中央リゾート構 想【広島県】	・多島海、温暖な気候	・国際交流、都市と島の交流、架 やクルージング等で連携した広 域回遊	
サザンセト・サンシャ インリゾート構想【山 口県】	・瀬戸内海国立公園 ・温暖な気候	・豊かな農林水産物やそれらを活 用した特産品	

構想名【道府県名】	自然的特色(気候、地勢)	人文的特色(歷史、文化、伝統等)	アクセス
ヒューマン・リゾート とくしまの海と森構想 【徳島県】	・明るく温暖な気候 ・鳴門の渦潮など変化に富んだ海 岸線、吉野川などの清流、緑豊 かな広大な山地	・阿波踊りや四国霊場88ヶ所の 札所など文化や伝統 ・種類の豊富な魚介類、鳴門金時 など特産品とその食文化	
瀬戸内・サンリゾート 構想【香川県】	・瀬戸内海国立公園 ・温暖小雨な気候	・金刀比羅宮などの史跡・寺社・ 伝説 ・四国霊場88ヶ所などの歴史性 ・神秘性 ・瀬戸大橋の人工美	
えひめ瀬戸内リゾート 開発構想【愛媛県】	・多島美・穏やかな気候風土	・日本最古の道後温泉など豊富な 歴史・文化資源 ・しまなみ海道の架橋の景観美	・本州への利便性
玄海レク・リゾート構 想【福岡県】	・玄海国定公園、北九州国定公園 等に囲まれた良好な自然環境。 ・福岡・北九州の両都市圏の身近 な余暇空間	・都市機能の存在 ・古くから中国大陸や東南アジアとの交流の歴史を有し、歴史資源が豊富 ・福岡空港を中心とした国際交流拠点 ・明太子などユニークで豊富な特産品や、多くの祭りに代表される地域文化	・地域に近接した2つの空港 ・整備された港、新幹線、高速道 路網
歴史と自然のパノラマ さがリゾート構想【佐 賀県】	・虹の松原、有明海の干潟などの 自然景観 ・武雄・嬉野などの温泉	・吉野ヶ里遺跡、名護屋城趾など の歴史遺産 ・伊万里焼・有田焼・唐津焼など の文化・産業 ・唐津くんちなどの伝統芸能 ・鹿島ガタリンピックなど新しい イベント	

構想名【道府県名】	自然的特色(気候、地勢)	人文的特色(歷史、文化、伝統等)	アクセス
ナガサキ・エキゾティ ック・リゾート構想 【長崎県】	・多彩な海域、島々、半島、岬、 山 ・西海国立公園	・出島、洋館、唐寺、中華街など 西洋と中国文化を取り入れた歴 史・文化施設 ・オランダの街並みを忠実に再現 したハウステンボス	
天草海洋リゾート基地 建設構想【熊本県】	・複雑な海岸線、多島海 ・雲仙天草国立公園、三角・大矢 野海辺県立自然公園		
宮崎・日南海岸リゾート構想【宮崎県】	・海、森林、温暖な気候 ・沿道修景美化条例に基づく沿道 の自然	・国際的にも評価の高いコンベン ションリゾート施設 ・青島・鵜戸神宮など神話・歴史 の観光資源	

(注)温泉は捉え方で自然的特色にも人文的特色にも分類できる。ここでは、各府県による区分にしたがった。

表30 特定地域の魅力を高める取組

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想【北海道】	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想【北海道】	は は は は は は は は は は は は は は		
北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想【北海道】	・蘭な では でくよう でくよう でいます はい でくな でいます はい でく はい でく ない でとる 会住と の が はい でく ない いん いい でく ない いん	・ ・	

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
さんりく・リアス・リ ゾート構想【岩手県】	外でのイベント	商品開発及びPRを兼ねた地域内 本験を主体としたグリーンツーリズ	
栗駒・船形リフレッシュリゾート - オアシス2 1 構想【宮城県】	・協議会が、森林トレッキングな ど都市住民等を対象としたモニ ターツアーを実施。平成13年度 は5回(約200名参加)実施し、 平成14年度は7回実施予定	・鳴子温泉協会を中心に、土産物 店・飲食店協賛のそぞろ歩きで きる温泉街づくり、情緒づくり	
北緯40°シーズナル リゾートあきた構想 【秋田県】	・スキー場のゴンドラを冬以外に も活用(6月森吉山「花の百名 山紀行」実施、10月上旬に阿 仁町・森吉町共催で森吉山の紅 葉鑑賞)	・湯治温泉で有名な玉川温泉に新たにバリアフリーに配慮した新玉川温泉を開設。地区全体の入込客が平成9年の42万人から平成13年には73万人と急増	
蔵王・月山リゾート構 想【山形県】	・蔵王温泉・坊平地区は自然資源 を活かした誘客運動や陸上競技 の準高地トレーニング拠点とし て整備。 ・月山地区はネイチャーゾーンと して自然・歴史を活かした観光 振興	・中央部では、さくらんぼ等の農 産物中心でチェリーランド等の 第3セクターによる観光振興	
茨城・きらめき・リゾ ート構想【茨城県】			・推進協議会で地域住民も交えながらワークショップを開催し、地域資源を活用し地域の魅力を高めるめの新たな具体的方策を検討中(平成14年度)
日光・那須リゾートラ イン構想【栃木県】	・地域住民・賛同者のボランティス ・自然・農山村・地場産品に親して など	ア活動による自然環境・景観の保全 ひ体験型観光、蕎麦のオーナー制度	

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
日光・那須リゾートライン構想【栃木県】	ジ形成	 事業を通じた地域資源紹介・イメー 育成・登録制度等ホスピタリティの	(4xmd) /2/3
ぐんまリフレッシュ高 原リゾート構想【群馬 県】		・文化事業の展開等によるイメー ジアップ	・広域的ネットワーク研究。観光 によるヒーリング等心的要素の 研究
秩父リゾート地域整備 構想【埼玉県】	・豊かな自然を満喫する「ツール ・ド・秩父」	・地域の農林産物や芸能が一同に 会する「彩の国ふるさと秩父ま つり」	・「秩父路のSL」運行 ・県と市町村で共同設置・運営す る「彩の国ふるさと秩父観光情 報館」による情報提供
房総リゾート地域整備 構想【千葉県】	特色ある「食」を提供、観光・凡	つつ、農林水産業の体験活動の場や 歴史・文化等の多様な地域資源の発 供の仕組みを構築(「(仮称)快適	
山梨ハーベストリゾー ト構想【山梨県】		・行政・事業者による特産品フェアなどのPRイベント。 ・事業者による農業体験等と連携 した企画商品づくり	・事業者による大都市圏への直行 バス路線の新設
「にっぽんリゾート・ ふじの国」構想【静岡 県】	・伊東市は温泉や自然を活かした 地域住民・NPO・行政が主体 の健康保養地づくり事業推進	・大仁町は地域住民・NPO主催 の収穫まつり実施。 ・函南町は牛乳加工団体・JA・ 行政等が農畜産物を活用した食 の体験や物産展開催	
三河湾地域リゾート構想【愛知県】			・知多半島観光事業協同組合が主体、各施設・ホテル出資の無料 周遊バス「南知多ぐる~りバス」 運行

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
琵琶湖リゾートネック レス構想【滋賀県】	・琵琶湖の水辺環境の保全・再生 ・びわこ地球市民の森づくり。 ・マキノ高原での自然観察会の開催(マキノ自然観察倶楽部)。 京阪神など都市部からの訪問客が増加	・観光ボランティアガイドの育成 (長浜観光ボランタリーガイド 協会)	・JR西日本による琵琶湖環状線 の整備、「SL北びわこ号」運 行
総合保養地域の整備に 関する基本構想【兵庫 県】	・緑化を進め、花拠点施設を結ぶ 「あわじ花回廊構想」の推進	・平成14年度から風土工学的手 法を活用した地域資源の発掘と 検証、地域イメージ戦略の構築 (調査段階から地域住民も参画)	・観光団体と観光施設が実施する 「旅すごろくスタンプラリー」
"燦"黒潮リゾート構 想【和歌山県】		は魅力創出及び地域住民の再認識によ 予体験博」開催、平成12年度より3 ■業」実施	
ふるさと大山ふれあい リゾート構想【鳥取県】			・「大山王国」として大山山麓リ ゾート・観光推進協議会が地域 情報発信(HP開設、ガイドブ ック発行)。 ・「大山リゾートネットワーク」 として事業者の情報発信を共同 で取組
瀬戸内中央リゾート構想【広島県】	大学」開学。生涯学習・交流の	台体の連携により「瀬戸内しまなみ場として、「歴史探訪コース」、「自コース」など体験学習型の講座を出の特典あり)	・観光施設、観光協会、交通事業 者等で構成される「島めぐり航 路実行委員会」が自由乗降可能 「せとうちおさんぽクルーズ」 実施(平成14年から秋限定)
サザンセト・サンシャ インリゾート構想【山 口県】	・パラグライダー等スカイスポー ツの施設整備、イベント開催	・白壁の調和する街づくり ・空き地や公用地での花づくり (ボランティア)	

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
サザンセト・サンシャ インリゾート構想【山 口県】		・特産品センター設置による農産 物加工品等の開発、販売	
ヒューマン・リゾート とくしまの海と森構想 【徳島県】	・県南地域は海等の地域特性を活 かした自然体験プログラム実施	・ホテル等宿泊施設は地場産品を 活用した独自メニューの考案や 人形浄瑠璃、・阿波踊りの体験 実施	
瀬戸内・サンリゾート構想【香川県】		・粟島生活体験宿泊(特定施設「ル・ポール粟島」等を利用しつつ、 県内外の子供たち50人が釣り や手旗信号等を体験。 ・四国4県で「いやしのくに四国 交流推進協議会」を設置(平成 12年) 四国遍路等いやし文 化の継承、交流推進のための共 同事業実施	・さぬき瀬戸塾(島のリーダー育成のため、県内で20名程度の参加によりワークショップを行い各島の問題点や活性化方策について議論する)
玄海レク・リゾート構 想【福岡県】		・観光案内などに携るボランティアの育成(福岡市観光案内ボランティア等) ・新たな視点による観光地づくりの取組	
ナガサキ・エキゾティ ック・リゾート構想 【長崎県】	・グリーンツーリズム、豊かな自 然を活かした体験型観光の推進 ・地域独特の素材を活かした食の 開発	・異国情緒及び歴史・文化を活かしたイベントの開催(長崎ランタンフェスティバル、長崎帆船まつり) ・観光ボランティアガイドの育成(長崎市ボランティア観光ガイド)	・ハウステンボスを起点とした周 辺観光商品の企画

構想名【道府県名】	自然的特色を活かしたもの	人文的特色を活かしたもの	その他 (取組手法がユニークなものなど)
天草海洋リゾート基地 建設構想【熊本県】		・一市一町名物料理事業	・天草海洋リゾート基地建設構想 推進協議会におけるリゾートマ ップ作成、天草ツーリズム事業 の推進
宮崎・日南海岸リゾート構想【宮崎県】	・花の名所づくり、ガーデニング振興等による「ほほえみ花の国みやざき」づくり ・自然や産業を活かした体験型メニューの充実。神話・歴史の観光資源を活かし、神楽イベントを実施する等「神話の国みやざき」づくり		

表 3 1 特定民間施設の運営・経営面の工夫

施設名等【道府県名】	内容
旭岳ロープウェイ【北海道】	・ロープウェイの改修時に、バリアフリーに配慮し、麓側にはエレベーターを設置し、山頂側に はスロープを設置
新玉川温泉【秋田県】	・高齢者が多いことを考慮して、バリアフリーに配慮した段差のない、手すりのある建物。洋室は低いベッド、和室は本館近くに配置 ・1人客向けに洋室のシングルルームを配置
大心苑【茨城県】	・野外活動体験や陶芸体験等の指導者を確保し、体験機能を充実化し、利用者増大に向けた取組 を実施
マウントジーンズ・スキーリゾート那須、那須どうぶつ王国【栃木県】	・経営主体が同一の第3セクターであり、社員配置において夏季は「どうぶつ王国」、冬季はスキー場が重点配備、経営面で工夫
エーデルワイススキーリゾート 【栃木県】	・経営主体である第3セクターが夏季に鬼怒川ライン下り(特定民間施設ではない)を実施し、 第3セクターの安定経営に大きく貢献
きぬがわ高原ゴルフ場【栃木県】	・シーズン・オフ対策として、スノーモービルの貸出しやクロスカントリスキーの受入れ
ハンターマウンテンスキー場 【栃木県】	・スキーに加え、スノーシューの利用などによる利用者確保。シーズンオフ対策としてゴンドラ を運行し山頂部の散策路の利用促進。ネイチャーゲームの指導員を確保し、幅広いレクリエー ション活動への対応準備
マザー牧場【千葉県】	・施設のリニューアルによるリピーターの確保 ・鴨川シーワールドと提携した共通入場券の商品化 ・アクアラインの高速バスに接続した直行バスの運行
伊豆シャボテン公園【静岡県】	・高齢者、障害者に対する入場料金割引 ・ユニバーサルデザイン対応の施設改修、階段・段差の解消、園内看板の読みやすさへの配慮等) 動物ショーに手話 ・盲導犬での来園者に対応

施設名等【道府県名】	内 容
南知多ビーチランド【愛知県】	・飼育スタッフによる講話、水槽の裏側ウォッチング、自然観察などを実施。小中学校の課外授 業も増加
マキノ高原・マキノピクニックランド【滋賀県】	・観光農園の果樹の種類を増やすことにより開場期間の延長 ・バリアフリー化、高齢者・障害者等に配慮 ・地元のマキノ自然観察会を積極的に開催
宮津ロイヤルホテル【京都府】	・シーズンオフ対策:4~5月にツアーを多く企画し旅行代理店を通し集客 ・自然体験:バスによるホタル鑑賞会 ・文化活動:地域住民を対象に料理教室を月一回開催 ・高齢者、障害者に対する配慮:全館バリアフリー、身障者ルーム1部屋、身障者団体の宿泊実 績あり
大山王国(高麗山地区)【鳥取県】	・ホームページの作成 ・体験プログラムの実施(ぶなの森ウォーク、マウンテンバイクツアー)
ベネッセハウス、国際キャンプ 場(直島文化村)【香川県】	・館内で現代アートコレクションを展示(ベネッセハウス) モンゴルのパオを常設(国際キャンプ場)
シーガイア【宮崎県】	・長期滞在でも楽しめる多くの体験プログラムを実施 ・滞在型プログラムを中心とした、世界レベルのゴルフアカデミーを設置

表32 人材の育成・活用

名称【道府県名】	内容
ふらの観光ガイドヘルプ【北海道】	体の不自由な方で、単独での観光が困難な個人及びグループが観光する際に、ボランティアが同行し介助と観光案内を実施。 ・実施主体:ふらの観光協会、富良野市社会福祉協議会(ガイドヘルプ12名登録) ・同行範囲:広域富良野圏域(富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、美瑛町) ・観光経費の負担:観光に係る利用者及びボランティアの交通費、入館料、昼食代等の観光経費は利用者が実費負担
大雪山自然学校【北海道】	NPO法人「ねおす」が運営し、イエティくらぶ・自然案内人養成コースなどの地域支援・人材育成事業に取り組んでいる。 ・自然体験プログラムの作成(大雪山に訪れる人たちに自然や文化を体験してもらい、東川町の観光の付加価値を高めるため支援)
手作りカヌー工房【北海道】	洞爺村には、ボランティア(レイクスポーツ協会)でカヌーづくり、カヌー体験ができる手作り工房があり、主に定年した人々が活動。経験豊かな指導者が作成を指導し、自分の時間に合わせてつくることができる。
いわてグリーンツーリズム体験イ ンストラクター【岩手県】	個人16人(民宿経営者、特殊技能者等)
くりこま高原自然学校【宮城県】	任意団体でNPO化を検討。乗馬・スキー・スノーモービル・農業体験・登山・自然観察・カヌー・パラグライダー等を指導。代表者は脱サラ後 Jターンとして定住。
もりよし観光案内人の会 ふるさと阿仁観光案内人の会(い ずれも任意団体)【秋田県】	森吉山の「花の百名山紀行」及び「紅葉観光」のオプショナルツアーを案内。 1 時間当たり一人 2 0 0 0 円
旅の案内人(任意団体)【秋田県】	田沢湖町が組織。田沢湖湖畔、駒ヶ岳などを案内。1コース案内人1人につき8000円。 案内人の研修は町、観光協会が中心になって実施。
観光ボランティアガイド組織(特定地域で650名余り)【山形県】	観光ガイドレベルアップ研修会等で育成。山形県観光協会への委託事業あり。

	内容
自然ふれあい活動指導者の紹介制 度【栃木県】	栃木県自然ふれあい活動推進協議会(県と市町村で構成)では、指導者として登録した者(「自然ふれあい活動指導者養成講座」修了者やネイチャーゲーム指導員等実務経験者や動植物の専門知識を有するもの等、14年5月現在206名登録)を自然ふれあい活動を主催する市町村や学校等に紹介。 指導者の育成方策として、上記協議会が自然ふれあい活動に興味・関心のある県民を対象に、上記講座を開催
地域興しマイスター派遣事業【栃 木県】	栃木県では、営農活動、郷土芸能、食材、自然体験活動、地域特産品づくり、観光などによる 地域興しに携わる人材を登録し、中山間地域の市町村や地域活性化推進組織に派遣。
杉並木ガイド【栃木県】	今市市では、観光振興と高齢者の雇用、活躍の場の提供を目的に、シルバー人材センターの登録会員による杉並木を中心とした観光拠点の案内、解説を実施。
日光彫り指導【栃木県】	「日光木彫りの里工芸センター」(特定施設)において、日光市から委嘱された指導者が活躍。 また、日光伝統工芸組合員(日光彫り、日光下駄、日光茶道具等)24名による協力体制が整 備。
日光SG倶楽部【栃木県】	日光市では外国人旅行者に対する観光案内のためのボランティア通訳が実施。
日光インタープリター倶楽部 (N IC)【栃木県】	日光市では地元解説員が自然解説、史跡解説、民話のほか、企画も含めて対応。
パークボランティア等【栃木県】	環境省の日光湯元ビジターセンターや塩原温泉ビジターセンターを拠点に環境省から委託され た自然公園指導員や登録ボランティアによるガイド活動が展開
文学碑ガイド【栃木県】	塩原町では温泉街に点在する文学碑の説明を、地元住民のサークルである文学研究会がボラン ティアとして担う。
登山指導【栃木県】	那須連山において那須山岳会による登山指導。
那須観光ボランティア【栃木県】	那須町湯本地区において観光案内ボランティアが活動。
手工芸指導【栃木県】	道の駅「那須高原友愛の森」(特定施設)において那須町工芸振興会による手工芸体験の指導。
森のインタープリター【群馬県】	林業関係で育成事業
地域おこしマイスター【埼玉県】	国補助事業の特定農山村地域支援事業を活用。67人を認定。観光農林産物の開発等の指導。

名称【道府県名】 	内容
秩父まちなか観光ガイド【埼玉県】	秩父市で、ボランティアの育成により実施。観光客の誘客と満足度の向上を目指す。
房総オープンスクール【千葉県】	特定地域の市町村において、まちづくりに熱心な県民を対象に、地域づくりの指導者として育成すべく各種講座や先進事例の視察等を実施。
観光ボランティア【静岡県】	沼津市でボランティアの育成により実施。観光施設やイベント会場などで、観光客等の案内を 行う。リーダー会議や研修会を定期的に開催し、活動の充実と資質の向上に努めている。
健康運動士、管理栄養士、音楽療法士【静岡県】	大仁のNPO法人が自然農園において活動。
蒲郡市観光ボランティアガイド 【愛知県】(県内の他地域にもあり)	約30名の会員(ボランティア)が蒲郡を訪れる観光客にふるさとの自然風土や歴史文化、地場産業の案内・説明を行う。年1回募集し、実際にボランティアを行う前に8回の勉強会、数回の現地研修を実施。会員全員による全体会議を月2回開催し提案により講師招へい。年1回 先進地視察。
京都SKY丹後観光ガイド協会【京都府】	地域内の諸活動につき行政もPR活動、資料提供などで協力。 丹後地域の自然、文化、名所、旧跡などの観光ガイドを行う。所属ガイド42名。ガイドの育成は、協会が郷土資料館員等を講師としてお願いし、勉強会を開催。行政からの支援は一切ない(ガイド料収入による)。
淡路創造大学の開設【兵庫県】	歴史文化や地域振興等の学習を通じ公園島淡路の創造を担う地域リーダーを育成するため、 (財)淡路21世紀協会において淡路創造大学が開設されている。
県立高校におけるリゾート関連科 目の設置【兵庫県】	総合保養地域の整備等により見込まれる観光・飲食サービスや環境保全を担う人材育成のため、淡路地域の県立高校2校において、国際リゾート科や食品調理、緑地園芸の科目が設置されている。
紀州語り部【和歌山県】 体験プログラム担い手養成【和歌 山県】	和歌山県登録制度。昭和61年スタート。現在107名。熊野古道の案内で活躍。 和歌山ツーリズム大学で実施。自然や農林漁業を活用した体験プログラムを企画・実施する担 い手を養成。
和歌山ほんまもん体験【和歌山県】	民間レベルの事業としてダイビング、ドルフィンスイムなどの体験。 受付窓口や手配、PR活動などを地域の取組として進めていく必要。
妻木晩田遺跡ボランティアガイド 【鳥取県】	妻木晩田遺跡の紹介。

名称【道府県名】	内 容
ブナの森ウォーク【鳥取県】 マウンテンバイクツアー【鳥取県】	自然観察指導員などが対応。 大山レークホテルスタッフが見所を案内。
ボランティア観光ガイド【岡山県】	勝山地区において観光協会に設置され、町並み保存地区などを案内。
生涯学習ボランティア【山口県】 観光ボランティア【山口県】	人材登録制度により確保。 柳井市観光協会が確保、育成。
スキューバダイビング指導、自然 観察指導【徳島県】	牟岐町の地元漁協出資の株式会社のインストラクターがスキューバダイビングの指導、子供に 対する自然観察指導を実施。
塩づくり体験(宇多津町産業資料館)【香川県】 国営讃岐まんのう公園インタープリター【香川県】	昔、入浜式塩田で作業していた人を塩づくり体験の指導者としてシルバー人材センターから雇用。塩づくり体験等の取組により、資料館は年間約4千人の利用者を確保。 自然・歴史・文化を分かりやすく(知識のみを伝えるのではなく、その裏側にあるメッセージも含め)公園利用者に伝える「インタープリター」の養成講座を開催し、ボランティアとして活動してもらう。
水産研究会、水軍ふるさと会【愛 媛県】	水産研究会は漁師の集まり、水軍ふるさと会は町おこしグループ。村上水軍の居城があった瀬戸内海の能島周辺で漁船による「潮流体験」を実施し、その際乗組員が水軍の歴史や文化を説明。県の平成13年度「しまなみん活動」支援事業(しまなみ海道の特色を活用した民間活動への支援)のモデル事業に採択。平成14年度は実施期間を延長し、年間2千人弱が利用(土日、祝祭日実施(約60日間))。
観光案内ボランティア等の育成推 進【福岡県】	各地で活動している観光案内ボランティア等の育成、相互交流の促進。
観光地域づくりリーダー養成【福 岡県】	新たなニーズに対応できる地域での観光地づくりリーダーを養成し、新しい視点での観光地づ くりや地域振興を図る。
長崎観光大学運営事業【長崎県】	地域の観光振興に携わり、今後、観光施策を企画立案あるいは観光プロモーションを実施する際に中心的な役割を果たす人材を育成し、観光基盤の強化を図る(平成12年度より)。 平成14年度の受講生は20名、講座回数6回。
長崎市ボランティア観光ガイド 【長崎県】	市民等への募集を行い、その後、研修を行った上で観光客等へガイドを行う。

名称【道府県名】	内 容
宮崎市観光ガイドボランティア 【宮崎県】	宮崎市の自然風土や歴史文化等について会員が案内を行う。
宮崎市神話の語り部ガイドボラン ティア【宮崎県】	古事記神話を基本とした日向神話について会員が案内を行う。
日南市観光ガイドボランティアの 会【宮崎県】	9ヶ月間研修を行った会員が、観光ガイドを実施。

表33 協議会の活動状況

協議会名【道府県名】	活動状況
北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リ ゾート地域整備推進連絡協議会 【北海道】	北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想に関して、「ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾートマップ」を作成した(1万部、平成13年3月)。
栗駒・船形リゾート地域整備推進 協議会【宮城県】	広報宣伝活動(フォーラムやキャンペーンの開催、ガイドブックやリーフレットの配布、モニターツアーの開催、ホームページの開設 http://www.miyagi-resort.gr.jp/。特に、モニターツアーについては仙台都市圏で無償配布しているミニコミ誌と提携し体験型メニューについて情報発信並びに参加募集、14年度は7コース実施) 調査研修(研修会、視察研修) 多様なソフト事業の実施(グリーンツーリズム的展開、参加体験型メニューの提供、自然体験や環境学習を主軸にした場の提供)
会津フレッシュリゾート構想推進会議【福島県】	ホームページ によるPR及びプレゼント事業の実施(地元産品、リゾートホテル宿泊券など) http://www.abnet.or.jp/aizu-freshresort/ 会員(民間事業者、市町村、県など)を対象とした研修会や講演会の実施 リゾート施設(スキー場)への招待事業:社会福祉施設入所者をスキー場に1日招待する社会還元事業 ワーキンググループ会議の開催による戦略事業の検討 会津フレッシュリゾート地域を中心としたモデルコースの募集(優秀作品をホームページに掲載し、観光客に情報を提供するほか、将来的には商品化も検討)
栃木県リゾート地域振興協議会 【栃木県】	運営・連絡調整のための会議、 先進事例の調査研究事業、 講演会の開催、 「日光・那須リゾートの旅スタンプラリー事業」(地域のPR、旅行者の周遊化) 「日光・那須リゾートガイド お手軽リゾート探訪」発行(特定施設をはじめとする地域のPR)
秩父リゾート地域整備推進協議会 【埼玉県】	「ツール・ド・秩父」「彩の国ふるさと秩父まつり」(リゾートイベント) 「彩の国ふるさと秩父観光情報館」(リゾート情報の提供拠点、西武秩父駅前に立地、積極的な観光案 内、HP・パンフレットの作成)http://www.chichibu.info/。情報館は平成9年4月開設以来、年間約 10万人が利用
房総リゾート地域整備推進連絡協 議会【千葉県】	政府関係機関への要望、 リゾート地域の整備に係る調査・研究(房総オープンカレッジ) 講演・ 研修会(学識経験者等を講師とした講演、参考となる地域事例の県外視察)
丹後リゾート推進連絡協議会【京 都府】	地域資源の発掘や新たな地域振興策の探求などのソフト施策を展開 丹後地域文化オープンカレッジの取組、府や市町のリゾート関係職員が手作りで作成する情報誌「たん ご通信」を発行、ホームページ <u>http://www.tango-ex.com/traso/</u>
淡路島リゾート整備推進協議会 【兵庫県】	情報交換会議やホスピタリティ研修を毎年実施。NPO法人(あわじ緑花協会)や自治会、婦人会など の代表者が行政や各種団体の長とともに委員として参加

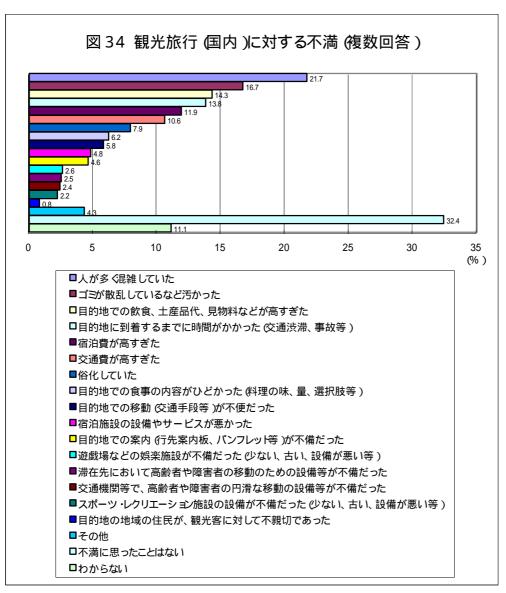
協議会名【道府県名】	活動状況
大山山麓リゾート・観光推進協議 会(観光部会・リゾート部会)【鳥 取県】	「大山王国」についてホームページ開設 http://www.daisenking.net/、ガイドブック発行、パンフレット類作成(大山王国マップ(自然版、歴史版)大山王国会報誌、大山遊悠滞在計画等) ホームページは平成 1 1 年 9 月開設以来、約 2 0 万人がアクセス。「るるぶ」に掲載あり

(注)総合保養地域に係るホームページとしては、ここに掲載した以外にも次のようなものがある。

北海道(富良野·大雪)(http://www.furanotaisetsu.gr.jp/) 福島県(http://www.abnet.or.jp/aizu-freshresort/) 茨城県(http://www.net-ibaraki.ne.jp/kirameki/index2.htm/) 新潟県(http://www.yukidaruma.or.jp/mylife/event/) 島根県(http://www.yoitoko.com/SCR/) 岡山県(http://www.pref.okayama.jp/kikaku/chisin/hiruzen/HM RESORT.html/) 鹿児島県(http://www2.synapse.ne.jp/sunocean/)

表34 NPO、地域住民、都市住民等の参加

名称【道府県名】	内 容
エコ・リゾートの形成【宮城県】	具体的取組に当たっては個人、グループ、関係市町村との連携を図る。内容としては、多様なソフト戦略(グリーンツーリズム的展開、参加体験型メニューの提供、自然体験や環境学習を主軸としたアウトドアレクリエーションの場の提供など)
N P O国際青少年体験学習センタ	世界の青少年・障害者を対象としたキャンプの実施
ー【群馬県】 NPOにいはるこども文化塾【群 馬県】	民話教室、紙芝居教室の開催。小学校での民話クラブ支援
NPO吾妻自然学校【群馬県】	レクリエーションスポーツの普及発展及び地域コミュニティーエフエム局の運営
ちちぶ花銀行【埼玉県】	官民協力のもと、花畑の創出、ガーデニングイベントの開催により秩父地域のイメージアップ
スパティオ小淵沢【山梨県】	地域住民の参画を得て、農業体験教室、農産物直売を実施
道の駅「ふじおやま (仮称)」【静 岡県】	現在計画中の施設の運営管理体制等の検討に町民の声を反映させるためワークショップを開催
MOA自然農法文化事業団【静岡県】	グリーンツーリズムを通じて都市と農村の交流人口の増大を推進
丹後地域文化オープンカレッジ 【京都府】 地球デザインスクール【京都府】	大学生がフィールドワークを行う際に地域住民が案内・説明、学生との意見交換。住民の参加 度合いが研究の熟度を高める要因になっている。 都市からの参加者によるスクール活動の際、食事等の提供の協力を地域住民を行う中から、地 域の女性たちが中心となったパンやジャムづくりを行うグループが結成される。
「子どもに優しい行楽地 = キッズ アイランド」【兵庫県】	観光に携わっている者のグループが、子ども連れのヤングファミリーを対象に、フリーパスの 販売や手作りゲームを実施
町並み保存地区整備事業を応援す る会【岡山県】 城東むかし町実行委員会【岡山県】	町並み保存地区内の無料休憩所を管理運営。町が行う整備事業に協力し、地区全体がバランスの取れた町並みになるよう努める。 イベントの企画、運営
柳井市観光協会【山口県】 ボランティア【山口県】	観光客への無料ガイド 観光客へのカメラシャッターを押すサービス
長崎市ボランティア観光ガイド 【長崎県】	長崎市を訪れる観光客に対し、長崎の観光を充分に楽しんでいただくため設置した制度で、観 光客への無料ガイドを行う。



(注)総理府 除暇時間の活用と旅行に関する世論調査」(平成11年8月)による。

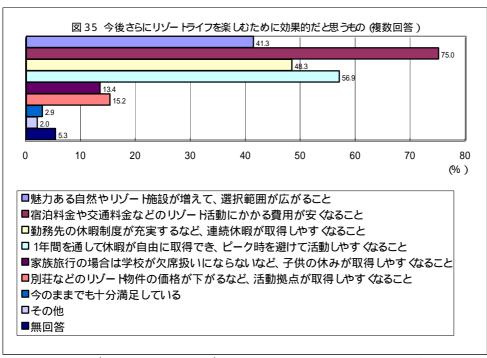
表35 地域住民が都市住民等と交流している事例

構想名【道府県名】	地域の交流主体	交 流 内 容
栗駒・船形リフレッシュリゾート ーオアシス21構想【宮城県】	小野田町グリーンツ ーリズム協議会等	仙台都市圏の中学生を農家(23戸)で受入れ(民泊)。 体験メニューとして田植え、ワラビ取り、野菜収穫・植付け。食事も野 外炊飯、バーベキュー、そば打ち体験等。今後組織化、システム化検討
北緯40°シーズナルリゾートあきた構想【秋田県】	たざわこ芸術村(施 設自体は特定地域 外)、周辺の農家、 農業団体(地域内外)	たざわこ芸術村を訪れた修学旅行生の体験学習に協力。 メニューとして田植え、稲刈り、野菜収穫、キノコの植菌作業、わらじ 作り、渓流釣りなど
蔵王・月山地域リゾート構想【山 形県】	上山市小倉地区	千葉県千葉市の中学校等からの農山村交流体験。農作業体験、売店等の サービス業務体験、旅館での実施体験等
日光・那須リゾートライン構想【栃木県】	栗山村	東京都板橋区主催による交流事業。緑化運動を行う板橋区と1982年に、みどりと文化の交流」協定により姉妹都市提携。区民が親子で参加する親林塾(2泊3日)が開催され、地域住民の指導によるそば打ち体験や魚のつかみ取りなど実施。栗山村の二つの民宿組合の協力により、板橋区民は一般料金より安く利用可能。栗山村民も板橋区の祭りに参加し、相互の交流を進展。効果として地域の活性化やPRが期待される。また、地域住民にとっても地域再評価の良い機会であり、地域に対する関心が高まる。
ぐんまリフレッシュ高原リゾート 構想【群馬県】	川場村	姉妹都市・東京都世田谷区と交流。グリーンツーリズムのそば打ち、ジャム・こんにゃくづくり
秩父リゾート地域整備構想【埼玉 県】	小鹿野町、吉田町、 荒川村	小鹿野町は上尾市、川越市と、吉田町はさいたま市と、荒川村は狭山市と「いのちの水を訪ねる交流事業」を実施。内容はダム見学、水源地域の役割の学習、魚のつかみ取り、丸太切り、農産加工などの体験学習の実施等。この中で特定施設も活用。
房総リゾート地域整備構想【千葉 県】	富山町民宿組合、富浦町民宿組合	愛知県等の修学旅行生を受入れ。体験メニューとしてうちわづくり、漁 業体験など。地域住民主体で体験メニュー作成。

構想名【道府県名】	地域の交流主体	交 流 内 容
房総リゾート地域整備構想【千葉県】	和田町(和田町体験 交流施設「くすの 木」)	豊かな自然に恵まれた環境の中で、都市住民に自然体験、調理加工体験、 竹細工づくりなど、体験できる施設を整備。施設の管理を地元自治会に 委託。東京のNPOが、都市と農村の心の交流を深めるため、ネイチャ ースクールを開校。田植えや稲刈り、くじら学、干物づくりなどをメニ ューとし、参加者も年々増加傾向。地元の結束力や都市との人的ネット ワークが大いに向上、拡大し、地区に賑わいと活気。
山梨ハーベストリゾート構想【山 梨県】		農村の伝統料理紹介と都市部住民によるパフォーマンスなどによる交流 会
三河湾地域リゾート構想【愛知県】	海岸地域全般	合宿や海の学校等に利用
琵琶湖リゾートネックレス構想 【滋賀県】	マキノ町	「土に学ぶ里」事業。都会の小学生、中学生、高校生の体験学習、オリエンテーリング。民宿や野外キャンプを基地に小学生の体験学習(1泊2日)、中学生の体験学習(2泊3日)高校生のオリエンテーリング(2泊3日)を実施。
丹後リゾート構想【京都府】	京都府農業公園丹後 あじわいの郷、指導 員、地元の農家	「ビオトープ倶楽部」(宿泊体験プログラム)。親子や家族を対象に、50名程度の会員を募集し、自然の中で、野鳥や水生動植物、昆虫などとふれあい、 農林業の体験を通じて、生き物の命の尊さや環境の大切さを学ぶためのプログラムを年間を通じ行う。 子どもたちに家族の絆や命や環境の大切さの意識が強くなり、また地元の農家も都会との交流が楽しみになる。
ふるさと大山ふれあいリゾート構 想【鳥取県】	市町村、地域	農山村のボランティア体験 「体験交流イベント」: 短期間の作業体験及び交流会 メニュー: 草取り、野菜の収穫、登山道の下刈り、間伐、稲刈り、そ ばの収穫など 「作業ボランティア」: 作業を無償で支援する活動 メニュー:イノシシ防護柵設置、農道舗装など

構想名【道府県名】	地域の交流主体	交 流 内 容
蒜山美作リゾート構想【岡山県】		「おいでんせぇ勝山体験ツアー」: 県南住民を対象に草木染め等の体験 ツアーを年5回程度開催。リピーターの確保ねらう 「すくすくスクール」: 小学生を対象に毎年夏休み体験学習を実施 「ピアニストキャンプ」: 平成6年から上斎原村の主催により、県内外の若いピアニストを対象に国内外で活躍している指導者によるキャンプを実施。大自然の中で音楽を指導・学習することができ、講師・学生にも好評。指導者や受講者によるコンサートも実施。村の人々も、キャンプの円滑な運営のために支援。
瀬戸内中央リゾート構想【広島県】	一部地域	体験学習を中心とした修学旅行の企画立案
サザンセト・サンシャインリゾー ト構想【山口県】		神戸市の子ども達との交流事業により、農産物の産地への理解や消費地 へのPR効果
	特定地域内の島	ラボ国際交流センター(本部:東京)が島外の小中学生を対象とする教育キャンプを実施。交流人口の増加。
ヒューマン・リゾートとくしまの 海と森構想【徳島県】	美術大学、徳島市近郊の中山間地域の行政、地元実行委員会	文化芸術ワークショップ:町内外の子供達や地域住民が芸術創作活動等 を通じ、身近な芸術や造形に親しむ機会を広げたり、交流を行ったりし て地域を活性化。
瀬戸内・サンリゾート構想【香川県】	内海町	大阪府茨木市との姉妹都市交流事業時に、茨木市及び地元の子供達を対象に「オリーブワールド」の施設を使用したハーブクラフト体験や、「オリーブワールド」及び「二十四の瞳映画村」を利用したオリエンテーリングを実施。町への関心高める。
	粟島イベント実行委 員会	粟島海洋記念館(詫間町)において、夏・冬期に離島体験宿泊学習を実 施。島の活性化に貢献。
えひめ瀬戸内リゾート開発構想 【愛媛県】	しまなみグリーン・ ツーリズム推進協議 会	東京都等からの修学旅行生が来島し、体験学習を実施。
	瀬戸内シーサイド留 学実行委員会	都会の子どもを自然の恵まれた島で育成するシーサイド留学。

構想名【道府県名】	地域の交流主体	交 流 内 容
ナガサキ・エキゾティック・リゾ ート構想【長崎県】	西海町都市農村交流 協議会	福岡県等からの修学旅行における体験学習(グリーンツーリズム)。
天草海洋リゾート基地建設構想 【熊本県】		御所浦町に神奈川県、岐阜県、広島県等の中学校・高校の修学旅行生が来島。地元の「観光とんとこ漁組合」や「旅館組合」が主体となって、化石発掘やとんとこ漁体験、宿の女将との交流など、アイランドツーリズムを実施。平成15年度も7校(約1,500名)の修学旅行の受入れを予定。また、各地域でもツーリズム事業を実施。
宮崎・日南海岸リゾート構想【宮 崎県】	北郷町	花立公園にガーデニング区画を設置し、町内外のガーデニング愛好家グループが植え付け、管理を実施。定期的な交流会や地域住民対象の花づくり講習会など、町の花づくりの先導的役割も果たすようになっている。
		体験プログラムの実施。自然、産業、文化をそれぞれ楽しむ「食と遊び の体験メニュー」を観光プログラム化して体験ツアーを実施。都市部の 住人との交流、リピーターの確保を図る。



(注)リゾート事業協会 リゾー Hc関する意識調査」(平成 11年)による。

総合保養地域整備法に基づく支援措置の概要

(1) 課税の特例

一定の特定民間施設(1号~4号施設)に対し次の特別措置を講ずる。

国税

- ・法人税の特別償却(初年度 13/100 ~ 5/100)
- ・所得税の特別償却(初年度 13/100 ~ 5/100)

地方税

- ・特別土地保有税の非課税
- ・事業所税 ア 新増設に係る事業所の非課税 ・事業所税 - イ 事業に係る事業所税のうち資産割の軽減(5年間1/2)
- (2) 地方税の不均一課税に伴う措置

地方公共団体が一定の特定民間施設(1号~4号施設)に対し不動産取得税及び固定資産税の不均一課税を行った場合には、その減収額の一定部分を地方交付税により補てんする措置を講ずる。

- (3) 資金の確保
 - 一定の特定民間施設に対し次の政策金融措置を講ずる。

政府系金融機関(日本政策投資銀行)による低利融資(政策金利 :対象施設は1号~8号施設)

政府系金融機関による無利子貸付け(NTT-Cタイプ:第3セクターのみ、対象施設は1号~4号施設)

(4) 地方債の特例措置

民間事業者に対する出資等の助成に要する経費を地方債の対象経費とする等。

(5) 公共施設の整備

道路、下水道等の公共施設の整備を促進する。

(6) 国等の援助

民間事業者に対する助言、指導その他の援助を行う。

- (7) 農地法等による処分についての配慮
- (8) 国有林野の活用についての配慮
- (9) 港湾に係る水域の利用についての配慮

(その他の支援策(予算措置))

- ・リゾート地域チャレンジプログラム支援事業(平成13年度~)
- ・リゾート整備アドバイザー派遣制度(平成5年度~)

-- 参考:特定施設の分類 ---

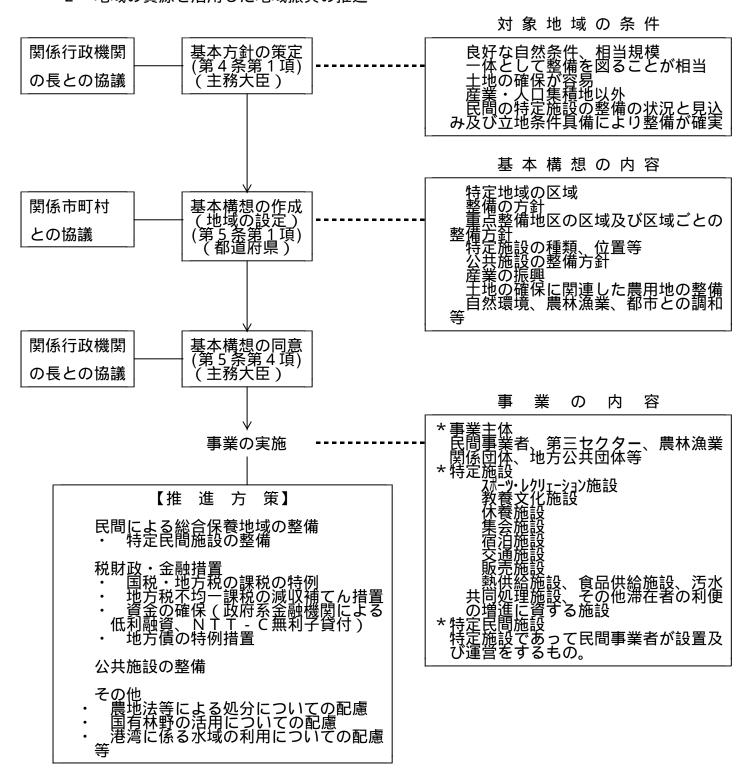
1号:スポーツ・レクリエーション施設、2号:教養文化施設、3号:休養施設、4号:集会施設、

5号:宿泊施設、6号:交通施設、7号:販売施設、8号:その他施設

総合保養地域整備法の概要

目的 1 ゆとりある国民生活の実現

2 地域の資源を活用した地域振興の推進



主務大臣:総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の4大臣

参考資料3

総合保養地域の整備に関する基本 方針の概要

意義及び理念

国民の自由時間の増大や生活様式の多様化、経済のサービス化の進展等の変化に対応して、民間事業者の経営力・企画力の活用に重点を置きつつ、国民が良好な自然条件の中で滞在しつつスポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の多様な活動を行うことのできる総合保養地域の整備を促進することにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進、地域の振興を図る。

総合保養地域の性格と機能

良好な自然環境・生活環境の中で余暇を利用して滞在しつつ、多様な余暇活動ができる地域

各種のリゾート施設と道路、下水道、河川、公園等の公共施設が総合的一体的に整備され、全体の調和がとれた魅力ある地域

地域自らの創意工夫により気候、地勢、歴史、文化、伝統等の地域の特性を最大限に 発揮した特色と独自性に満ちた地域

地域の整備と併せて、農林漁業、商工業等の産業の育成・振興が図られる地域活性化の拠点

総合保養地域整備の進め方

地域の資源の活用を図りつつ、民間事業者の能力を最大限活用

総合保養地域整備に必要な公共施設の整備の促進

秩序ある土地利用の推進

農地法等による処分、国有林野の活用、港湾に係る水域の利用について適切に配慮 関連産業の振興

自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光 業の健全な発展、地価の安定等について配慮

その他重要事項

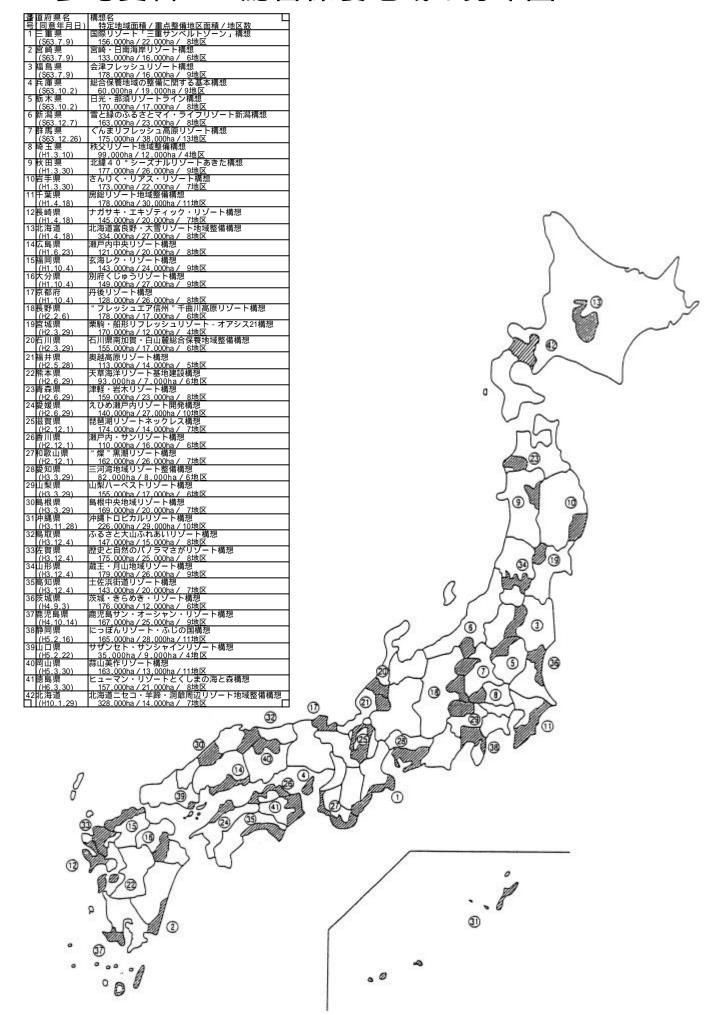
総合保養地域については、相当程度のリゾート施設の整備が確実と見込まれるものであること

リゾート施設の整備に際しては、その地域の自然環境の保全との調和、水質の保全、 良好な景観やアメニティの保持・形成等にも十分配慮

リゾート施設においては、広く国民が、安心して適正な価格で質の高いサービスの提供を受けることができるよう努めること

リゾート施設においては、地域住民の雇用、食料品等の地元調達、地域の自然、文化、 産業等の紹介等の努めること

参考資料 4 総合保養地域の分布図



基本構想の変更同意の状況

バブル崩壊後の経済情勢の変化や余暇時間の増大等に対応し、25道府県の基本構想について、施設整備の具体化に伴い、個別需要の見直し等が行われ、施設の内容や規模の見直し等のベ49件の変更同意が行われている。

宮崎県(平成3年11月変更 広場、運動場の追加 等)

宮城県(平成4年1月変更 ゴルフ場の規模縮小、野外音楽堂の規模拡大 等)

福島県(平成4年1月変更 休憩施設の追加 等)

新潟県(平成4年1月、9年7月、14年5月変更 野営場・博物館の追加 等)

広島県(平成4年1月変更 コテージの削除、美術館・観光農園の追加 等)

北海道(平成5年3月変更 水泳場の追加 等)

栃木県(平成5年3月、7年4月、9年8月変更 動物園・植物園の追加 等)

三重県(平成5年3月、5年12月、7年3月、14年7月変更 おかげ横町の追加 等)

京都府(平成5年3月変更 ホテルの規模縮小 等)

福岡県(平成5年3月、5年12月変更 観光農園・セミナーハウスの規模拡大 等)

長崎県(平成5年3月、6年2月変更 いこいの里整備計画 等)

大分県(平成5年3月変更2件 広場・球技場・展望リフトの削除 等)

青森県(平成5年5月変更 野営場・児童遊園地の追加 等)

群馬県(平成5年5月2件、7年3月、9年3月変更 スキー場の規模縮小 等)

山梨県(平成5年7月、12年2月、12年6月、13年10月変更 プロジェクト削除 等)

埼玉県(平成5年12月変更 人口スキー場 ミニゴルフ場への変更 等)

和歌山県(平成5年12月、6年6月、9年3月変更 ホテルの規模縮小 等)

島根県(平成5年12月変更 ゴルフ場の削除、水泳場の追加 等)

兵庫県(平成5年12月、9年8月、11年12月、14年3月変更 マリンパーク オートキャンプ場 等)

岩手県(平成6年6月、9年8月変更 体験学習施設の削除、鉄の歴史館の整備 等)

滋賀県(平成6年6月、12年12月変更 事業主体の変更(民間 公共) 等)

石川県(平成6年7月変更 加賀百万石時代村の追加 等)

山形県(平成8年4月、9年8月変更 スキー場の規模縮小 等)

徳島県(平成9年3月変更 美術館の追加 等)

福井県(平成10年9月変更 スキー場の規模拡大 等)

(年度別同意件数)

平成3年度	5 件	平成7年度	1件	平成11年度	2件
平成4年度	8 件	平成8年度	4件	平成12年度	2件
平成5年度	1 1 件	平成9年度	5件	平成13年度	2件
平成6年度	6 件	平成10年度	1件	平成14年度	2件

(平成14年9月1日現在)

国土交通省「国土交通省政策評価基本計画」(2002年)

2 プログラム評価(政策レビュー)

(1) 対象とするテーマ

プログラム評価の実施テーマについては、国土交通省の政策課題として重要なもの、 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の政策評価の実施結果等を踏まえ、 より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に 対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの等について選定し、計画的に実施す る。ただし、基本的方針等については、それに照らして評価を行うものであることか ら、その是非について評価の対象とはしない。

本基本計画期間中に実施する具体的なテーマは、別紙3(略)のとおりとする。ただし、必要に応じて、基本計画を変更し、実施テーマを追加することができる。

(2) 実施手順

各テーマについて、以下の手順で評価を実施する。

- ア それぞれのテーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、関連する施策等の 範囲を明らかにする。
- イ 当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証する。
- ウ それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたかを分析し、可能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ごとの費用と効果の関係についても言及する。
- エ 今後、目的や目標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるためには、 何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにする。
- オ 評価実施後、その結果のほか、バックデータ等の関係資料、実施過程において 第三者から示された専門的知見からの助言等の概要、当該評価結果に対する第三 者の意見等をプログラム評価書として取りまとめ、公表する。

(3) 留意事項

プログラム評価の実施体制等については、以下のとおりとする。

- アープログラム評価は、関係する局等と統括官との十分な連携のもとに実施する。
- イ 緊急やむを得ない場合等を除き、原則として本計画で定められたテーマごとに、 第三者の専門的知見からの助言を得て行う。
- ウ 各テーマの具体的な手順については、イに定める第三者の助言を得た上で定める。

(評価書の要旨)

(評価書の要	7	—		
テーマ名	総合保養地域の整備 担当部局 ┃都市・地域整備局、総行	合		
	- リゾート法の今日的考察 - 政策局、観光部、港湾局	司		
評価の目的、	法施行後の社会経済情勢の変化等により、特定施設の中には、経営上問題が生じた	事		
必要性	例も見受けられ、また、基本構想に位置づけられた特定施設の整備進捗状況も一般に			
	低いのが現状である。このように、総合保養地域整備を取り巻く状況が変化してい	る		
	ことを踏まえ、			
	これまでの総合保養地域整備に関する成果や課題を考察するとともに、			
	今後の総合保養地域整備のあり方を再検討した。			
対象政策	総合保養地域整備法(リゾート法) 同法に基づく基本方針、基本構想、各地域に	お		
	ける具体的な取組			
政策の目的	ゆとりある国民生活のための利便の増進			
	総合保養地域及びその周辺の地域の振興			
評価の視点	地域や事例の考察により、総合保養地域に係る政策のあり方を総合的に評価			
	地元の創意工夫により成果を上げている事例、問題が生じた事例の要因			
	基本構想の基本方針への適合性(コンプライアンス評価)			
	特定施設の整備状況(アウトプット評価)			
	政策目標の達成状況(アウトカム評価)			
	各地域における、特色づくり、来訪者の立場に立った取組、地域間交流の状況			
評価手法	以下の手法により評価			
	地元の創意工夫により成果を上げている事例、問題が生じた事例 (法の対象外の)	地		
	域に存する事例を含む)に係るケーススタディ			
	各地域の取組状況に係るヒアリング調査			
	各地域に係る計数分析			
	・特定施設の整備数、利用者、宿泊者、雇用者及び売上高の調査			
	・当初見通しとの比較			
	・時系列分析			
	・全国の観光動向との比較			
	・波及効果に係る調査			
評価結果	需要の見誤りにより巨大・豪華な投資が行われ、経営上問題が生じた事例が見ら	れ		
	ర ం			
	(事例)Aスキーリゾートではホテル 6 棟のうち 3 棟がスイートルームのみの棟			
	特定施設の整備や利用、特定施設での雇用は当初見通しと比べバラツキはあるが	-		
	般に進んでいない。			
	・特定施設の整備進捗率(供用中 + 整備中 / 合計)			
	56~5% 平均23.8%(平成14年1月)		
	・特定施設の利用者数の当初見通し比			
	134~5% 平均42.8%(平成13年度)		
	・特定施設の雇用者数の当初見通し比			
	86~4% 平均21.8%(平成14年4月	-		
	体験講座の実施、年間を通じたイベント開催等様々な創意工夫をこらした取組が	成		
	果を上げている要因といえる。			
	(事例)滋賀県・マキノピックランドでは、地元雇用者による親切な対応や地元の			
	業従事者のアイデアも取り入れたニーズにあった事業の展開(果実狩り、自然観	察		

等)などにより、平成13年度は約10万人が利用(前年度の倍)。 また、問題が生じた事例でも、その後後継企業等の経営努力により、経営は好転し、 地域の振興に大きく貢献しているものも出てきている。

特定施設の利用者数や宿泊者数は全国の伸びを上回って推移している。

・特定施設の利用者数 平成13年度 101.7(全国93.2)

(いずれも平成6年度=100)

バラツキあり:274.3~53.0

・特定施設の宿泊者数 平成13年度 136.0(全国89.1)

(いずれも平成6年度=100)

特定施設の雇用者数や売上高が地域経済に対し一定の役割を果たしている地域もある。

・特定施設雇用者の特定地域従業者に対する割合

福井県:3.1%、北海道富良野・大雪:3.0%など(平成11年)

(注:全国の全就業者で約3%のものは電気機械製造業、金融保険業、公務である)

・特定施設売上高の特定地域小売業販売額に対する割合

沖縄県:12.4%、三重県:8.1%など(平成11年)

自然的特色や歴史・文化的特色を活かすことはもちろん、地域の関係者の積極的な 取組により、地域の特色や魅力をさらに高めている地域もある。

(事例)

- ・若旦那会、若女将会などの後継者によるそぞろ歩きのできる温泉街づくり、情緒 づくり活動(宮城県)
- ・地元のそば屋による手打ちそばの会の設立、「日本そば博覧会」の開催(栃木県) 来訪者の立場に立ったサービスを提供するため、地域住民やNPOが活躍し、ソフト機能の充実が進みつつある。

(事例)

- ・体の不自由な方で単独での観光は困難な個人及びグループが観光する際に「ふらのガイドヘルプ」(ボランティア)が同行し、介助と観光案内を実施(北海道富良野)
- ・日光市では外国人旅行者に対する観光案内のためにボランティア通訳が対応(日 光SGG倶楽部、栃木県)

政策への反映の方向

- 1)評価結果を真摯に受け止め、地に足のついた総合保養地域整備を展開基本構想の見直し(基本方針、基本構想の見直し)
 - ・現時点でのニーズを踏まえて、特定施設・重点整備地区・基本構想自体の廃止や 削除も含めた再検討

チェック機能の強化(基本方針、基本構想の見直し)

・政策評価の定期的実施

時間管理概念の導入・徹底(基本方針、基本構想の見直し)

- ・整備の工程表の策定
- 2)来訪者の立場に立ったサービスの提供ができるよう、総合保養地域の機能の充実 (ソフト面の充実)。地域間交流の促進

地域の独自の魅力の追求、情報流通の円滑化、運営・経営上の工夫、人材の育成 行政、NPO、地域住民、民間事業者の連携の強化

地域間交流の促進

連続休暇を取得しやすい環境づくり

第三者の知見 ・有識者等からなる「総合保養地域に関する懇談会」を計6回開催し、意見を聴取(懇 活用 談会の委員は以下のとおり。また、議事概要は、評価書巻末の「総合保養地域に関 する懇談会関係資料」に記載)。 (委員) 東京大学大学院工学系研究科客員教授(座長) 梅澤 忠雄 新潟大学経済学部教授 大住莊四郎 加森観光(株)専務取締役 加森 公継 近藤 健雄 日本大学理工学部海洋建築工学科教授 佐野 光成 山梨県勝沼町ぶどうの丘事業管理者 武林 ハウステンボス (株)管理部門役員付参事 読売新聞東京本社編集委員 鶴岡憲一 根本 敏則 一橋大学大学院商学研究科教授 財団法人日本交通公社常務理事 原 重一 樋口 勝典 三重県農林水産商工部長 マリ クリスティーヌ 異文化コミュニケーター 向井 清史 名古屋市立大学経済学部教授 淑徳大学国際コミュニケーション学部経営環境学科講師 廻 洋子 立教大学観光学部観光学科教授(副座長) 安島 博幸 ・評価書の作成にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取(議事概要及び議事 録は、国土交通省ホームページに掲載)。

実施時期

平成13年度~平成14年度

【目次】

まえがき	1
. 総合保養地域整備のための施策(評価の対象となる事実)	3
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
	3
()	3
•	4
	4
	5
()	5
	5
	6
	6
	6
	6
	7
	7
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7
,	7
()	8
()	8
• •	8
	8
()	8
()	9
	9
	9
()	10
(4) 年間利用者数	
	10
	10
5. その後の社会経済情勢の変化と基本構想の見直し、総合保養地域整備の現局面	Ī
	10
. 総合保養地域整備の評価	
1.プログラム評価の考え方	
2 . コンプライアンス評価	
(1) 特定地域の面積	
	13
	14
()	14
3 . アウトプット評価(特定施設の整備状況及びその経営)	
	14
(2) 特定施設整備事業費の状況	

(3) 特定施設の経営状況	16
、´ (4) アナリシス - 背景となった社会経済情勢	19
4.アウトカム評価	21
(1) 利用者の状況	21
(2) 雇用者の状況	22
(3) 売上高の状況	23
(4) 地域への波及効果	23
(5) 考察	24
5 . 支援措置と環境、景観等への配慮	25
	25 25
(1) 支援措置	
(2) 環境、景観等への配慮	25
. 総合保養地域に係る今後の施策の考え方	27
	21
1 . 特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討、政策評	0.7
価の定期的実施	27
2.総合保養地域の機能の充実、総合保養地域における地域間交流の促進	27
(1) 「ゆとりある国民生活の実現」からの今日的役割	27
(2) 「地域の振興」からの今日的役割	28
. 今後の総合保養地域の施策	30
1.特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討、政策評	
価の定期的実施	30
(1) 特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討(基本	
方針、基本構想の見直し)	30
(2) 政策評価の容易な制度の確立、政策評価の定期的実施(基本方針、基本構想	
の見直し)	31
(3) 整備の工程表の策定(基本方針、基本構想の見直し)	31
2.総合保養地域の機能の充実、総合保養地域における地域間交流の促進	31
(1) 特色ある余暇空間の形成、地域独自の魅力の追及(基本方針、基本構想の見	
直し)	31
(3) 人材の育成	
(4) 推進連絡体制の確立、情報提供の円滑化	34
(4) 活煙煙船 (4) に (5) 行政、NPO、地域住民、民間事業者等の連携の強化(基本方針、基本構想	U
	35
(6) 環境、景観の向上 (基本方針、基本構想の見直し)	
(6) 境境、京観の同工(基本力量、基本構造の発量の分量の)(7) 総合保養地域における地域間交流の促進	
(8) 連続休暇を取得しやすい環境づくり - 社会システムとしての対応	36
おわりに	20
U ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا ا	38
(別添)総合保養地域に関する懇談会関係資料	39
1. 懇談会の設置趣旨及び開催経緯	
1. 窓談云の試員趣目及び開催経緯2. 懇談会委員名簿	
2 . 愁砂云安貝石溥	
7 激制元册于7	41

まえがき

国土交通省「国土交通白書~改革への挑戦~」(2002)は、国土交通省の21世紀の行政のあり方について次のように述べている。

従来型の行政手法を抜本的に改革し、新たな発想に立った21世紀型の国土交通行 政の体系へと再構築していく必要がある。

そのためには、国土交通行政に携わる職員一人ひとりが、国土交通行政の究極の目的は国民の幸せの実現であることを常に意識し、自らの変革に積極的に取り組むこと、そして、ストックの有効活用など新たな発想に立って創意工夫を凝らすことが大切である。

改革は未だ途上であり、新たな潮流を的確に分析・把握するとともに、広く国民の意見を取り入れながら21世紀にふさわしい新たな仕組みの一層の整備・充実を図り、国土交通省に課せられた使命をしっかりと果たすことができるよう、英知を結集していかなければならない。

国土交通省「平成13年度国土交通省政策評価年次報告書~行政のマネジメント改革をめざして~」(2002)は、改革を実現する最も重要なツールとして「政策評価」を挙げている。同書ではさらに、政策評価の基本的な理念として「国民本位の行政を実現すること」「省全体の目標や戦略と連動させること」「成果主義への転換を進めること」「職員の意識改革につなげること」を掲げ、こうした理念はより効率的で質の高い行政サービスの提供を目指す「ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)」の思想に由来するものである、としている。

本政策評価書は、こうしたNPMの思想を踏まえた上で、平成13~14年度のプログラム評価テーマ「総合保養地域の整備~リゾート法の今日的考察~」について検討することを目的とするものである。上述の政策評価の基本的な理念との関係では、この検討にあたり、総合保養地域整備の目標及びその成果を明らかにすることが求められる(成果主義)。その目標及び成果は、国民生活に結びつくものでなくてはならない(国民本位の行政)。また、国土交通行政の目標の中の「自立した個人のいきいきした暮らしの実現」、「多様性のある地域の形成」などにも沿うものであるべきである(省全体の目標との連動)。さらに、本政策評価書は、当然のことながら、今後の政策運営に生かされていくことが期待される。その過程では、以上の三つの基本理念が再認識されるであろうし、職員の意識改革も推し進められるであろう。

以下 では、政策評価の対象となる「総合保養地域整備のための施策」を示す。 「総合保養地域整備の評価」においては、本政策評価書におけるプログラム評価の方法論を述べた後、実際に政策評価を行う。 「総合保養地域に係る今後の施策の考え方」では政策評価の結果を踏まえて総合保養地域に係る施策についての基本的考え方を示す。 「今後の総合保養地域の施策」では、 を踏まえた施策を示す。最後に、全体のまとめを「おわりに」で示す。

- . 総合保養地域整備のための施策(評価の対象となる事実)
- 1.総合保養地域整備法制定の目的と背景、法の内容

(1) 法制定の目的と背景

総合保養地域整備法は、昭和62年5月成立し、6月に公布された。法律に示された法の目的は「ゆとりある国民生活の実現」、「地域振興」であったが、その国会審議においては、以上の二つに加え当時の国土庁長官より「内需振興」も挙げられている(昭和62年5月14日、参議院建設委員会における答弁。以下では国土庁長官答弁と称する。)。以下、目的について詳しく見るとともに、それぞれの背景を検討する。

 ゆとりある国民生活の実現 この点について、国土庁長官答弁は、以下のとおりである。

近年において自由時間の増大とか生活様式の多様化などに伴いまして、国民の中には自然との触れ合い、健康の維持増進あるいは創造的活動とか地域、世代を超えた交流のニーズの高まりが起きておることは御存知のとおりでございまして、さらに人生八十年時代にふさわしいゆとりのある国民生活の実現をするということを目指しておるのが一つの大きな目標でございます。

当時、我が国の労働時間の長さは国際的にも批判されていた。例えば、労働省 (1987)によれば、1985年の我が国の製造業生産労働者の年間総実労働時間は 2,168時間であり、アメリカ、イギリスの1,900時間台、西ドイツ、フランスの 1,600時間台と比べてかなり長くなっていた(図1)。一方、国民の経済的な豊かさは次第に実現し、ゆとりある生活や余暇の充実に対する要望が増大していた。総理府(現:内閣府)の調査によれば、「国民が今後の生活に力点を置く項目」では、昭和58年以降「レジャー・余暇生活」が連続して第一位となっていた(図2)

我が国においては、古くから、比較的長期間の余暇活動として、農閑期における湯治の習慣や全国からのお伊勢参り等があったが、産業の近代化の過程で農業従事者が減少し、都市化とともに労働者のサラリーマン化が進展するにつれ、まとまった休暇を取ることが困難となってこれらの活動も衰退し、その後は比較的短期間の周遊型や慰安型の観光活動が盛んとなっていった。一方、この間欧米諸国においては、労働者対策として連続休暇制度の整備や一般大衆が低廉に利用できるリゾート地の開発が行われ、仕事中心の日常生活とは別の第2の生活の場として滞在型余暇活動を楽しむライフスタイルが定着することとなった。

総合保養地域整備法が目指したゆとりある国民生活は、こうした欧米諸国においてライフスタイルの一部として定着している滞在型の余暇活動を我が国に普及させ、広く国民の生活にメリハリを利かせて人生にゆとりと潤いを与えることであり、そのための滞在空間が総合保養地域であった。

2) 地域振興

この点について、国土庁長官答弁では「経済のサービス化の進展等産業構造の 変化に伴う第三次産業を中心とした新たな地域振興」となっている。さらに、地 域振興について政府委員は次のような答弁を行っている。

それから、リゾート地域の整備が地域振興にどのように役立つかということでございますが、大きく分けて一つは経済的な効果がございます。もう一つは非経済的な効果がございますが、まず経済的な効果としてはスポーツ、レクリエーション施設、教養文化施設などのいわゆるリゾート関連施設の整備に伴う直接的な建設投資が期待されます。それから二番目に、整備された後は地域の雇用が拡大するとともに、滞在者等が消費をそこで行いますから、そういう消費需要の拡大の波及効果として、地域のリゾート産業、農林水産業、1.5次産業あるいは地場産業等の地元の関連産業が振興されることにつながるということになろうかと思われます。

それから、非経済的な効果としては、このリゾート地域の整備によって地域イメージが向上するとか、あるいはイベントやコンベンション等の開催が一層そのリゾート地域で行われる、それを通じて人的交流が盛んになるということによって地域社会全体が活性化されるというような効果が期待できるというように思っております。

当時、素材型産業の不振、経済のソフト化・サービス化・情報化、公共投資の抑制により地域間の所得格差が広がりつつあった。例えば昭和50年代後半、公共投資依存度の低い東京、大阪では実質県民総支出伸び率は昭和50年代前半に比べ高まっていたが、公共投資依存度の高い県では低下していた(図3)。地域間の所得格差は一人当たり県民所得の変動係数でみて拡大し、三大都市圏への人口流入が増大しつつあった(図4)。このため、地方では「将来の不安」が大きくなり、経済活性化の新たな手段が求められたのである。

3) 内需振興

当時、我が国の経常収支の大幅黒字が問題とされており、「我が国の構造調整という画期的な施策を実施し、国際協調型経済構造への変革を図ることが急務」(昭和61年4月、「国際協調のための経済構造調整研究会」報告書。通称「前川レポート」)とされた。その際、「国際協調型経済を実現し、国際国家日本を指向していくためには、内需主導型の経済成長を図るとともに、輸出入・産業構造の抜本的な転換を推進していくことが不可欠である」(同報告書)とされた。このように、経済構造調整のため、内需振興が必要とされた。

さらに、総合保養地域整備の手段として「民間事業者の能力の活用」(法第1条)が掲げられている。法制定時の国土庁長官の答弁では、「民間の創意工夫、経営力の利用、そのために必要な税あるいは財政、金融上の措置による円滑な運

営」が期待されている。また、従来からリゾート施設は民間が中心となって整備されてきたことや、当時の厳しい財政状況から国及び地方公共団体が積極的に整備を行うとは考えにくいこともあったものとみられる。なお、法制定と前後してまとめられた「緊急経済対策」(昭和62年5月29日)においても、「民間活力の活用」の項で「総合保養地域整備法に基づき、早急に基本方針の策定等を行い、総合保養地域の整備の積極的な推進を図る」とされているところである。さらに法制定時の国会審議においては、民間資金をリゾート整備に活用するため、「リゾート債」の創設が提案されている。

(2) 法の主要な内容

法の主要な内容は以下のとおりである(法の条文及び法制定時における国土庁長官による趣旨説明による。)。

- 1) 地域(法第3条)
 - 整備の対象となる地域は、
 - ・良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設¹⁾の総合的な整備を行う ことができる相当規模の地域であること
 - ・自然的経済的社会的条件からみて一体として(法)第1条に規定する整備を図ることが相当と認められる地域であること
 - ・特定施設の用に供する土地の確保が容易であること
 - ・産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域であって政令(総合保養地域整備 法施行令)で定めるもの以外の地域であること
 - ・特定民間施設²の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること
 - の要件に該当するものであること(「特定地域」と称される。)。
 - 注1)総合保養地域におけるスポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動に資する各種施設。 1号施設:スポーツ又はレクリエーション施設、2号施設:教養文化施設、3号施設:休 養施設、4号施設:集会施設、5号施設:宿泊施設、6号施設:交通施設、7号施設:販 売施設、8号施設:その他施設がある。
 - 注2)特定施設のうち民間事業者が設置及び運営する施設。

2) 基本方針(法第4条)

主務大臣[®]は、総合保養地域整備の基本的事項、特定地域の設定に関する事項、 重点整備地区(特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区)の 設定に関する事項、総合保養地域整備に当たっての配慮事項等、総合保養地域整 備に関するガイドラインとなるべき「総合保養地域整備に関する基本方針」(以 下「基本方針」という。)を定める。

注3)法制定当時は、国土庁、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣。 平成13年1月の省庁再編以後は、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大 臣。

3) 基本構想の作成等(法第5条)

都道府県は基本方針に基づき、特定地域について基本構想を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。基本構想においては、対象地域、整備の方針、重点整備地区の区域及び区域ごとの整備の方針、重点整備地区において整備される特定施設に関する事項、公共施設の整備の方針に関する事項、整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項、特定施設及び公共施設の整備に必要な土地の確保に関連した農用地の整備に関する事項、自然環境の保全との調和・農林漁業の健全な発展との調和・居住機能との調和・観光業の健全な発展・地価の安定などの配慮すべき事項について定める。

注4)平成12年4月の地方分権推進一括法施行後は、主務大臣の同意となった。

4) 基本構想の実施等及び支援措置(法第7~第15条)

基本構想が承認(同意)されたときは、都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、基本構想に基づいて計画的に整備に努めなければならない。

総合保養地域の整備に関しては、税制、財政、金融上の支援措置等が講じられる。具体的に行われているものは、

一定の特定民間施設の整備に対する税制上の特例措置(特別償却制度、特別 土地保有税の非課税措置等)及び金融上の特例措置(政府系金融機関による低 利融資・無利子貸付け)

地方公共団体が、一定の特定民間施設の整備に対して不動産取得税又は固定 資産税の不均一課税を行った場合の地方交付税による減収補てん措置

地方公共団体が、民間事業者に対して出資、補助等を行った場合の、助成に 要する経費に係る地方債の特例措置

国及び地方公共団体による、必要な公共施設の整備促進の努力 農地法等による処分についての配慮、国有林野の活用等についての配慮 などとなっている(詳細は別添参考資料1を参照)。

なお、法の概要は別添参考資料2のように図示することができる。

2 . 基本方針の内容

法を受けて、昭和62年10月「総合保養地域整備法第1条に規定する整備に関する基本方針」が策定された。

内容としては「総合保養地域の整備に関する基本的な事項」、「特定地域の設定に関する事項」、「重点整備地区の設定に関する事項」、「特定施設の設置及び特定民間施設の運営に関する事項」、「公共施設の整備の方針に関する事項」、「総合保養地域の整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項」及び「配慮すべき重要事項」からなっている。以下、それぞれの項目について述べる(基本方針については別添参考資料3も参照されたい)。

(1) 総合保養地域の整備に関する基本的な事項

意義及び理念、総合保養地域の性格及び機能、総合保養地域の整備の進め方が記

されている。

1) 意義及び理念

余暇活動に対する国民の需要の増大、第三次産業を中心とした新たな地域振興 策の展開の必要性、内需の拡大の必要性、民間事業者の経営力・企画力等の活用 に重点を置くことなどが述べられている

2) 総合保養地域の性格及び機能

「相当規模の区域に、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる 地区(重点整備地区)が数箇所程度存在し、それらが相互に有機的な連携を有す る一体的な地域であること」等とされている。

3) 総合保養地域の整備の進め方

総合保養地域の整備に当たっては、「長期的な展望に立ちつつ、当面おおむね 10年間程度を目標」とすること、「特定施設の整備に当たっては、地域の資源の活用を図りつつ、民間事業者の活力と創意・工夫を最大限に活用する」、「国及び地方公共団体は、民間活力の導入による特定施設の整備と併せて、総合保養地域の整備に必要な道路、下水道、河川、公園等の公共施設の整備に努める」等の事項に留意することとなっている。

(2) 特定地域の設定に関する事項

「良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当規模の地域であること」 「自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域であること」 「特定施設の用に供する土地の確保が容易であること」 「産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域以外の地域であること」 「特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること」が挙げられている。以下 、 及び について付言する。

「良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当規模の地域であること」

良好な自然条件を備え、かつ、特定施設を複合的に整備することが可能となるような広がりを有する複数の市町村から構成される地域で、原則としておおむね15万へクタール以下の規模のものであること、とされている。

この15万へクタールとは、当時の国会答弁⁵によれば、「例えば40キロ四方の土地であれば大体1,500から1,600平方キロになるわけであって、車で域内を大体1時間ぐらいで行動できる圏域」として考えている。

注5)衆議院建設委員会議録第5号 昭和62年5月22日 2ページ

「自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域であること」

「重点整備地区と見込まれる地区が相互に通常の交通手段で原則として 1 時間 以内程度で結ばれること」、「なお、海域で隔てられている離島等については、他 の地域と一体性を有していると認められる場合は、連接しているものとみなすことができるものであること」などが記されている。

「特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件から みて相当程度の特定民間施設の整備が確実であること」

その際、「整備の見込みがあるかどうかの判断」は、「民間事業者による具体的な整備計画が存在し、かつ、その実現性を担保するものとしての民間事業者によるフィージビリティ・スタディ(立地可能性調査) 施設整備に関する意思の表明等が行われているかどうか」による、としている。

(3) 重点整備地区の設定に関する事項

「重点整備地区の性格及び機能」及び「重点整備地区の立地及び規模」について 定めている。後者で、重点整備地区は「原則として、おおむね3,000ヘクター ル以下の連接した地域であって、箇所数は数箇所程度であること」等となっている。

3,000ヘクタールの根拠について、(2)の の国会答弁によれば「重点整備 地区に多様な施設が整備されるために必要な広がりということで、5キロから6キ 口ぐらいの四方の広がりを持った地域」として考えられている。

(4) 特定施設の設置及び特定民間施設の運営に関する事項

「特定施設の設置」に関しては「全体として四季を通じて利用される施設の設置に努めること」等の留意事項の他、設置される特定施設の具体例が分類されて示されている。また、「特定民間施設の運営」については、「適正な価格でホスピタリティに満ちた質の高いサービスの提供に努める」、「適切なシーズン・オフ対策を講じるよう努める」、「地域住民の雇用、食料品等の地元調達、地域の自然、文化、産業等の紹介等に努める」、「必要に応じてスポーツ、教養文化活動、学習活動等の活動に係る指導者の確保に努める」、「各運営主体による連絡協議組織を設立する等により、諸施設が相互の密接な連携・協力の下に運営されるように努める」等の留意事項が示されている。

(5) 公共施設の整備の方針に関する事項

国及び地方公共団体は、総合保養地域の整備に必要な道路、飛行場、下水道、公園、緑地、広場、河川等の公共施設の重点的、計画的かつ着実な整備に努めることとされている。

(6) 総合保養地域の整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項 スポーツ又はレクリエーション産業等の関連産業、農林漁業、地場産業等の振興 について示されている。

(7) 配慮すべき重要事項

配慮すべき重要事項として「自然環境の保全との調和」、「農林漁業の健全な発展

との調和」、「居住機能との調和」、「観光業の健全な発展」、「地価の安定」等が挙げられている。

3.基本構想の作成と内容

国の基本方針を受け、道府県が順次基本構想を作成し、承認(同意)されてきた(別添参考資料4を参照)。昭和63年に承認された基本構想が7、平成元年が10、2年が10、3年が8、4年以降が7となっている。基本構想を作成しているのは41道府県、基本構想数では42にのぼる。

法第5条によれば、基本構想では「特定地域の区域」「整備の方針に関する事項」、「重点整備地区の区域及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項」、「特定民間施設の種類、位置、規模、機能及び運営の基本的事項並びに特定民間施設以外の特定施設の基本的事項」、「公共施設の整備の方針に関する事項」、「整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項」、「必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項」及び「整備に際し配慮すべき事項」(自然環境の保全との調和など)について定めることとされている。

各道府県では、これを基に基本構想を作成している。その内容は、「前文」、「特定地域の設定に関する事項」(特定地域の範囲、地域の一体性、特定地域の用に供する土地の確保の容易性、相当程度の特定民間施設の整備の確実性の確保)、「総合保養地域の整備の方針に関する事項」(意義と理念、整備の進め方等)、「重点整備地区の区域及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項」(重点整備地区の区域設定及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項など多岐にわたる。)、「総合保養地域の整備に際し配慮すべき事項」となっている。

さらに、基本構想作成時に各道府県により「基礎調査」が行われている。

「基本構想」及び「基礎調査」等により示された計数を以下で整理する(計数一覧表は表1参照)。

(1) 特定地域の面積

特定地域の面積は15万ヘクタール以下が16構想、15万ヘクタール超18万ヘクタール以下が23構想である。18万ヘクタールを超えるものには、北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想(33万ヘクタール) 北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想(33万ヘクタール) 沖縄トロピカルリゾート構想(23万ヘクタール)がある。

(2) 重点整備地区数

重点整備地区数は6以下のものが12構想、7以上9以下のものが24構想である。重点整備地区の多いものとしては、ぐんまリフレッシュ高原リゾート構想(13)房総リゾート構想(11)「にっぽんリゾート・ふじの国」構想(静岡県、11)蒜山美作リゾート構想(岡山県、11)えひめ瀬戸内リゾート開発構想(10)沖縄トロピカルリゾート構想(10)がある。

(3) 事業費

作成されてから日が浅い北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想を除く、作成後10年間の事業費見通しの合計は約11兆円で、1構想あたり平均2,760億円である。金額の多いところでは、房総リゾート地域整備構想(9,500億円)が挙げられる。なお、ここでいう事業費とは用地費も含むものであるが、重点整備地区の位置からして一般にその比率は低いものと考えられる。

(4) 年間利用者数

北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想を除いて、作成から10年後の年間利用者数見通しは合計で3.8億人、平均で919万人である。多いところでは、玄海レク・リゾート構想(福岡県)の3,964万人、房総リゾート地域整備構想の2,280万人が挙げられる。

(5) 雇用者数

北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想を除いて、作成から10年後の雇用者数見通しは合計で約22万人、1構想平均5,300人である。多いところでは、茨城・きらめき・リゾート構想の21,900人、沖縄トロピカルリゾート構想の18,440人、国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想の18,039人がある。

4.制度運営面の工夫

基本方針においては、総合保養地域の円滑な整備を促進するため、関係地方公共団体、関係事業者等から構成される推進連絡協議会等を設立し、これらの者の間の連携を確保することとされている。特定地域全域にまたがる協議会はほとんどの道府県で設立されたが、その設立時期については、基本構想の承認前のものが約6割と、協議会の所期の目的が基本構想の承認のための活動であったことが伺える。また、協議会の約3割は構成員が行政だけとなっており、官民の連携が図られていないものも見受けられる。このような状況から、イベントや広報宣伝、研修会の実施等を通じて総合保養地域の円滑な整備を進めていった協議会はあるものの、概してその活動は次第に不活発なものになっていった。

5.その後の社会経済情勢の変化と基本構想の見直し、総合保養地域整備の現局面昭和63年から平成2年にかけ基本構想の過半が作成された。この時期は、いわゆるバブルの渦中にあり(第11循環はじめの谷は昭和61年11月、山は平成3年2月である。)様々な経済分野で拡大路線が展開された。バブル崩壊後は一変して本格的な景気回復は生じておらず、総合保養地域の整備にも大きな影響が生じている。新規投資は急速に縮小し、各地域の基本構想が見直され特定施設が削除されたものもある(別添参考資料5を参照。一方で余暇の増大により施設の追加、拡大を行ったものもある。)。

なお、現行の基本構想の特定地域面積、重点整備地区数、特定施設数をみると表2のとおりである。また、特定施設の種類をみると表3のとおりであって、スポーツ・レクリエーション施設の比率が最も高い。

総合保養地域の整備は以上のような社会経済情勢もあり、当初の構想と比べ一般に進んでいない。例えば、特定施設の整備進捗率(現時点で効力のある同意された基本構想に位置づけられている特定施設のうち供用中又は整備中の施設数の割合)は約24%に留まっている(当初基本構想作成時に既に供用していた施設を含めると約35%)。次に、 において総合保養地域整備の現状について詳しく述べるとともに、その評価を行う。

. 総合保養地域整備の評価

1.プログラム評価の考え方

プログラム評価(政策レビュー)の対象とするテーマ、実施手順、留意事項については、国土交通省「国土交通省政策評価基本計画」(2002)に述べられている(別添参考資料6を参照)。

その要点は「対象とするテーマ」については、「基本的方針等については、それに 照らして評価を行うものであることから、その是非について評価の対象としない」こ とである。

また、「実施手順」については、「テーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、 関連する施策等の範囲を明らかにする」こと、「当該プログラムの目的とした結果が 適切に達成されているかどうか検証する」こと、「それがどのように達成され、また どの程度達成されたかを分析し、可能な限り明らかにする」こと、「今後、目的や目 標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果を上げるためには、何が課題で、改善方 策として何が考えられるかについても明らかにする」ことなどである。

このため、本政策評価書では、 で総合保養地域整備のための施策を述べたところである。 で総合保養地域整備について分析し、評価することとしている。 では総合保養地域に係る施策についての基本的考え方、 では今後行うべき施策について述べる。

政策評価の項目としては次のように考える。Stewart (1984) ©によれば、公的説明責任は5段階でとらえられる。第1段階は「合法的説明責任」(適切かつ認定された方法で予算が使用されているか) 第2段階は「プロセス説明責任」(予算を執行するプロセスが適切であるか) 第3段階は「パフォーマンス説明責任」(達成されたアウトプットが要求水準を満たしているか) 第4段階は「プログラム説明責任」(達成されたアウトカムが設定目標を満たしているか) 第5段階は「政策説明責任」(政策の選択及び決定が妥当であるか)である(田中(2001) でによる説明を参照)

本政策評価書では、このうち第1及び第2段階を「コンプライアンス評価」として行い、法令で定めた手続が遵守されているかチェックする。次に第3段階を「アウトプット評価」として行い、特定施設数や特定施設に係る事業費等について計画と実績を比較する。第4段階は「アウトカム評価」として行い、利用者数及び雇用者数について計画と実績を比較する。第5段階については上述の評価を踏まえて総合保養地域の今後の施策の考え方、行われるべき施策を明らかにする。

- 注 6) Stewart, D. "The Role of Information in Public Accountability", A. Hopewood and C. Tomkins (ed.) 'Issues in Public Sector Accounting', Oxford: Philip Allan, pp.13 -34, 1984年
- 注7)田中宏樹「公的資本形成の政策評価 パブリック・マネジメントの実践に向けて」PHP研究所、p.21、2001年

なお、事業費、利用者、雇用者及び売上高の数値は、構想によっては暫定値による ものがある。

2.コンプライアンス評価

ここでは、主に基本方針に従って、基本構想が作成、承認されているか検討する。 法第5条第1項では都道府県は、基本方針に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に 協議し、その承認(同意)を求めることができることとなっている。また、第5条第 4項では、主務大臣が承認(同意)する場合の要件が挙げられており、その中には「基 本方針に適合するものであること」ないし「基本方針に照らして適切なものであるこ と」とされているところである。

(1) 特定地域の面積

基本方針においては、特定地域は「おおむね15万へクタール以下の規模のものであること」、「自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域であること」等となっており、当時の国会答弁によれば「車で域内を大体1時間ぐらいで行動できる圏域」である。

特定地域の面積をみると(表1、表2) 北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想(33万ヘクタール)、北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域構想(33万ヘクタール)沖縄トロピカルリゾート構想(23万ヘクタール)が特に大きい。

しかしながら、北海道富良野・大雪リゾート地域整備構想に含まれる9市町村はいずれも「大雪・十勝広域観光圏」に含まれる一体的な地域である。地域内には国道38号、237号その他道道など縦横に走る道路、北海道旅客鉄道の富良野線、根室線、石勝線の鉄道により密接に結びついている。さらに、札幌・千歳空港と各重点整備地区を結ぶリゾート専用列車やリゾート間連絡バスが冬期間運行されるなど、重点整備地区間の結びつきはますます強まっている。

北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想の地域内は、国道5号、230号をはじめ国道に接続する主要地方道などにより相互に結ばれ、また北海道旅客鉄道の函館本線、室蘭本線が通り、冬期間は新千歳空港、札幌とニセコを結ぶリゾート列車が運行されているなど、交通の利便性からみても一体性のある地域である。また、従来より複数市町村による広域的・一体的な観光振興や文化を活かした地域活性化の取組が活発に行われてきている。

沖縄トロピカルリゾート構想における4つの島しょ郡(沖縄諸島、先島諸島、大東諸島、尖閣諸島)については、いずれも「亜熱帯性・海洋性」と称される自然的、地理的特性を有しその自然景観からリゾート地としてのポテンシャルが高いこと、琉球文化が生き続けており歴史的・文化的背景が共通していること、離島部は生活物資の多くを沖縄本島に依存しており緊密な経済関係があることにより一体性が強い。

以上から、これらの3地域はそれぞれ同一のコンセプトの下で一体の特定地域と して整備を図ることが合理的というべきである。

(2) 重点整備地区の数

基本方針では重点整備地区は数箇所程度とされているところである。一方、13 地区を重点整備地区とするなど重点整備地区の多い構想(表1、表2参照)もある。 このような構想の中には「これらの重点整備地区は、それぞれの立地条件、資源条件によって異なった性格と機能を持つものであり、地区固有の条件を踏まえた特色ある施設整備を、相互の有機的連携に留意しつつ推進することにより、特定地域全体を一体的、総合的なリゾート地として整備しようとするものである」とされているものもある。一般的に考えれば、10地区を超える構想は基本方針でいう数箇所程度には含まれないであろう。

重点整備地区については、それぞれの地区において特色がある整備が図られているかどうかなど、透明性を確保し、また第三者の参加も得つつ再検討していく必要がある。

(3) 特定民間施設に係るフィージビリティ・スタディと事業主体の決定状況

基本方針においては、特定地域の設定の要件の一つとして「相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること」を挙げ、その際「整備の見込みがあるかどうかの判断については、施設の概要、事業実施時期等を明らかにした民間事業者による具体的な整備計画が存在し、かつ、その実現性を担保するものとして民間事業者によるフィージビリティ・スタディ(立地可能性調査)、施設整備に関する意思の表明等が行われているかどうかによるものであること」としている。

しかしながら、基本構想作成時の基礎調査において事業主体が単に「民間事業者」ないし「第三セクター」となっているものや、基礎調査において利用者、雇用者の数字が示されていない重点整備地区があるものがあり、基本構想の作成の際の検討、ないし承認の際の検討が必ずしも十分ではなかった可能性がある。

(4) 特定施設の規模

特定施設の内容については、テニスコートやキャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設、美術館や博物館等の教養文化施設、温泉保養施設や展望施設等の休養施設など多様な特定施設の整備を進めようとしていた。ただし、(3)とも関係するが、特定民間施設の中には、ホテルの半数の棟をスイートルームのみの棟として建設するなど利用者ニーズ以上に大規模・豪華な施設整備を行っている例があり、マーケティングの際の判断を誤ったのではないかと推測される。

3 . アウトプット評価 (特定施設の整備状況及びその経営)

(1) 特定施設整備の進捗状況

特定施設の整備計画に対する進捗状況は表4のとおりである。

当初基本構想作成時に既に供用されていたものを除き、基本構想に位置づけられた特定施設は、平成14年1月現在で8,909施設である。このうち、1,862施設が供用中、260施設が整備中、1,573施設が計画中、5,214施設が構想中となっており、整備進捗率®は24%である。また、構想中のものが59%に達している。事業主体別にみると、特定民間施設の整備進捗率は17%、公的特定施設は52%で、社会経済情勢の変化を受けて民間事業者による整備が進んでいない。また、近年の進捗状況と比べると、供用中、構想中が増加

する一方で、整備中、計画中は減少している。整備されていたものが新たに供用されるとともに、計画中であったもののうち実現性の乏しいものが構想中に変更されたものと思われる(図5参照)。なお、当初基本構想作成時に既に供用されていたものを含めて整備進捗率を求めると35%となっている。

注8)整備進捗率とは {(供用中) + (整備中)} ÷合計×100をいう。

次に、基本構想別の進捗状況をみると表5のとおりである。当初基本構想作成時に既に供用されているものを除いてみて、最も進捗の早いものの整備進捗率は56%、最も進捗の遅いものは5%である。また、特定民間施設の整備進捗率が1%にとどまっているものがある。なお、当初基本構想作成時に既に供用されていた施設を含めてみて、最も進捗の早いものは68%、最も進捗の遅いものは7%である。

施設の種類別に整備進捗率をみると表6のとおりである。当初基本構想作成時に供用されていた施設を除いた整備進捗率では、5号施設(宿泊施設)がきわだって低くなっている。一方、当初基本構想作成時に供用されていた施設を含めた整備進捗率では、施設の種類による差はそれほど大きくない。

施設の種類についてさらに細かくみると、表7のとおりである。当初基本構想作成時に供用されていた施設を除くと、ゴルフ場、スキー場、マリーナの整備進捗率は、全体の整備進捗率24%を上回るか、それほど下回ってはいない反面、ホテルが18%に留まっている。一方、当初基本構想作成時に供用されていた施設も含めると、ゴルフ場、スキー場、ホテルの整備進捗率は、全体の整備進捗率35%を上回るかそれほど大きくは下回っていない反面、マリーナが27%に留まっている。

なお、供用中のものに限り施設を種類別にみると、平成14年1月現在全国で3,339件のテニスコートやキャンプ場等のスポーツ・レクリエーション施設、 美術館や博物館等の教養文化施設、温泉保養施設や展望施設等の休養施設等の多様な特定施設が供用されている。なお、ゴルフ場は111件である(表8参照)。

(2) 特定施設整備事業費の状況

平成14年3月末までの特定施設の整備事業費実績を、当初の基本構想作成後の10年間の事業費の見通し(「北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想」は5年間の事業費の見通し)と比較すると表9のとおりである。実績と構想の比率が最も大きいものは144%、最も小さいものは4%である。

実績・構想比と、当初基本構想作成時に供用されていたものを除く現在の特定施設数に対する整備進捗率を散布図にすると図6のとおりである。実績・構想比の平均は34%で当初基本構想作成時に供用されていたものを除く整備進捗率24%より高くなっており、一般に整備進捗率に比べ実績・構想比は高くなっている。特に、整備事業費実績が既に当初見通し額を超えているものも見受けられる。これは、後述する建設過程での建築費の上昇傾向や質の過度の向上を受けて、投資が増大したものと思われる。

(3) 特定施設の経営状況

特定施設の経営状況をみると、地元の創意工夫により成果を上げている事例もあれば、問題が生じた事例もある。

成果を上げている事例の要因をみると、地元産品の活用、周辺施設との連携、体験講座の実施、年間を通じたイベントの開催による来訪者の確保、地元雇用者による親切な対応、利用者にとって目新しさがあるような施設の整備の段階的・継続的な実施など、地域住民や地元の民間企業の発想も取り入れた施設における様々な創意工夫が挙げられる。また、地域住民のイベントにおける積極的な活動もみられるところである(表10参照)。こうした成果を上げている事例から、今後の総合保養地域においては、地元の資源(特色)を活かすこと、運営・経営上の工夫を行うこと、体験講座等に対応する人材を育成すること、地域住民の積極的な活動を促すことが望ましいといえる。

一方、問題が生じた事例の要因としては、テニスやスキー等の参加人口の減少やシーズン・オフ対策の不足が挙げられる。中には需要の見誤りによる過大投資や会員権販売手法の破綻等も相まって会社更生法の適用申請等に至った例もある。

(会社更生法の適用申請等を行った施設の例)

- ・ アルファリゾート・コーポレーション(北海道:ホテル、平成10年自己破産申請、負債総額1,061億円)
- ・ 初島クラブ(静岡県:ホテル、平成11年会社更生法の適用申請、負債総額580億円)
- ・ 川場スキー場(群馬県:スキー場、平成12年民事再生法の適用申請、負債 総額144億円)
- ・ 宮崎シーガイア(宮崎県:ホテル等、平成13年会社更生法の適用申請、負 債総額3,261億円)
- ・ 磐梯リゾート開発(福島県:スキー場等、平成14年民事再生法の適用申 請、負債総額946億円)

これらの施設は、その後、後継企業等の経営努力により経営が好転し、雇用の確保や地場産品の活用等地域の振興に大きく貢献しているものも出てきている。

(スキーリゾートの事例)

施設概要:スキー場、ゴルフ場、ホテル、スパハウス、飲食・物販施設等から なる複合施設

会社更生法の適用申請等に至った原因として考えられるもの

拙速さ

会社設立3年でホテル6棟(うち4棟は構想対象外)及びスパハウスを整備 巨大さ

既存5,803ベッドに1年間で1,423ベッドを追加

を華豪

宿泊棟6棟のうち3棟がスイートルームのみ

会員権販売ビジネスの失敗

建設中にバブル崩壊

豪華路線(例:法人向け一口4,000万円)が裏目に

会社更生法の適用申請等の後の展開

地元の行政機関が施設を買い取り、スキーリゾートやホテルなどを経営している観光会社に運営委託し、平成11年6月に再オープンした。会社では、他の施設との一体的運営により、コスト削減や効果的なPRを実施し、初年度黒字化を達成した。

また、総合保養地域以外の観光施設の動向をみると、総合保養地域に基づく特定施設と同様、創意工夫により成果を上げている事例もあれば問題が生じた事例もある(表11参照)。

次に、官民がともに出資している事業主体である第三セクターについて取り上げる。

日本開発銀行「ケーススタディ地域プロジェクトの財務」(1993)では、第三セクターが選択する理由について、地方公営企業の新展開等に関する研究会「地方公営企業に準ずる第三セクターについて」(1992)のアンケート調査(表12参照、対象は都道府県等の出資等に係る地方公営企業に準じた第三セクター487法人)を紹介している。

表12 第三セクター方式により事業を実施した理由(複数回答可)

全法人数	487	100.0%
1 . 民間活力の活用等による効率的事業執行	311	63.9
2 . 事業の性格が直営になじまない	263	54.0
3 . 定員、人事管理面での機動的な対応	114	23.4
4 . 資金調達面での制約がゆるやか	88	18.1
5 . 国の助成等が第三セクターを前提としている	87	17.9
6 . 開発利益の吸収が図れる	59	12.1

(注)地方公営企業の新展開等に関する研究会「地方公営企業に準ずる第三セクターについて」 (1992)(日本開発銀行「ケーススタディ地域プロジェクトの財務」(1993))による。

表12によれば、「民間活力の活用等による効率的事業執行」、「事業の性格が直営になじまない」の二つが多く、これらは公益性と収益性の両立を図る趣旨と考えられる。総合保養地域整備は、まさに民間事業者の能力の活用を図るものであったので、多くの第三セクターが設立されてきた。

国土交通省が平成13年6月に公表した「リゾート関係第三セクターの状況に関する調査結果について」(2001)は、総合保養地域整備法に基づく各道府県の基本構想に位置づけられた特定施設を運営している第三セクターのうち、受託により特定施設の管理運営のみを行っている法人、未だ整備中のため供用中の特定施設を有しない法人を除いたもの(以下「リゾート関係第三セクター」という。)について平成12年3月末現在で調査している。

同調査によると、リゾート関係第三セクターの設立は昭和63年12月にピークがあり、その数は平成12年3月末で123である(図7参照)。

次に経営状況をみると、123法人のうち黒字であるものが56(45.5%) 赤字であるものが63(51.2%)となっている(図8参照)。赤井他「第三セクターの設立・破綻要因分析-新しい公共投資手法PFIの成功にむけて-」(2001)[®]によれば、第三セクター中収益性を比較的重視している商法法人の全体のうちで経常損失を計上しているのは平成12年時点で39.8%である(図9参照)。このことから、リゾート関係第三セクターの場合には、商法法人第三セクター一般よりも事態は深刻であることがわかる。

破綻(解散、倒産)及び債務超過の状況をみても、観光・レジャー分野を取り巻く状況が厳しいことがわかる。赤井他「公共投資の効率化-PFI成功の鍵:第三セクターからの教訓・」(2001)¹⁰⁾によれば、平成8年から12年までの間に解散をした第三セクター(商法法人)のうち観光・レジャー分野が43.8%と最も割合が高い(図10参照)。また、解散(倒産を含む)、債務超過企業(商法法人)解散法人(民法法人)の発生率をみると図11のとおりであり、合計では観光・レジャー関係が最も高い。ここでいう観光・レジャー分野とはリゾート関係第三セクターのみに限られるわけではないが、それを含むものである。平成12年以降も第三セクターの倒産が続き、その中にはレジャー・リゾート業も多くみられるところである(帝国データバンク「第3セクター経営実態調査」参照)。

注9) 赤井伸郎、篠原哲「第三セクターの設立・破綻要因分析 - 新しい公共投資手法 P F I の 成功にむけて - 」日経研究論文(2001)

注10) 赤井伸郎、篠原哲「公共投資の効率化 - PFI成功の鍵:第三セクターからの教訓 - 」 財務省地域自立研究会報告書(2001)

このように、リゾート関係第三セクターを取り巻く状況は厳しいものであるが、その原因の一つとして事業見通しの甘さがあったと思われる。前述の地方公営企業の新展開等に関する研究会「地方公営企業に準ずる第三セクターについて」(1992)においても、運営中の第三セクターが「事業化の際にさらに検討することが望ましかった事項」として「事業の採算性の見通し」をトップに掲げている(表13参照)。

表13 事業化の際にさらに検討することが望ましかった事項(複数回答可)

全法人数	487	100.0%
1.事業の採算性の見通し	178	36.6
2.地方公共団体の事業展開との有機的連携	158	32.4
3.人材の確保方策	135	27.7
4.民間との役割分担の明確化	77	15.8
5.欠損処理方法	54	11.1
6.地域住民との調整	49	10.1

(注)地方公営企業の新展開等に関する研究会「地方公営企業に準ずる第三セクターについて」 (1992)(日本開発銀行「ケーススタディ地域プロジェクトの財務」(1993))による。

もとより個別企業の財務評価は本政策評価書の対象とするところではない。ただ、 総合保養地域制度の円滑な運用の面からは、純民間企業、第三セクターを問わず適 切な処理、健全な経営が求められる。

(4) アナリシス - 背景となった社会経済情勢

で述べたように、昭和63年から平成2年にかけ基本構想の過半が作成された。 この時期は、いわゆるバブルの渦中にあり、様々な経済分野で拡大路線が展開され た。ここでは、当時の社会経済情勢のうち、リゾート分野に関係し得るものを取り 上げて論じてみる。

当時の日本経済の状況をみると、昭和61年11月に景気は底を打った後、平成3年2月まで長きにわたって景気拡大局面が続いた。この期間の後半がいわゆるバブル経済といわれる期間である。基本構想のうちかなりのものがこの期間に作成ないし整備が実施されており、直接・間接に様々な影響を受けたことは否めない。

影響の第一は、需要に係る楽観的な見通しである。

経済企画庁「長期遡及主要系列国民経済計算報告 平成2年基準」によれば、我が国の国民総資産は昭和60年末に3,900兆円であった。平成2年末には7,100兆円に増加しこの間年間平均600兆円程度増加している。昭和60年以前の増加額は年間200~300兆円であることと比べて異常な増加である。なお、平成3年以降伸びは鈍化し、平成10年末でも国民総資産は7,400兆円にとどまっている。

こうした急速な資産額の増加は国民の観光消費にも大きな影響を及ぼした。宿泊観光・レクリエーション旅行の量及び消費額をみると図12のとおりである。昭和62年と平成3年とを比較すると宿泊観光延べ人数が13,100万人から18,600万人(1.4倍)、観光延べ宿泊数が22,000泊から30,900泊(1.4倍)になっている。宿泊観光・兼観光消費総額、1人当たり年間消費額は更に伸びが激しく、宿泊観光・兼観光消費総額は55,900億円から98,300

億円(1.8倍)、1人当たり年間消費額は45,800円から79,300円(1.7倍)に急増しており、当時のブームが特に金銭多消費型であったことがわかる。

また、リゾートホテルの稼働率をみても昭和63年には58%であったものが、 平成2年には65%に上昇している(図13参照)。

さらに、ゴルフ及びスキーの参加人口をみても、昭和60年度頃から平成4年度頃まで拡大局面が続いた(図14参照)。

こうした実体面の動きだけでなく、将来についても余暇需要の急拡大が予想されていた。余暇開発センター「昭和62年版レジャー白書」は特別レポートとして有識者アンケート「西暦2000年の余暇」を掲載している。これは、官公庁、産業界、評論家など600名の各界オピニオンリーダーを対象に昭和62年6月に行われたアンケートである。その中で、西暦2000年(平成12年)における大企業の夏休みの予想は、「現在1週間程度であるが、2週間位になると予想する人が65.3%、今とあまり変わらない13.4%、3週間程度13.1%、1ヶ月程度になると予想する人が7.2%」となっており、大方は2週間を予想していた。また、「2週間以上の大型バカンスが実現した場合、レジャー・スポーツ・旅行の場として何が重要になってくると思うか」については実に88%が「滞在してスポーツ・レジャーが楽しめる国内のリゾート基地」挙げていた(ちなみに「海外のリゾート基地」は61.9%であった。)。

金額としても、野村総合研究所「2000年のリゾート産業」(1989)によれば、 我が国のリゾート産業の市場規模は1985年(昭和60年)の2.4兆円から 2000年(平成12年)の12.0兆円まで年平均12.2%のスピードで拡大 するとみられていた(表14参照)。

影響の第二は、金あまりによるリゾート分野への資金流入と整備実施面も含めた 投資の増大である。

昭和60年以降、内需拡大を目的として公定歩合が引き下げられ、低い水準で据え置かれた。これとともに、マネーサプライ(M_2+CD)も昭和61年末頃から急速に増加した(図15、16参照)。こうして、いわゆる「金あまり」が発生した。余剰資金は有利な投資先を求めた。前述のようにリゾート産業は将来分野として有望であったために、多くの産業から参入があった(表15参照)。とりわけ建設、総合商社、不動産、運輸の参入が多かった。

また、ゴルフ場会員権価格も図17のように急騰している。ゴルフ場の実際の利用とは別に、投資又は投機対象の資産としてゴルフ場会員権を求めた事例も多いものと思われる。こうした状況はゴルフ場の資金調達を容易にし、建設を促進したものと思われる。

さらに、金あまりのため必要以上に豪華な施設が建築され、投資の増大が生じた面がある。建設省建設経済局「建築統計年報」によれば、サービス業用建築物の一平方メートル当たり工事費予定額は昭和63年度が対前年度比21.1%、平成元年度が21.7%、平成2年度が20.9%上昇している。一方、この間の非住宅建築デフレーターは昭和63年度が2.0%、平成元年度が5.2%、平成2年度が3.3%の上昇にとどまっている(建設省建設経済局「建設工事費デフレーター」

による。)。また、(財)建設物価調査会「建築費指数」によっても、ホテルや店舗の純工事費(建築)の上昇率は、この間毎年4%程度~9%程度である。工事費予定額単価の上昇率はデフレーターや純工事費(建築)の上昇率に比べ大きく、質の向上ないし豪華さの追求に向かった部分も多いものと思われる。

当時のリゾート分野に係る一般的な社会経済情勢としては、以上のような強気の 需要見通しや工事費予定額単価の上昇がみられた。

4.アウトカム評価

(1) 利用者の状況

総合保養地域整備法では、良好な自然を有する地域においてスポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動の場を整備し、広く国民が滞在型の余暇活動を楽しむことにより、ゆとりある国民生活の実現を図ることを目指している。

42地域の基本構想に位置づけられた特定施設の平成13年度の延べ利用者数は約1億6千万人(うち宿泊施設利用者は約1,400万人)である。また平成13年度の延べ利用者数を、当初基本構想の作成時に行われた基礎調査における10年後見通し(基本構想が作成されてから日が浅い「北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想」は5年後見通し)と比べると表16のとおりである(基礎調査で見通しが示されていない重点整備地区3地区はこの表及び次の図から除いている。)。構想・実績比をみると最大は134%、最小は5%とバラツキがあり、全体で43%である。

構想・実績比を基本構想の特定施設の整備進捗率(当初基本構想が作成された時に既に供用されていた特定施設を含む。)と比べると図18のとおりである。一般に構想・実績比は整備進捗率よりも高く、整備の割には利用は進んでいるといえる。中には整備はさほど進んでいないが利用は当初見通しを突破しているケースもみられる。

次に、平成6年度以降の特定施設の延べ利用者数の推移をみると図19のとおりである。新規施設の開業や交通アクセスの改善を受けて平成9年度までは上昇傾向、平成10、11年度は横ばいで、平成11年度が最大であった(平成6年度を100として平成11年度は107)。平成12年度から景気低迷の長期化、ニーズの多様化への対応の遅れ、施設の目新しさに乏しいこと等から減少傾向となり、平成13年度は101.8に下落している。一方、国土交通省「観光白書」によれば、全国の観光延べ人数は平成6年度を100として、平成13年度は93.2に減少している(表17参照)。平成6年度との比較で全国の観光延べ人数が減少する中で、特定施設の利用者が増加していることは、総合保養地域が「ゆとりある国民生活の利便の増進」に果たす役割が相対的に大きくなっていることを示している。

また、基本構想別に平成6年度から平成13年度までの利用者数の変化をみると図20のとおりである。かなりバラツキがみられ、石川県で3.7倍になった一方、半分近くに減少したところもある。基本構想作成以前の地域の状況や作成以降の地域の取組によると考えられる。

次に、特定施設の延べ宿泊者数の推移をみると図21のとおりである。こちらは、ゆるやかな上昇傾向が続いている。平成6年度を100とした指数で平成13年度は136となっている。一方、国土交通省「観光白書」によれば、全国の観光及び兼観光宿泊客数は平成6年を100として平成13年は89に減少している(表18参照)。特定施設の利用者総数が減少する中で、また全国の宿泊客数が減少する中で、総合保養地域の宿泊者は増えており、特定施設の宿泊利用が全体として相対的に広がっているといえる。これは、滞在型余暇活動の充実という総合保養地域の目的からいって評価できる点である。

ただし、利用者の滞在状況をみると一般に3泊以上の割合は少ない。そのような中で、例えば、湯治温泉として有名な新玉川温泉(秋田県)では、癒しブームを背景に全国から訪れ、連泊する客が多い。1泊の客の割合は平成11年度は50%を超えていたが、平成13年度は50%を下回っており、連泊者が増加している。また、京都府のホテルでは夏はプールでのんびりと過ごし、ホテルでくつろぐ客層が増えており、ホテル側も屋台を出す縁日を行うなどにより滞在しやすい雰囲気づくりも行っている。このように、地域の資源を活かすなどにより滞在期間を延ばすような取組が必要である。

(2) 雇用者の状況

総合保養地域整備法では、良好な自然を有する地方部において滞在型の余暇活動 を促進することにより、地域の振興を図ることもその目的としている。

42地域の基本構想に位置づけられた特定施設の平成14年4月1日現在の雇用者数は約4万8千人(うち地元在住者は約4万4千人)である。また平成14年4月現在の雇用者数を、当初基本構想の作成時に行われた基礎調査における10年後見通し(基本構想が作成されてから日が浅い「北海道ニセコ・羊蹄・洞爺周辺リゾート地域整備構想」は5年後見通し)と比べると表19のとおりである(基礎調査で見通しが示されていない重点整備地区3地区はこの表及び次の図から除いている。)。構想・実績比をみると最大は86%、最小は4%とバラツキはあるが、全体で22%である。

構想・実績比を基本構想の特定施設の整備進捗率(当初基本構想が作成された時に既に供用されていた特定施設を含む。)と比べると図22のとおりである。整備は進んでいるが雇用は少ないケース、逆に整備はさほど進んでいないが雇用の構想・実績比は高いケース双方あるが、一般に構想・実績比は整備進捗率より低くなっている。

次に、平成7年以降の特定施設の雇用者数(各年4月1日の数値)の推移をみると図23のとおりである。新規施設の開業や利用者の増加を受けて平成11年までは一貫して上昇し、平成11年には平成7年を100とした指数で109をつけた。平成12年以降は景気の低迷による利用者の減少に伴い下落し、平成14年には94.9となっている。

基本構想別に平成7年から平成14年までの雇用者数の変化をみると図24のとおりである。ここでもかなりのバラツキがみられ、兵庫県で2.8倍になった一方、半分以下に落ち込んでいるところもある。やはり基本構想作成以前の地域の状況や作成以降の地域の取組によるものと考えられる。

さらに、平成11年の特定施設の雇用者数を各特定地域の全従業者数と比べると、地域により差があるものの福井県(3.1%)、北海道富良野・大雪(3.0%)大分県(2.6%)が高くなっている。全国の全就業者でみて約3%となるのは、電気機械製造業、金融保険業、公務であることを考え合わせると、これらの地域では、特定施設は雇用の受け皿として大きな役割を果たしているといえる。

(3) 売上高の状況

特定施設の売上高を構想別にみると表20のとおりである。

平成13年度では最も多いものは620億円、最も少ないものは4億円であり、 全体で4,326億円となっている。

次に、平成6年度以降の特定施設の売上高の推移をみると図25のとおりである。 平成8年度までゆるやかに上昇し(平成6年度を100とした指数で平成8年度は 111.4) その後は横ばいになった。平成12年度以降減少し、平成13年度 は89.1に下落している。

さらに、平成11年の特定施設の売上高の特定地域の小売業販売額に対する比率をみると、沖縄県(12.4%) 三重県(8.1%) 栃木県(7.1%)などが高く、これらの地域では特定施設は経済振興に寄与しているといえる。

(4) 地域への波及効果

以上で示した直接的な売上高に加え、特定施設における食材等の物品購入などを通じた地域経済への波及効果や、特定施設の利用者の需要を見込んだ飲食店、コンビニ、ガソリンスタンド等による地域経済の活性化、イメージ向上による来訪者の増加、地域住民の地域の環境等への関心の高揚など様々な波及効果が見られる地域が少なくない(表21参照)。

また、全国の特定施設のうち749ヶ所を対象として行ったアンケート調査のデータに基づき、地域経済への波及効果に係る試算を示すと以下のとおりである。

表22 特定施設の売上げの波及状況

(単位:百万円、人)

		地元市町村	特定地域	道府県	全 国		
直接効果	特定施設の売上げ	345,058					
	特定施設における直接雇用						
	雇用者数(正社員)	8,476 63%	12,025 90%	13,141 98%	13,414 100%		
	(パート)	13,423 72%	16,343 88%	17,428 93%	18,641 100%		
	(合 計)	21,899 68%	28,368 <u>88%</u>	30,569 <u>95%</u>	32,055 100%		
第1次波及効果	売上げから生じる第1次間接効果						
	外部調達金額	25,800 35%	38,251 <u>51%</u>	51,547 69%	74,682 100%		
	その付加価値額	9,955	14,750	19,926	28,763		
	直接雇用から生じる第1次所得効果						
	支払給与	62,098 67%	82,583 89%	89,028 96%	93,030 100%		
	家計消費支出	37,806 66%	50,602 <u>88%</u>	54,642 96%	57,212 100%		
	その付加価値額	14,533	19,420	20,941	21,916		

- (注)1.国土交通省調べ(平成14年3月)
 - 2.特定施設との競合で需要者減となる施設に係るマイナスを算入していない。

749ヶ所の特定施設の総売上げは約3,450億円であるが、この売上げにより確保された雇用者数の総数は、正社員及びパートを合わせて約3万2千人となっている。このうち、特定施設の所在する特定地域からの雇用は88%、また、特定施設の所在する道府県内からの雇用は95%となっており、地域経済への直接的な波及効果が高いと試算される。

次に、この売上げを出すために必要な原材料購入など域内での調達状況をみてみると、特定施設の所在する特定地域からの購入は51%である。一方、雇用者が特定施設からの給与をどのように使ったかをみてみると、特定地域内での消費に使った者が88%と地元での売上げに貢献している。

今後も、地域内の経済・社会面の連携の強化を図り、特定施設の波及効果を高めていく必要がある。

(5) 考察

アウトカム評価の結果、利用者、雇用者の実績の当初基本構想作成時の見通しに 対する比率は低いものの、利用者数や宿泊者数の伸び、特定施設の売上高などの地 域経済に占めるウェイトや地域への波及効果をみると、ゆとりある国民生活の実現 や地域の振興の点で総合保養地域整備は一定の役割を果たしてきたといえる。 今後は、地域の資源を活かすなどにより、各総合保養地域のコンセプトの確立、機能の充実を図るとともに、整備された施設の利用促進策の強化を図ることが必要である。また、波及効果を高める点からは、地域内の各種事業の連携の強化が必要である。

5.支援措置と環境、景観等への配慮

支援措置と環境、景観等への配慮については、アウトプット、アウトカム双方にかかわる事項であるので項を改めて述べる。

(1) 支援措置

総合保養地域整備法に基づく支援策としては、政策融資や税制特例措置のような 財政的支援、農地法等による処分についての配慮など制度上の配慮、機能充実面で のソフト的な支援等がある。

このうち、財政的支援については、社会経済情勢の変化により新規投資が大幅に減少していることを受けて、適用実績が減少している(図26、図27参照)。また、農地法による処分についての配慮や国有林野の活用についての配慮についても新規開発が大幅に減少しているため、適用実績は減少している(図28、図29参照)。一方、機能充実面でのソフト的な支援については、国内外の先進地事例の紹介、アドバイザー派遣などがあり、着実に実施されている(表23参照)。また、公共による特定施設の整備を中心に、関係省が有している様々な補助制度等の支援策が利用されている。

次に税制特例措置及び政策融資の効果把握手法について述べる。一つの方法として、施設整備による純便益(=便益-支援措置分を控除した費用)を施設整備に係る政策コストと比較することも考えられる。純便益が政策コストより大きければ、支援措置はプラスの効果があったと考えられる。今回の検討においては、便益の定量的把握の方法論が未確立であったことなどのため、税制特例措置及び政策融資の効果把握は困難であった。この点について今後引き続き検討する必要がある。

なお、制度に伴う政策コストを算出すると、例えば、所得税・法人税、事業所税、特別土地保有税の減税額は昭和63年度から平成13年度までの間で38.6億円、固定資産税及び不動産取得税の不均一課税に係る減収補てん額は昭和63年度から平成13年度までで28.2億円、NTT-C無利子融資に伴う利子免除額が昭和63年度から平成10年度までの貸付分について178.1億円である(いずれも割引前の各年度の額を単純に合計したものである。)。また、平成14年4月1日までに設立された第三セクター(解散した法人、休業中の法人、施設の管理のみ行っている法人も含む。)への出資額は853億円で、これの機会費用も存在する(なお、稼動中の法人のみを合計したところ平成12年3月末で756億円である。)。

(2) 環境、景観等への配慮

総合保養地域整備法施行後暫くの間は、総合保養地域整備法の対象外の施設も含めてゴルフ場やスキー場などの大規模開発による環境破壊や地価の高騰への危惧、ゴルフ場の農薬問題等が顕在化し、一部では事業の遅延や中断に至ったところもあ

る。こうした問題に対して、多くの自治体では、一定規模以上の開発に対して環境 影響評価を義務づけたり農薬使用を制限する環境保全条例を整備して対応してき た。表24は関係道府県による環境条例等の措置状況を示すものである。その他、 市町村で条例が制定されている事例も多い(表25参照)。また、地価については 監視区域の設定も過去にはなされた(表26参照)。

バブル経済崩壊以降は総合保養地域整備自体も一般に大規模な開発は減少し小規模で多様な施設整備にシフトしていることなどから、問題も次第に沈静化している。また、美しい景観の保全や形成は総合保養地域として不可欠のものである。この

ため、面的な景観形成を促すための条例の制定等により対応が図られてきた。表27は、関係道府県による景観条例等の取組を示したものである。新潟県「マイ・ライフ・リゾート新潟」景観形成指針、静岡県「にっぽんリゾート・ふじの国」構想景観形成ガイドライン、京都府「丹後リゾート景観形成調査」、徳島県「徳島県リゾート地域景観形成ガイドライン」などは総合保養地域の整備に対応する形で指針やガイドラインが制定されている。その他、市町村で条例が制定されている事例も多い(表28参照)。

. 総合保養地域に係る今後の施策の考え方

において、特定施設の整備進捗率は一般に低いものであること、利用者や雇用者も 当初の見通しより低くなっていること、一方で利用者数や宿泊者数の伸び、特定施設の 売上高の地域経済に占めるウェイト等からみて、ゆとりある国民生活の実現や地域の振 興の点で総合保養地域の整備は一定の役割を果たしてきたこと、今後は地域の資源を活 かすなどにより、各地域のコンセプトの確立、機能の充実を図るとともに、整備された 施設の利用促進策の強化を図ることが必要であることを述べた。

本章では、これらの指摘を踏まえ、今後の施策の考え方について述べる。

1 . 特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討、政策評価の 定期的実施

で述べたように、社会経済情勢の変化により特定施設、利用者、雇用者の現状は 基本構想や当初の見通しから一般にかなり乖離している。整備が不確実な特定施設が 基本構想に挙げられていることは、公共施設も含めた計画的・一体的な整備に努める 総合保養地域整備の観点から問題である。

このため、基本構想作成後の経済情勢の変化を踏まえ、整備の重点化・効率化の観点から、特定施設・重点整備地区・基本構想自体について削除や廃止も含めた再検討を行い、基本構想を抜本的に見直し、実現性の高いものにする必要がある。また、今後、着実な整備を推進するためには、基本構想において時間管理概念を導入・徹底し、整備の工程表を策定する必要がある。

さらに、基本構想の着実な実施の観点からは、政策評価の定期的な実施と評価結果の政策への反映が不可欠である。このため、基本構想に目標時期を明示するとともに、利用者数及び雇用者数等地域として適当と考える指標を、国民生活に結びつく政策目標として設定し、基本構想に明示する等により政策評価を行う体制を整備する。加えて、道府県は一定期間ごと(例えば5年おき)等に、透明性を確保し、また第三者の参加を得つつ政策評価を実施し公表する。評価結果は政策に反映する。

以上に係る施策は、「・・・今後の総合保養地域の施策」において詳述する。

2.総合保養地域の機能の充実、総合保養地域における地域間交流の促進

において、総合保養地域はゆとりある国民生活の実現や地域の振興の点で一定の 役割を果たしてきたことを述べ、また、成果を上げている事例からは、今後の総合保 養地域においては、地元の資源(特色)を活かすこと、運営・経営上の工夫を行うこ と、人材を育成すること及び地域住民の積極的な活動を促すことが望ましいことを述 べた。加えて、近年では都市部と農村等地方部との交流が重要とされており、この点 でも総合保養地域は貢献できるものである。

こうした状況を踏まえ、総合保養地域の今日的役割は以下のように整理できる。

(1) 「ゆとりある国民生活の実現」からの今日的役割

我が国勤労者の自由時間は増大し、これら増大した自由時間の過ごし方が「生活の質」向上のための重要なポイントである。一方、最近若干低下傾向がみられるものの、国民が今後の生活で重点を置きたい分野としては、引き続きレジャー・余暇

生活を挙げる者が最も多く、年齢が若くなるほど滞在型の余暇活動(リゾート活動)へのニーズも高くなっている(図30参照)。また、旅行目的については、美しい自然や風景の中で、温泉で休養し、地元の料理を食べるという、周遊型ではない滞在型の行動パターンの人気が高い。(図31、図32参照)また、総合保養地域の利用者数は当初の見通しには及ばないが、全国の観光延べ人数に比べ高い伸びを示し、また、総合保養地域の宿泊客数は、全国の宿泊客数が減少する中で増加傾向にある。特定施設の利用が全体として相対的に広がっているといえる。

このような状況にかんがみると、良好な自然を有する地域においてスポーツ、教養文化活動、休養等の場を用意し、広く国民が滞在を楽しむことにより、ゆとりある国民生活の実現を図るという総合保養地域整備法の理念は引き続き重要な意義を有するものといえる。

また、高度経済成長下における都市への人口流入の結果として、都市部には良好な自然環境とのふれあいの機会が殆どない人々が増加している。地方部における滞在空間は、これら都市部の勤労者の健康回復の場や親子のコミュニケーションの場となるとともに、子世代まで含めた「第2のふるさと」としての役割が期待されており、今後ますます重要になると思われる。

(2) 「地域の振興」からの今日的役割

平成14年7月の副大臣会議においては、「地域の輸出産業の製造拠点の海外移転等に伴い、わが国の地域経済、輸出の成長が低迷している」、「観光の拡大は、我が国の経済、人々の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼす」との認識の下、「国民のニーズの多様化に応えられる、地域の多様な資源を活用した観光交流の空間づくりの推進」を打ち出した(平成14年7月4日、「観光振興に関する副大臣会議報告書」)。これは、基本方針の「地域の資源を効果的に活用しつつ、第三次産業を中心とした新たな地域振興策を展開する」という考え方とも一致するといえる。

国土交通省の調査によれば、総合保養地域に限らず観光消費一般による売上高は20.6兆円、これに関わる雇用創出は181万人であるが、これに伴う経済波及効果をみると、生産効果(観光消費売上高と誘発された生産高の合計)が48.8兆円、これに関わる雇用創出効果(生産効果による雇用者と観光消費に関わる雇用者の合計)が393万人と推計され、観光振興は地域振興に大いに寄与することが伺える。

また、前章で述べたように、特定施設の雇用者は当初の見通しには及ばないものの、平成11年で特定地域の従業者の約3%を占める地域もあり、また、特定施設の売上高が特定地域の小売業の販売額の1割を超える地域もある。さらに地域への波及効果も見られるところである。

これらからみて、総合保養地域整備法は地域振興の点でもなお大きな意義がある といえる。

さらに、総合保養地域整備法による施設は、地域の交流基盤等となるものであって、こうした施設の活用・ニーズを踏まえた再活用による都市・農村間などの交流等が図られることは、施設の稼働率の向上に寄与するばかりでなく、交流人口の増

加、地域の活性化という点で意義深いものである。

以上のように総合保養地域整備法自体はなお大きな役割があるといえる。その際、 地域の独自の魅力の追求と向上、整備された施設の魅力の向上、運営・経営や利活用 の工夫、利用促進、総合保養地域を担う人材の育成、さらに地域全体の連携強化といった機能の充実(ソフト面の充実)や、それを活かした地域間交流を促進することが 今後の総合保養地域にとっては望ましい。

図33のとおり、滞在型の旅行に望む機能として、温泉施設やスポーツ施設に対するニーズは高いものの、その一方で、高齢者の需要が相対的に増えることが確実であるなどにより、高齢者・障害者に配慮した設計・サービス、地域の人々とのふれあい・交流、医師による健康診断といったニーズも出てきている。前述の副大臣会議報告書でも「観光産業中心ではなく地域の幅広い関係者の参加を得た上で、多様な地域資源を活用し、ホスピタリティを持って観光客を受け入れる「観光交流空間づくり」を推進する」とされている。例えば、地域住民によるホスピタリティの発揮、地方公共団体によるバリアフリー環境の整備など歩いて回れるまちづくりを進めることにより、訪問者を一つの施設で囲い込むのではなく、地域を回遊し多くの施設を利用してもらい地域全体としての活性化を図ることが望まれる。

以上に係る施策についても、「 . 今後の総合保養地域の施策」において詳述する。

- . 今後の総合保養地域の施策
 - 本章では、を受けて総合保養地域に係る具体的な施策を述べる。
- 1 . 特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討、政策評価の 定期的実施
 - (1) 特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討(基本方針、 基本構想の見直し)

において、特定施設の整備進捗率は一般に基本構想と比べ低いものであること、 利用者数や雇用者数も当初の見通しより低くなっていることを示した。

このため、次のような措置をとる必要がある。

1) 基本方針の二の5においては「整備の見込みがあるかどうかの判断については、施設の概要、事業実施時期等を明らかにした民間事業者による具体的な整備計画が存在し、かつ、その実現性を担保するものとしての民間事業者によるフィージビリティ・スタディ(立地可能性調査)、施設整備に関する意思の表明等が行われているかどうかによるものであること」とされている。

そこで、現時点で再度、ニーズを踏まえた民間事業者によるフィージビリティ・スタディ、施設整備に関する意思の表明等を行う。その際、当該施設の整備の可能性のみならず、既存の施設も含めた他の施設との競合・連携の可能性についても併せて調査すべきである。その上で、立地条件、市場競争力、関係者の施設整備・運営能力、地域の推進体制や今後予想される社会経済情勢の変化等を踏まえて整備の可能性について判断する必要がある。

以上について、基本方針の中に確認的に記載する。

2) 1)の考え方を踏まえて、現行基本構想を再検討する。

特定施設については、整備の重点化・効率化の観点から、整備の実施の見込みの立たない施設の削除、整備の内容の変更を行う。その際、整備が行われる施設が相互に有機的なつながりを持ち得、地域の一体的・効率的な整備がなお可能であることを確認し、また環境上必要な配慮を行った上で、後継施設の有無とは関係なく削除等を行う。

重点整備地区については、各地区内の特定施設の整備の可能性を踏まえ、また、整備が行われる地区が相互に有機的な連携を有し、地域としての一体性がなお存在することを確認し、さらに環境上必要な配慮を行った上で、必要に応じ地区の設定の解除、整備の内容の変更、地区数の重点化を行う。

特定地域については、特定施設及び重点整備地区の見直しを踏まえ、必要に応 じ内容の変更を行う。なお、特定地域全体としても整備の実現性が薄い場合には、 基本構想を廃止する。

その際、国においても「総合保養地域運用指針」(仮称)を策定し、円滑な基本構想の見直しが促進されるよう努める必要がある。

また、「規制改革の推進に関する第2次答申-経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革-」(平成14年12月12日総合規制改革会議)において、「道府県と国の協議の手続の見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について、平成14年度中に検討し、対応していくこととす

る」とされており、これについて適切に措置する必要がある。

今後、道府県における、現在の社会経済情勢を踏まえた基本構想の抜本的な見 直しに期待したい。

(2) 政策評価の容易な制度の確立、政策評価の定期的実施(基本方針、基本構想の見直し)

本政策評価書のまえがきに記したように、従来型の行政手法を抜本的に改革し、21世紀型の国土交通行政の体系に改革していくに当たっては、「政策評価」が最も重要なツールになる。総合保養地域の施策においても、国民生活に直接結びつく政策目標が明示され、施策の成果が政策目標との関係で明らかにされ、それに基づいて施策が検討、実施されなければならない。

こうした考え方からみると、現行の施策体系は次のように改められるべきである。

- 1) 基本構想においては、目標時期を明示する。
- 2) 総合保養地域における利用者数及び雇用者数等で地域として適当と考える指標 を、国民生活に直接結びつく政策目標として設定し基本構想中に明示する。
- 3) 総合保養地域における特定施設の整備数を、事業の実施に係る目標として設定 し基本構想中に明示する。また、特定施設の整備に係る投資の見通し額を参考と して示す。
- 4) 道府県においては基本構想の着実な推進のために、一定期間(例えば5年おき) ごと、目標年次到来時及び経済状況に大きな変動が起こった時に、民間事業者に よるニーズの再点検等を踏まえ、整備の可能性について再度判断しつつ、透明性 を確保し、第三者の参加を得て政策評価を実施し公表する。国においては、道府 県の政策評価を受けて、総合保養地域に係る施策の動向について取りまとめ公表する
- 5) 道府県は政策評価を踏まえ、必要に応じ基本構想を見直す。国も必要に応じ施策の変更を行う。
- (3) 整備の工程表の策定(基本方針、基本構想の見直し)

総合保養地域においては、良好な自然環境と調和させつつ個々の特定施設やインフラを計画的・一体的に整備し優れた滞在空間を形成していく必要がある。また、総合保養地域の整備は、他の様々な地域計画や事業実施計画と整合していなくてはならない。こうした点を明確にし着実に整備をしていくためには、時間管理概念を導入・徹底し、道府県が市町村、事業者、地域住民と協議して基本構想の中に整備の工程表を策定する必要がある。

この工程表は、当然、本章の冒頭に記した政策評価の対象になるものである。

- 2.総合保養地域の機能の充実、総合保養地域における地域間交流の促進
 - (1) 特色ある余暇空間の形成、地域独自の魅力の追求(基本方針、基本構想の見直し) 基本方針では「総合保養地域の性格及び機能」として、「広く国民が、良好な自 然環境及び生活環境の中で余暇等を利用して滞在する」ことが挙げられている。す

なわち、総合保養地域は多自然地域での滞在型の余暇活動を前提とするものであって、日帰りのレジャー、周遊型や慰安型の観光活動などを対象とするものではない。

その上で基本方針は「地域自らの創意と工夫により気候、地勢、歴史、文化、伝統等の地域の特性を最大限に発揮した特色と独自性に満ちた地域であること」を求めている。特色ある余暇空間の形成、また地域の特色を活かした地域独自の魅力を追求することにより、その地域が利用者に対してアピールする、いわば「地域のウリ」が明確になる。そのことは、利用者の選択の幅を広げ多様な楽しみ方を提供するとともに、地域間の競合を避けることにもつながる。

実際に、各特定地域の特色は次のように整理できる(各道府県へのヒアリングにより整理)。表29によれば、自然的特色はすべての道府県で記載されている。一方、歴史・文化的特色は道府県によって記載の程度に差があり、栃木県や京都府など多くの特色が挙げられているものがある一方で全く記載されていないところも多い。これは、地域の歴史が浅いこともあるであろうが、地域の価値の再発見に努める余地もなおあるものと思われる。

また、大都市から地域へのアクセス状況によっても、特色の出し方は異なるであるう。例えば、大都市から時間的に近く、費用的にも安くアクセスできる地域であれば、週末等を利用した1・2泊の滞在を1年間に何回か気軽に楽しむことができる。このため、日頃の仕事の疲れを癒すための休息としての家族滞在や友人同士での気分転換のための滞在にふさわしい地域として特色を出していくことが考えられる。

一方、大都市から比較的遠い地域では、比較的まとまった休暇が取れる場合に3 泊以上滞在して、ゆっくり余暇活動を楽しむ地域として特色を出していくことが考えられる。その際、長期間のまとまった休暇が取れることは実際には少ないので、そうした機会に訪問するだけの高い魅力を持っている必要がある。また、3泊以上の滞在の場合には、海外旅行との競合についても留意する必要がある。民間事業者・国内リゾートは、海外観光地との競争力を付け、国民ニーズに応える努力が必要であり、そのためには、長期旅行に応えられるよう低廉化の取組や国民ニーズにあった多様な商品の企画、観光地づくりをはじめ、ITを活用するなどの情報提供等を行う必要がある。

各地域が総合保養地域として成功するためには、立地条件が適当であることはもちろんであるが、地域の関係者の積極的な取組により、前述の特色や魅力を更に高めていくことが必要である。各地域の取組の状況をまとめると表30のとおりである。自然的特色に係るものとしては、散策イベント、自然観察会など自然に親しむものや、植樹祭やガーデニングの振興など新たに自然を作り出していくものとなっている。次に、歴史・文化的特色としては、農林漁業などの各種体験やそれらを通じた交流、地域資源を活かした新たな商品開発に加え、そぞろ歩きのできる温泉街づくり、情緒づくりにも及んでおり大変幅が広いものになっている。取組手法についても、地域住民主体の取組もみられ、その形態もまちづくり協議会やNPO、また温泉街では若女将会や若旦那会が活動するなどバラエティに富む。

地域の価値の発見、地域の独自の魅力の向上に当たっては、NPO、地域住民等

が積極的に活動することが望まれる。地域外のコンサルタントに任せきりにするようなことはあってはならない。

こうした観点から基本方針及び各基本構想は見直されるべきである。

(2) 特定民間施設の運営の充実・経営上の工夫

基本方針では、特定民間施設の運営は、「適正な価格での質の高いサービスの提供」、「シーズン・オフ対策」、「地域の振興・活性化とのリンク」、「スポーツ、教養文化活動、学習活動等に係る指導者の確保」、「家族単位の利用者又は高齢者、外国人等を含めた利用者への必要な配慮」、「各運営主体による連絡協議組織の設立等による密接な連携・協力」が挙げられている。さらに、民間事業者のノウハウを最大限活用して経営にあたるべきことは言うまでもない。今後、総合保養地域の機能の充実が目指される中で、これらの取組の更なる強化が望まれる。

実際に、「シーズン・オフ対策」として夏季及び冬季がメインとなる施設をそれぞれ経営(栃木県)、「地域の振興・活性化とのリンク」では、地元のホテルによる地域住民を対象とした料理教室の開催(京都府)、「スポーツ、教養文化活動、学習活動等に係る指導者の確保」では、水族館の飼育スタッフによる自然観察の指導(愛知県)などがある。また、「家族単位の利用者又は高齢者、外国人等を含めた利用者への必要な配慮」では、湯治温泉におけるバリアフリー(秋田県)、身障者団体の宿泊に対応(京都府)などがある。さらに、施設のリニューアルによるリピーターの確保(千葉県)、地元の農業従事者のアイデアに基づく果樹の多様化による観光農園の開場期間の長期化(滋賀県)など民間事業者のノウハウを最大限活用して経営に当たるべきことは言うまでもない(表31参照)、今後、総合保養地域の機能の充実が目指される中で、これらの取組の更なる強化が望まれる。

(3) 人材の育成

滞在型の余暇活動では、観光型や周遊型ないし宴会型の余暇活動と異なり、利用者は「短い時間に多くの金銭を消費して満足を得る」(満足を買う)ことよりも「なるべく少ない金銭を用い長い時間を消費して満足を得る」(満足を作り出す)ことが重視される。

そこで重要になるのが、利用者が充実した余暇を過ごすのを手助けする人材である。このような人材は多岐にわたる。例えば、スポーツ、教養文化活動、学習活動等の指導をする人材や、地域の自然、文化、産業、訪問すべき場所等を紹介できる人材である。

基本方針においても、こうしたニーズを踏まえ、上記特定民間施設の運営にあたり「総合保養地域の整備が地域の振興・活性化に結び付くよう、・・・地域の自然、文化、産業等の紹介等に努めること」、「必要に応じてスポーツ、教養文化活動、学習活動等の活動に係る指導者の確保に努めることにより、施設の利用者が適切にこれらの活動を行うことができるように努めること」としているところである。今後、総合保養地域の機能の充実を図っていく上で、民間における上述の人材の育成が望まれる。

行政による地域振興の観点からのこうした人材育成の支援も望まれる。

地域における特色のある人材の育成や活用は表32のとおりである。形態としては、ボランティアによるもの、 地域住民の任意団体によるもの、 施設を運営する民間会社が行うものなど多岐にわたっている。また、その分野も 観光客に地元の自然や歴史を紹介、 自然体験、グリーンツーリズムなどの農林業体験その他産業体験のインストラクター、 スポーツインストラクターなどバラエティーに富む。中には、漁業従事者からなる水産研究会と町おこしグループとの共催により、漁船を使った潮流体験に合わせて、船上で水軍の歴史や文化を説明するユニークな取組もある(愛媛県)。こうした人材の活動自体がその地域の特色となるものであり、各地域とも人材の育成、組織化、来訪者へのPRや、来訪者に対する案内人、インストラクター等の手配などの体制整備が望まれる。

(4) 推進連絡体制の確立、情報提供の円滑化

基本方針においては、「総合保養地域の円滑な整備の促進を図るため、都道府県内における調整・連絡体制の充実・強化を図るとともに、関係地方公共団体、関係事業者等から構成される推進連絡協議会等を設立し、これらの者の間の連携を確保すること」とされている。

推進連絡協議会は、これまで全国で150程度設立され、構想の承認当初は、この協議会等を活用して、イベントや広報宣伝、関係者の研修などの実施を通じ、総合保養地域の整備を積極的に推進した道府県が多い。しかしながら、社会経済情勢の変化により次第に民間事業者の投資意欲が鈍化するのに併せて、協議会等の活動も鈍化しているところが少なくない。解散や活動休止をした協議会、ここ数年会議も開催されていない協議会は全体の約4割にも及ぶ。しかしながら、こうした協議会は基本構想の進行管理を適確に行い、着実な推進を図るために欠くべからざるものである。表33のように、ホームページを自らで整備しているところもあるなど、現在、活動している協議会は、国民に対する総合保養地域の広報宣伝主体として重要な役割を担っている。

現在、活動している協議会の活動内容をみると、 ホームページの作成などの広報宣伝、 利用促進のための取組(参加体験型メニューの提供、自然体験や環境学習を主軸にした場の提供、スタンプラリー、イベントの開催等) ホスピタリティ研修等各種研修会の開催、 先進事例の調査研究など多岐にわたっている(表3 参照)。さらに、協議会のネット化を図ること等により、全国レベルでの総合保養地域に係る情報を提供することも考えられる。さらには、これまでの協議会には関係事業者は参画していても、一体となって総合保養地域の振興を図るべき住民が参画しているものはほとんどなかったことから、NPO、地域住民等の参画を求めることも望まれる。例えば、兵庫県では、NPO法人(あわじ緑花協会)や自治会、婦人会の代表者が委員として協議会に参加しているところである。

(5) 行政、NPO、地域住民、民間事業者等の連携の強化(基本方針、基本構想の見 直し)

およそ地域住民を抜きにして地域づくりは考えられない。

その観点から、総合保養地域の基本構想の作成、公的施設の運営、利用促進、政策評価に当たっては、NPO、地域住民等の積極的な参加を求め、行政、事業者と共に「地域パートナーシップ」を形成して対応する必要がある。具体的な手法としては、前述の協議会への参加や、ITを利用した住民からの意見募集など様々なものが考えられる。

具体的には、管理運営体制に町民の声を反映させるためのワークショップの開催 (静岡県)町並み保存地区における無料休憩所の住民による管理運営(岡山県) 官民の協力による花畑の創出、ガーデニングイベントの開催(埼玉県)など多様な 取組がなされつつある。また、こうした取組の中から地域の女性たちがパンやジャムづくりを行うグループを結成するなど新たな経済活動の芽もみられる(表34参照)

また、利用促進にあたっては、需要者側からの意見が特に重要であって、都市地域のNPOや住民、消費者団体などの参画により交流を促進することも考えられる。

(6) 環境、景観の向上(基本方針、基本構想の見直し)

基本方針においては、「総合保養地域の整備に当たっては、必要に応じて自然環境に与える影響を調査・検討すること等により、自然環境の保全に十分配慮すること」、「総合保養地域の整備に当たっては、基本構想の作成及び事業の実施に際してその内容に応じて環境保全上の観点から検討を行うこと等により、生活排水による水質汚濁の防止等環境の保全に十分配慮すること」とされている。

総合保養地域は「良好な自然条件を備えていること」を要件の一つにしており、 他地域よりも数段優れた環境が要求される。このため、行政が地域において引き続 きその地域にふさわしい環境保全を図る条例を制定するなどによる対応が望まれ る。

地域においても、地元自治体による森林の買入れと保護(岩手) 植生を保全するための入山者の調整(秋田) 美しい星空を守るための人工光抑制の条例(群馬・高山村光環境条例) 自然保護団体を中心としたアオウミガメの現地生態調査と啓発による保護活動(愛知) 事業者による自然環境に優しいエネルギーシステムの導入(和歌山) 自然保護団体、山岳関係者及び行政が連携した緑の保護活動(鳥取) 地域住民によるブナ林の保護活動(岡山)など、森林の保全を中心に多様な活動が行われているところである。

また、優れた景観はそれ自体総合保養地域の重要な要素である。このため、基本方針において「優れた景観の保全及び形成」を配慮すべき重要事項の一つとして加えるとともに、これを受けて基本構想の見直しを行う。また、地域において引き続きその地域にふさわしい景観形成を図る取組が望まれる。さらに、総合保養地域において環境や景観がその地域の重要な価値であることにかんがみ、建築や看板設置に係る配慮、ゴミのポイ捨てをやめるなどマナーの徹底が望まれる。

例えば、地域住民主導による清掃活動(海岸清掃、草刈り等) 地域住民による 花壇の植栽、並木の育成管理等も行われている(静岡県、和歌山県、岡山県、徳島 県、香川県、愛媛県) また、県において星空や夜間景観に係る憲章を制定してい る例もある(群馬県)

(7) 総合保養地域における地域間交流の促進

以上の機能の充実を活かして総合保養地域と都市地域等との地域間交流を促進していくことが望ましい。

一方、図34の観光旅行(国内)に対する不満をみてみると、施設の利用価格や 食事等のサービスといった面のほか、高齢者・障害者への配慮、地域住民の気配り といった面に不満がみられ、こうしたことが交流を妨げる一因と考えられる。

このような状況に対応するには、高齢者や障害者のモニターツアー等の実施を通じ、こうした人々も安心して来訪できるようなハード・ソフトの整備や、地域住民の開放性、ホスピタリティについて啓発することが考えられる。また、 で述べたように、訪問者を一つの施設に囲い込まず、地域を回遊して多くの施設を利用してもらい、地域全体としての活性化が図られるよう、歩いて回れるまちづくりを推進することや、小学校の総合学習や修学旅行における体験学習に対応するため、地域独自の資源をメニュー化することなどが考えられる。

これらの方策の実施にあたっては、NPO、地域住民等の活動が不可欠である。 また、日常から都市住民等と情報交換し、都市住民等のニーズを踏まえることが望ましい。

実際に、地域住民が都市住民等と交流している事例を挙げると表35のとおりである。大きく分類すると、 児童、生徒を対象に修学旅行等の際に農業体験、漁業体験等の体験学習やスポーツの場を提供するもの(この場合、交流範囲は必ずしも近距離ではなく、山形県と千葉県、千葉県と愛知県などもある。) ボランティア体験も含め、都市住民全般を対象に農業、調理加工、工芸などの体験の場を提供するもの(施設の管理を地元自治会が受託し地元の結束力が向上した例もある。) 姉妹都市間で様々な体験を通じた交流を行うもの、 地域内外の子供達、地域住民、県内外の芸術家が音楽や造形を通じて交流を行うものがある。例えば、熊本県では、神奈川県等から修学旅行生が来島し、漁業組合や旅館組合が中心となって、島の資源である化石や漁業を核としたアイランドツーリズムを実施しており、年々受入校が増えてきている。こうした情報について積極的に広報を行うことにより、参加者を増やしこれらの活動を促進することが望ましい。

(8) 連続休暇を取得しやすい環境づくり - 社会システムとしての対応 -

最後に、総合保養地域の機能の充実や交流促進の必要条件として、連続休暇を取得しやすい環境づくりについて述べる。

図35のリゾートライフを楽しむために効果的と思うものをみてみると、安く施設等を利用できることのほか、連続休暇を取得しやすくなること、ピーク時を避けて活動しやすくなることへの要望が高くなっている。

「観光振興に関する副大臣会議報告書~観光交流を通じた経済の活性化、家族との絆、自分の住む地域・国との絆の再生により、元気な日本の再生を~」(平成14年7月)においても、「年次有給休暇の取得について、年休計画表の作成の一層の促進、シンポジウムの開催をはじめとするキャンペーン等を通じ、休暇の長期連続化や休暇取得時期の多様化を推奨する」こと、「学校における長期休業日の分散化を推進する環境を整備する」ことなどを提言している。また、「家族旅行は、旅行を通じ家族が共通の目的を持つことで家族関係を安定させること、多様な価値へ児童・生徒の視野を広げる意義のあること」とし、「最低1週間を目標とする長期旅行の普及、定着を推進する」としている。

また、この長期旅行に必要な「ゆとり休暇」は、観光等レジャー余暇活動の機会の増加や旅行需要の平準化(旅行時期の分散化)をもたらし、国民の生き甲斐を増加させ、内需を拡大し、雇用拡大にもつながるものとして大いに期待できるものである。

平成14年に国土交通省・経済産業省・財団法人自由時間デザイン協会が発表した『休暇改革は「コロンブスの卵」』(休暇制度のあり方と経済社会への影響に関する調査研究委員会報告書)でも、年次有給休暇の完全取得が実現した場合、12兆円の経済波及効果と150万人の雇用創出の効果があるとされている。

しかしながら、平成13年における我が国の雇用者の年次有給休暇の平均付与日数は約18日であるのに対し、実取得日数は約9日と、一人当たり年間9日間の休暇が放棄されている状況にある。また、厚生労働省「夏季における連続休暇の実施予定状況調査」によれば、平成2年には製造業7.9日、非製造業5.7日、合計で7.1日であるが、平成14年には製造業7.2日、非製造業6.2日、合計で6.8日となっており、合計でみるとほぼ横ばいにとどまっている。

このことから、平成14年6月より、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の観光対 策関係12省庁が、「ゆとり休暇」取得促進のための広報を共同で実施していると ころである。

今後、グローバリズム、成果主義の厳しい競争の中ではあるが、例えば、8月は締切りとなる業務や会議をできるだけ減らすように職場単位あるいは社会システムとした創意工夫が望まれる。

おわりに

本政策評価書は、総合保養地域整備の現状につき評価を行うとともに、評価結果を踏ま えて総合保養地域に係る今後の施策のあり方について検討したものである。

その結果、特定施設の整備進捗率、利用者や雇用者の状況からみて基本構想及びそれに基づく見通しからは隔たりがあるものの、利用者数や宿泊者数の伸び、特定施設の売上高の地域経済に占めるウェイト等でみると、総合保養地域の整備はゆとりある国民生活の実現や地域振興の上で役割が大きく、法制度としてはなお大きな役割があることがわかった。また、今後の総合保養地域においては、地域の資源を活用した独自の魅力の向上、整備された施設の魅力の向上、運営・経営や利活用の工夫、利用促進、総合保養地域を担う人材の育成、さらに地域全体の連携強化といった機能の充実(ソフト面の充実)、それを活かした地域間交流の促進等の取組を行うとともに、それらの取組について支援を行うことが望ましい。

このため、今後、基本構想の抜本的な見直し、特定施設・重点整備地区・基本構想自体の削除や廃止も含めた再検討、政策評価の定期的実施、基本構想における独自の魅力の追求等による総合保養地域の機能の充実、総合保養地域と都市地域等との交流、連続休暇を取得しやすい環境づくりを促進するよう指摘した。

また、従来の政策体系は政策評価を前提としたものではないので、当初基本構想における特定施設数が把握できなかったこと等政策評価においてデータ不足により至っていない点もあろうかと思う。このため、目標を明示する等政策評価をしやすい体系にしていく必要がある。

最後に、国土交通省として、本政策評価書に基づき、総合保養地域に係る今後の施策の 効率的・効果的な実施が図られるよう努めていく所存である。 (別添)

総合保養地域に関する懇談会関係資料

総合保養地域に関する懇談会について

1. 懇談会の設置趣旨及び開催経緯

昭和62年6月に施行された総合保養地域整備法に基づき、各道府県において基本構想が策定され、特定施設(スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動に資する施設)の整備が進められてきており、国民の余暇活動の充実や地域の活性化に一定の効果をあげてきている。

一方で、社会・経済情勢の変化等により、基本構想に位置づけられた特定施設の整備 進捗状況はなお低いのが現状であり、特定施設の中には、経営上問題が生じた事例も見 受けられる。

このように、総合保養地域を巡る状況が基本構想の策定時から変化していることから、 これまでの総合保養地域の整備に関する成果や課題を考察し、それらを踏まえた上で今 後の総合保養地域のあり方を検討するため、主務省(総務省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省)が連携して、標記懇談会を平成13年9月に設置した。

以降、平成14年12月までに計6回の懇談会が開催され、報告が取りまとめられた。

2. 懇談会委員名簿(五十音順)

梅澤忠雄東京大学大学院工学系研究科客員教授

大 住 莊四郎 新潟大学経済学部教授

加森公继 加森観光(株)專務取締役

近 藤 健 雄 日本大学理工学部海洋建築工学科教授

佐 野 光 成 山梨県勝沼町ぶどうの丘事業管理者

武 林 弘 ハウステンボス(株)管理部門役員付参事

鶴 岡 憲 一 読売新聞東京本社編集委員

根 本 敏 則 一橋大学大学院商学研究科教授

原 重 一 財団法人日本交通公社常務理事

樋 口 勝 典 三重県農林水産商工部長

マリ クリスティーヌ 異文化コミュニケーター

向 井 清 史 名古屋市立大学経済学部教授

廻 洋 子 淑徳大学国際コミュニケーション学部経営環境学科講師

安 島 博 幸 立教大学観光学部観光学科教授

は座長、は副座長

3. 懇談会議事要旨

第1回:平成13年9月17日(月)14:00~16:15

議事概要

梅澤委員を座長、安島委員を副座長に選出

事務局より資料を説明

議事に関連しての委員からの発言概要

- ・ 成功・失敗の事例をきちんと分析する必要がある。
- ・ 供給側の発想が先走っていたのではないか。基本構想などで需要側のニーズを反 映するような仕組みが必要。
- ・ バブル経済崩壊の影響を受けて一部施設が経営破綻に至ったということはリゾート固有の問題ではない。リゾートについて言えば、需要予測の精度を高める必要がある。国の支援措置は、社会的効果を考慮したものであるから、経営が厳しくても社会に効果があれば評価できる。ただ、社会的効果を定量的に把握するのは非常に難しい。
- ・ 地域振興の観点から、人が来ない所を民間活力で何とかしようとの発想で、よほど条件整備をしないと難しいとは知りつつスタートしたのだと思う。批判はもっともなところもあるので、批判についてはベーシックな議論をすべき。法制定時には、供給が需要を作っていくものだから、いくつか成功事例を作って、うまくいってから全国に広げるべきとの議論もあった。また、民間が既にリゾート開発に取り組み始めていた時期に、法律が後を追う形となったが、民間がやることに何故法律を作るのかとの議論もあった。
- ・ 景気変動とリゾートの浮沈の関係は世界で経験済み。日本のように、景気変動に よる経営破綻を単純にリゾート整備の失敗と考えるのでは、後に続く人がいなくなる。 評価の視点がミクロすぎる病的な議論は避け、海外の数多くの、そして長い歴史の 中での経験も含め前向きな議論が必要。
- ・ 現場に行くと省庁の縦割り行政のために出来ないことが多いが、予算を効率的に 使う仕組みを考えなければならない。地方公共団体もコーディネートやプランニン グをしっかりしなければならない。
- ・ 制度上、事業主体の能力をチェックする機能がない。チェック機能を検討していくべきではないか。
- ・ リゾートとは何かがよくわからないのでは。当社でもテーマパークでいくのか、 リゾートでいくのかオープン以来議論になっている。
- ・ 観光・リゾートに対してのニーズが量的にも質的にも変化している。この中で、経営問題を抱えているものをどうするかと今後のリゾートをどうするかの2点を考える必要がある。リゾートは1週間程度の長期滞在を指すと思うが、今ある施設では必ずしもそうなっていないのでは。2・3泊でも良いから需要を掘り下げていくことが必要。長期休暇制度や泊食分離などは提言できるのではないか。
- ・ 既存の温泉観光地はどこもガタガタである。既存の温泉観光地などの活性化をど うするのか。
- ・ リゾート法は目的がいろいろありすぎてよく分からない。何を目的にリゾート整備を進めていくかをはっきりすべきである。法制定時は、金余り、遊休地の活用、内需拡大等の様々な問題をリゾート法で片づけようとしたのではないか。オーストリアでは、目的を外貨の獲得に絞ってスキーリゾートを推進している。
- ・ 今また都市再生が叫ばれているが、4全総の頃は、東京が国際都市として発展するため金をつぎ込んだ。地方では何かといえばリゾートだった。

- ・ もともとあった計画が、リゾート法が出来たことでそれに乗っかったところもある。 何でもリゾート法のせいにするが、失敗した事業者が悪いのではないか。
- ・ 一般にリゾート整備は難しい。過疎地で開発しようとすると、電気や水道から新たにひかなければならない。リゾート開発は表の部分より陰の部分に巨額の投資をしている。リゾート整備は大企業だから適格というものでもない。失敗の根本は過大投資とマーケティング不足である。作れば来るだろうという安易な発想が事業者にあったのではないか。今、何処のリゾート施設もリニューアルの時期でお金がかかるが、銀行は貸してくれない。これではリゾートの先行きが不安である。何らかの支援が必要。
- ・ リゾート整備は地域のオリジナル性を活かしたものであるべき。同じ地域に同じような施設がたくさんあるようではダメ。
- ・ リゾートは地域振興と大きく関連する。民間で出来るのなら民間がやっている。 自治体を含めて事業を評価する必要がある。
- ・ 行政の担当者は人事異動ですぐに変わるのでプロフェッショナルが育っていない。 欧米のNPOは優秀な人材を世界中から集め専門的に活動を行っている。
- 英国では田園風景がとても印象的であるが、先人からの遺産として意識されている。 日本の田園風景も国の遺産であり、文化遺産、観光遺産、農業生産地と多面的な役割を持っている。様々な制度の中でリゾート法が果たす役割はなんなのか。エコツーリズムなどとの連携も大事である。

第2回:平成13年10月30日(火)13:00~15:05

議事概要

事務局より資料を説明 議事に関連しての委員からの発言概要

(ケーススタディ1:トマム)

- ・トマムの運営委託を頼まれたときに経営内容を見たところ、関兵精麦(株)が所有するスキー場、ゴルフ場、ホテル等の施設は償却も進んで経営が成り立つと思ったが、バブル期に整備したアルファコーポレーション(株)のホテル等施設は経営が成り立たないと思った。しかし、村は存続を希望するし、社会問題化を避けるためにも、村が施設を買い取った上で運営を受託することとなった。客は増加しないと想定し、オペレーションコストを削減したが、人員カットはしていない。取引先も維持した。現在、業績は上向いている。会員権については、利用目的の人々にとっては引き続き利用できるよう一定の配慮をした。
- ・トマムリゾート開発は、石勝線の開通にあわせて沿線開発ができないかということで占冠村が積極的だった。国鉄をはじめデベロッパーを探したが、結局仙台に本拠を置く関兵精麦(株)が引き受けることとなった。トマムは、ニセコや札幌国際などと比べると、寒過ぎ、コースも平坦でスキー場としての自然条件はそれほど良くない。このため、サマーリゾートを第一に、スキーもできるというコンセプトを提案した。トマムのリゾート開発には色々な専門家が群がってきた。一つ言えるとは、最終消費者に支持されていれば、事業経営者が変わっても存在できるといるとは、最終消費者に支持されていれば、事業経営者が変わっても存在できると口ととよりの万人近くあり、千歳空港経由で札幌とトマムを結ぶ高速道路が同時に整備できれば、効果はもっと大きくなったと思う。結局、リゾート法でリゾートができるわけではなく、関連整備が必要だ。
- ・ トマムのリゾート整備により国民にどういうメリットがあったのか。
- ・ とりあえず地域振興という面では成功している。大損した事業家や会員権が紙くずになった人もいるが、株でもあるし、実業の世界ではあり得る話。加森観光(株)に引き継いでうまくいっているので所期の目的は達しているとも言える。どういう観点で見るかが大事。批判をするにしても、視点・観点が大事。事業にも地域にも

プラスとなるようなものであるべき。

- ・ バブル経済崩壊の分析とは分けて議論した方がよい。どこを評価していくのか、 次に活かすためにも、プラス、マイナス分けて議論していかないといけない。
- ・ リゾートがどう作られどう評価するかを検討しなければならない。トマムはリ ゾート法施行以前の83年から施設ができており、リゾート法がなくても事業は進 んでいたと思う。リゾート法による影響は何か。
- リゾート法ができて、これからはリゾートの時代ということになった。これが、 建設の一つのインパクトになったのではないかと思う。
- リゾート法が後押ししたねらいはどこにあったのか、はっきりさせた方がよいのではないか。
- ・ リゾート法は社会的なムーブメントだと思う。社会はブームがないと動かない。 弊害がある場合もあるが、ブームがないと社会が前に進んでいかない。バブルは崩壊しても、当時はその後持ち直すというマインドが日本中にあった。今のようなことになるとは誰も予測できなかった。
- ・ リゾート法は、1週間程度の休暇を前提に家族4人が4泊5日程度の長期滞在を楽しむことを目的としていたが、社会が変化してきている中でリゾート法がどういう役割を持つかということだと思う。これからは、みんなの地域振興がこれでできるというような要素を含めることが重要。リゾート法はとてもいい形でできたが、デベロッパーがゴルフ場を上手に作る手法を見つけてゴルフ場をどん作った。当初のゴルフ場の開発問題に関して言えば、リゾート法にはチェック機能がついているい。米国では、リゾートは次世代型都市と言われている。リゾートは単にインフラを整備するだけではなく、滞在型となるような地域づくりをしている。道路を作るだけではなく、住み良い環境づくりや交通料金の問題も重要。
- ・ リゾート法ができて素晴らしいと思った。それまでは数の論理で都市ばかり機能が充実していったが、リゾート法によって過疎地域における地域づくりの進め方が示された。このことが、この法律の最大の目的だったのではないかと今思う。少子高齢化により都市への一極集中は益々進む。都市再生が言われているが、都市は何も言わなくても自然に進んでいく。過疎地域こそこういう制度がないとだめ。

(ケーススタディ2:三重)

- ・ 全国第1号承認として力を入れてきた。三重県の整備状況は全国と比べて良い方 だと思う。特に公的施設の整備が進んでいる。景気低迷により民間の投資意欲はし ぼんでいる。
- これからのリゾートは、利用のし安さや既存施設の有効活用が大事。経営者の創意工夫がまず第一だが、公共としては国民のニーズの把握やアクセス整備などが求められるのではないか。
- ・ 移動コストの低減は何とかならないか。外国人が日本に来るときにはオールジャパンパスというのがある。三重県も南部に行くときには高速代が高い。リゾート法の中に景観も良くするような手法があると良い。
- ・ 日本の移動コストは異常に高い。これでは、観光地に人が来ない。
- おかげ横丁やスペイン村は本当にリゾート施設なのか疑問。
- ・ 米国のリゾート地オーランドでもテーマパークは大小40ほどある。その中の中 核的施設がディズニー。リゾートのファクターではあると思う。
- ・ 施設単体で考えるのではなく、サンベルトゾーン全体としてリゾートだと思う。
- ・ 三重県がトマムと違うのは、従来から観光客が沢山来ている地域にリゾートを整 備しようとしている点。東紀州地域に観光・リゾート客を呼ぼうということが一つ

にあると思うが、この地域は半島振興法でもなかなか進展していない。半島を一回 りする道路をまず整備することが必要。紀勢線が開通したときにはこの地域の来訪 者が増えた。また、リゾート整備のためには、既存観光施設の経営者の意識改革も 必要。

- ・ 東紀州地域においては、「紀伊山地の霊場と参詣道」という名称で世界遺産の登録を目指している熊野古道を中心に、グリーンツーリズムなどを地道に整備していいく。
- ・ 人間には、行動、自然、文化の3つの享受欲求がある。三重県は自然が豊かだが この享受欲求に対応した施設がなかった。合歓の郷や鳥羽展望台など自然と文化を ミックスして体験できる施設が安定して人気があるのではないか。
- ・ 今後の進め方については事務局と座長、副座長で少し検討していきましょう。

第 3 回 : 平成 1 4 年 1 月 3 1 日 (火) 1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

議事概要

フランス政府観光局カトリーヌ・オーデン局長より「フランスにおける観光リ ゾート」について講演

フリーディスカッションにおける委員からの発言概要

- ・ 法律が悪いのではなく、役人やデベロッパーにリゾートの本質を理解している人がいなかったのが問題。リゾートをてこに地域振興を図るために6省庁が協力してリゾート法を作るまでは良かったと思うが、法律を使う側に問題があったことを考えると時期尚早だったかもしれない。しかしながら、リゾートは使い方によっては地域にとってかなり有効な手段となるのではないか。
- 外国型の長期滞在というものに日本の社会がついてこれなかった。地域により条件が異なるのに一律化しすぎたことが問題。条件の違いによりリゾート法を使う方がいいのか否かガイドラインがあっても良いのではないか。
- ・ 環境破壊を防ぐような計画論的な手法をリゾート法に組み込むこと、官と民の パートナーシップをうまく進めていくようなガイドライン的なものを整備すること がポイントになるのではないか。また、アカウンタビリティが確保できることも必 要ではないか。
- ・ 国際的な観点を取り入れて、アジアの中で発言できるようなリゾート政策を掲げて欲しい。具体的には、消費者の観点、事業者の観点、地域開発の観点がある。アジアのリゾートと日本のリゾートがどのように競争するのかの枠組みを提示していかなければならない。また、国土の自然を保護するためにリゾートが必要という観点があっても良いかもしれない。
- ・ 観光、リゾート、交流といろいろな言葉が使われるが、いずれも地域振興の面から非常に強く期待されている。リゾート法は、需要を生み出すことと受け皿を作ることを両方やらなければならなかったが、前者ができなかった。これが最大の問題であり、欧米にあって日本にないものが長期休暇。これまでの施設と同じようなものを作るのでは需要がシフトするだけで、新しい需要が生み出せない。長期休暇や低廉な宿泊といったソーシャルツーリズム的な政策をしなければならなかったと思う。
- ・ リゾート法を振り返るとやはり暴走気味だったと思うが、経済状況の変化により その原因であった金余りという要素は落ちてきた。リゾート地として目指された土 地のうまくいかなかった理由の一つは、観光地との連携が欠けていたことだと思う。 自治体のなかには、観光地でないところにリゾートを開発していくというところも あった。効率的にしっかりしたリゾート整備を進めるには観光地との連携による魅 力の集積が必要。また、リゾート法の国会決議で休暇制度の充実があったが、柔軟 な休暇制度の充実も是非必要。

- ・ リゾート法は良かったと思う。評価は短期的にするのではなく、50年ぐらいの 単位で国家の政策上どう位置づけるかという見方が重要。そういう意味で、本来投 資の対象とならない地方において基盤整備が行われる仕組みを作った、日本人のク オリティ・オブ・ライフを担保できる方向を示したという意味では評価できる。し かしながら、関係者にリゾートマネージメントの教育がなされていなかったり、役 所ではリゾートの重要な要素となるギャンブル等が排除されてしまうなど、トータ ルシステムができていない。
- ・ フランスでは、観光・リゾート政策が非常に総合的かつ一貫性を持って行われている。また、例えば熱海ではリゾートが駄目だから今度はリタイアメント・マンションだということで一斉に激しく振れてしまうが、バランス感覚が大事だと思う。リーダーシップや知性が欠如していることが問題なのであって、リゾート法が恨まれることは全然なく、むしろ今後充実強化していくべきではないかとも思う。
- ・ リゾート法の趣旨は非常に良いが、優遇措置は活用しづらい面もある。資金面については借入期間を30年ぐらいに長くして欲しい。固定資産税の減免など議会手続き等も時間がかかる。土地関係の規制緩和については、自治体も協力的で効果があった。全体的には、リゾートというものの認知度が高まったことと、施設や道路などのモノが残ったことは、リゾート法の効果だったのではないか。
- ・ ワインを中心としたリゾート作りということで、キャンプ場、宿泊施設、ワイン村、 ゴルフ場等の点的施設を線で結んで面的なリゾート整備を進め誘客を図った。立地 条件がいいこともあり、成功している。
- ・ 計画立ち上げ自体はリゾート法ができる前なので関係がないが、リゾート法によってその後の事業計画が促進されたという面はあると思う。また、固定資産税の減免や無利子貸付、関連の道路整備は効果があった。
- ・ 地理的条件の良い地域では民間施設でかなり成功しているところがあるが、大都市圏から遠く条件の悪い地域では、地元の雇用確保や来訪者による消費で地域振興が期待されたが、民間施設の整備も少なく厳しい。
- ・ リゾート法があるから事業をやるということはなかったが、リゾート法によって リゾートに注目が集まった結果、集客面や知名度向上の面で効果があった。

第4回:平成14年4月2日(火)14:00~16:00

議事概要

梅澤座長より、米国ラスベガスのテーマパークホテルと都市開発戦略について紹介

フリーディスカッションにおける委員からの発言概要

- ・ 米国では、近い将来にリゾートブームが到来するといわれている。ベビーブーマー世代が次第にリタイアを迎えて、何かを探し求める旅というものが増えていく。日本のリゾートのあり方については、もう少し住民が関与できたらいいのではないかと思う。米国では、リゾート整備が行われる際には、地域(ローカルコミュニティ)全体で盛り上げていこうという気運が高まる。それが地域づくり。全てのリゾート施設には無理だろうから、選択的になってもやむを得ないのではないか。
- ・ 華やかなラスベガスの裏には、カジノ・ディーラー学校、ホテル学校、ゲーミング学校など、人材育成の仕組みがある。日本は、施設整備はするが、しっかりした人材育成の仕組みがあまりない。また、ラスベガスにおいては、集客のために相当程度の費用を使って自治体がコンベンションの誘致を積極的に行っているが、こうした戦略的な取り組みも日本にはあまりない。
- ・ 日本のリゾート業界でも価格破壊を行って集客に努め、魅力を高めていくという 発想が欲しい。今までは、料金が高く、広く国民に利用してもらうという視点が欠 けていたと思う。心のゆとりが求められるなど、将来的にリゾートは必要なのだから、 ターゲットは広い国民層にすべき。

- ・ ラスベガスは日本の旅行業者にとっては、リゾート地ではなくエンターテインメントシティである。パリ、ベニス、ルクソールなどに似せた施設があり、本物のパリ等へ行けない人にとってはいいところ。ラスベガスは、広大な敷地や全体としてみれば莫大な資金、バックヤードのノウハウなどがあって成功したのであり、日本では敷地の問題や建設費の問題がありこのようなやり方が成功するかは疑問。
- ・ これからのリゾート整備で広く国民の需要を喚起するには、国民が何を望んでいるかを把握すること(マーケティング)が重要。また、東京ディズニーランドは成功しているが、シーガイアは経営が厳しいなど、首都圏の3,000万人という後背圏の認識も重要。地方分権を踏まえると、全国一律に作るのではなく、首長が是非やりたいというところに、定住、半定住、交流の3類型の人々を想定し都市整備を念頭にリゾート事業を行っていくことが望ましい。リゾート法は基本構想の数が多すぎ、多少上手く機能したとはいえないが、今後もリゾート事業に国のバックアップが必要であることに変わりはない。
- ・ 地域にとってモノを作る産業の誘致はもう無理であり、地方に雇用の受け皿となるサービス産業を育成し地域振興を図っていくというのはいいことだと思う。ただし、リゾートというのは、サービス産業の中にある観光の、更にその中のものであるが、定義がはっきりしない。リゾートという言葉を使う積極的な意義をはっきりさせることが必要ではないか。
- ・ ラスベガスのような都市整備はなかなか日本では難しいと思う。昨今の日本のリゾート整備については、急激すぎて国民もついていけなかったのではないか。観光(ツーリズム)は周遊して文物を見たり体験したりすることであるが、リゾートは「滞在」することが核であり、そのことこそがこれまでの日本に欠けていたライフスタイルである。ただし、リゾートの概念は捉え方が様々なので整理する必要があるのではないか。地域振興の観点からは、1週間という長期滞在でなくとも、週末の気軽な滞在を年に何回もということも考えられる。箱根、那須、伊豆などは、このような週末滞在の適地。地域の歴史、文化等を大事にしていくことも重要。
- ・ 定義について言うと、リゾート、レクリエーション、レジャーはほとんど同じだと思う。あえて分類するとすれば、リゾートは空間、レクリエーションは活動、レジャーは時間の関連で捉えやすい。いずれにしても、労働者のストレスを発散し、明日の心のゆとりを取り戻すためのものであり、単なる滞在ではないと思う。他方、地域振興の観点からも何をすべきか定義していくことが必要であろう。
- リゾートはバカンスを過ごす場所の一つと思う。ヨーロッパでは、リゾート地で 人生が起こると言われるように、バカンスなりリゾート活動はライフスタイルの中 の重要な一部分である。これまでこのような活動は、金持ち層が主であったが、これを大衆にも広げようということが重要だったと思う。新しいマーケットにもなる。
- ・ ラスベガスは、90年に入って3泊4日を基本設定として1週間に2回転させ、ホテルの100%稼働を実現している。投資回収も3年という短期間であり、産業論としてこのようなビジネスモデルが重要な意味を持つ。また、日本でもラスベガスのように価格破壊をしなければいけない。ラスベガスにおけるテーマパークホテルの事業税はエンタープライズゾーンの中で無税であるし、世界のリゾート開発については、銀行融資は10年据え置きが常識。
- ・ 米国では、3泊4日のリゾート活動をする場合、主体的な行動をする。例えば、 食事について言えば、自炊する、レストランに食べに行く、ホテルで済ますなど、 自分たちで主体的に決める。日本では、これが旅館の中で食べなければいけないと ころが少なくない。リゾート法を法として行う一番の目的は、民間でできないこと をやることではないか。例えば、沖縄に行くとしても旅行費用が高く、海外に行っ た方が安い。旅行費用を安くするための仕組みを作れないのか。
- ・ リゾートには何回も来てもらいたいが、来てもらうためには楽しくないと駄目。 そのためには、いろいろな遊びを提供していかなければならない。他方、民間はビジネスとして行っているので、キャッシュフローが一番大事である。1社1社が個別にリゾート開発をするという日本の姿は少し異常である。リゾート開発にはたくさんの人が関与すべきであり、そのためには法律が有効である。また、欧米には別

荘で節税をしたり、1週間の滞在で医療保険がでるなどの措置がある。

- 地域開発との調和という観点からすると、ハウステンボスは環境との共生に力を いれてきた結果、ハヤブサが棲み着くなど生態系が復活するようになったことは評価されてよい。しかし、こうしたことを経営に反映することが難しいというところ にリゾート事業の厳しさがある。
- ・ リゾートはこれからも大事であり、消費者側の志向・動向を踏まえて、供給・地域側でいろいろなリゾート整備をすることが望まれる。地域にとっては、工場の誘致よりも人を誘致することが重要になってきている。リゾートをビジネスとして捉えた場合には、開発・建設で力を使い果たすところも少なくない。融資については、償却期間が長いリゾート開発の特性に鑑み、たとえば3~5年据え置き、25~30年返済といった方法など、製造業中心の民間投資とちがう手法も必要である。リゾート事業の経営環境は厳しい。
- ・ 米国では、公と民の役割分担ができており、DRI法では、一定規模までの開発には公共がインフラを整備するが、一定規模を越えると開発業者がインフラを整備することを義務づけている。米国では、1 社単独で大規模開発するということはなく、土地造成会社、建築会社、運営会社等に分かれており、それらが一体となって開発を進めている。
- ・ ラスベガスにしても、表では競争しても裏では協調している。バリ島はマスターデベロッパー方式を採用しているし、米国オーランドもディズニーワールド開業にあわせて国際空港をオープンするなど、地域における連携が良くできている。また、ラスベガスは100%稼働だから、航空運賃やレンタカー料金などいろいろな面で料金が割安になっている。
- ・ 本懇談会のカバー外かもしれないが、リゾート客を増やすには、子供がリゾートに加わることが重要であり、7,8月に子供の時間的余裕ができる9月入学が良い。また、カジノがリゾート地でできるようになると良い。外国のリゾート地ではカジノができるところが少なくない。
- ・ カジノは刑法上の問題があり難しいと思う。先ほど話題になった事業用地の税の 減免については、日本でも同様の制度はある。また、航空運賃などは運賃自由化に より最近では相当程度下がってきているのではないか。
- 今後新しいリゾート開発は難しいと思う。リゾート開発は償却期間が長く、銀行が融資してくれない。既存のリゾート施設をつぶさずに運営していくことが重要だと思う。

第5回:平成14年6月6日(木)14:00~16:00

議事概要

安島副座長より、諸外国のバカンスについて紹介 フリーディスカッションにおける委員からの発言概要

- ・ 年間労働時間は減少しているが、国内旅行者数や消費支出は停滞している。他方、 海外旅行だけは増加している。こういう現状をどう理解したらよいかが一つのポイントではないか。個人的には、休暇制度は必要条件ではあるけれども十分条件では ないような気がする。
- ・ 海外旅行が増えているというのは、お金があって出世も求めない未婚の若者達が有給休暇をたくさん取って行っているということではないか。メインターゲットである家族旅行については経済システム全体の中での休暇制度というものを考えていかなければならないように思う。その国の経済の発展段階ということも重要で、欧米諸国がリゾートをやっていた時代というのは30年代~60年代で一国内の均衡だけを考えていればよかったが、80年代後半に日本がリゾートを進めたときにはグローバル化が進んでおり、国際競争を考えなければならなかった。そういう視点がリゾート法に欠けていたのではないか。

- 海外旅行は、若者のほかに、最近多いのはリタイアして退職金をたくさん持っている老夫婦。しかし、今後退職金も減らされたりしてこの傾向がどうなるかわからない。
- ・ 労働時間が減少しても休みが伸びているのはわずか1日か2日だから、時間と旅行の関係にまだあまり影響が生じていないと思う。欧州のバカンスは、域内の国際化には非常に影響されており、誘客については国際競争でもまれている。日本においては、円高の問題もあって、国内のリゾートではなく相対的に安い海外のリゾートへの客足が増えた。リゾートと言えばハワイだったが、80年代後半からは海外旅行雑誌に「リゾート」のページができて海外でリゾートという概念ができてきた。経済が低迷しているからこそ、休暇を増し、時間を必要とするリゾートのような新しいサービス産業を育成することが必要。
- ・ 今後のリゾートのあり方を考えるに当たっては、今現在のデータだけではなく、 予測というものも重要ではないか。今まで海外旅行を十分に行ってきた若者のよう に、海外に飽きたり、逆に日本の良さに目覚めたりして、日本をもっと知りたいと いう動きが始まりつつある。したがって、今までのデータプラス社会の動きの予想 の中で、こういうものが重要じゃないかという言い方をした方が良いと思う。
- そのためにも、ドイツのように美しい国土を作ろうというムーブメントが先にないと、せっかくお客が来てもがっかりしてしまう。
- ・ マスタープランの作成、推進体制の再構築、人材育成等が重要であるのはもちろんだが、どのような事例が良いのか具体的に示してやれば地元においても理解しやすいのではないか。また、料金の低廉化について、民間が利益最大化の過程において行うのは当然だが、例えば旅行小切手や旅行基金のように、公共で取り組むようなことはないか。あれば、地方の工夫を促すために紹介したらどうか。
- ・ 料金の低廉化に一番役立つのは、連続休暇を増すこと。マーケットを広げて休みを平準化すればかなり値段は下がる。今は、オフが売れないから、みんなが行くピークが高くなってしまう。サービス業は時間ビジネスだから、全体に時間需要を平準化すれば料金は下がる。
- ・ 周年フル稼働すれば料金は大幅に下がる。米国では、リゾート都市、航空業界、ホテル業界、レンタカー業界等が連携して1年中フル稼働できるようにしているから大幅に安くできる。それがまたマーケットを大きくしている。日本ではこのような例はあまりないように思う。
- 料金システムについては、日本は1室いくらという料金体系になっておらず、泊食分離も進んでいない。これは、諸外国と比べると異常な形である。国民宿舎や国民休暇村といった公営のものは、旅館のような制度ではなく、早く新しい仕組みを作ってモデルとなって欲しい。
- ・ 米国には、高齢者向けにAARP(American Association for Retired Persons)というのがあって、安いチケットや割引カードを発行している。また、個人の旅行代理店が非常に発達していて、人気のある代理店は人数が多く集まるので非常に安いツアーを販売している。
- ・ 日本でも競争が激しくなっている航空分野では料金が安くなっている。休暇が平準化して小グループの旅行になればコミューター航空などによる安いツアーができてくる可能性があると思う。リゾート法だけで国民が満足するリゾートを作ろうとするのが難しかったという共通認識が必要で、国民が要求しているリゾートとは何かをもう一度概念整理する必要がある。この法律の一番の問題点は、肝心の滞在居住施設に関するバックアップシステムが何もなかった。居住施設は、別荘、コンドミニアム等色々あるが、それをどうやって整備していくかということを議論することも必要。
- ・ 国民のニーズというものがわかりにくい。現実には1泊とか2泊が主流という中で、滞在型のニーズをどうとらえるか。こうしたニーズを踏まえた上で、地域が主体となって、NPO等と協働しながら整備していくということだと思う。

- ・ 時間を遊びの中にどう使っていくかということが非常に大事で、これが大きな産業になる。一部祝日の3連休化によって人々の動き方が全然変わり、まさに時間が産業を生んでいるという感じがする。その辺からやっていかないと、本当の意味での滞在型の促進や地域振興は達成されないのではないか。事業者側としては、滞在型を促進するために、価格の問題とメニューの提供について一生懸命取り組んでいる。
- ・ 労働時間は減少しているが、それは日々の労働時間が減少しているだけで、まとまった休暇に結びついていないので大きな消費につながらない。欧米のようにバカンス法で4週間休めというのではなく、日本型の休ませ方があるのではないか。それが新たな産業を生んでいく。
- ・ 料金低廉化の2つの方法は、たくさんの人に来てもらうか、コストを下げるかの どちらか。泊食分離は、今の旅館の売り方に問題があるわけで、地中海クラブのよ うに1泊3食付でうまくいっているところもある。また、お客さんに対する旅行代 理店の影響は大きいが、旅行代理店の安いパッケージツアーは殆どが周遊型のもの で、滞在型のプランはほとんどない。個人旅行にしたら交通費も宿泊代も高くなる ので、結局このようなパッケージツアーに参加することになる。
- ・ 米国はラスベガスのように業界全体で安いツアーを提供して需要を創造している。 中国は国ぐるみで大型連休を促進している。日本もこうした動向を十分に考えなけ ればいけない。

第6回:平成14年12月3日(火) 10:00~12:00 議事概要 事務局より総合保養地域に関する懇談会報告書(案)について説明 フリーディスカッションにおける委員からの発言概要

- これからは住民が主体で、その住民が頑張れるために行政が何をするか、民間が何をするか、そういう役割をきちっと決めてパートナーシップでやることが重要であると考えている。
- ・ 最近は地方自治体の小さなところも、自分達に残された文化的な資源や自然資源を有効に活用しようとしている。また、今まで資源として存在しなかった人材についても、見直しがされてきている。畑を耕していた主婦も人材となり、ボランティアとして、あるいはNPOを通して、ある意味での対価効果を持ったサービスを提供しているのかなという感じがする。このような人材や資源の活用の仕方が、まさにこの法律の精神にあるようなものに変わってきているのではないか。
- 「民活」という法制定当時の概念があったと思う。そこが大規模な開発というイメージを生み出したことは事実だと思う。運用の面、あるいは国民の受け止め方の中で、「民活」という言葉が先行して走ってしまったようなところがあると思う。問題として、フィージビリティ・スタディをきちんとやるはずであったものが、極めてずさんだったと思う。フィージビリティ・スタディをきちんとチェックするシステムを書き込むべきではないか。
- ・ 法律というものはその時代背景があって出てきたもので、運用は別として、そのときの意図自体はそう間違っていたものではない。経済発展を終えた後、国民が欧米並みに長期休暇をとるようにしたいという意向があった。また、地域格差も広がってきていた。そこで、大型というのは豪華という意味ではなくて、ある意味のリゾートの開発をすることとした。ラングドックのようなものが頭にあったのかもしれない。ただ、みんながゆっくり休めて、ゆとりのある生活をするのがよいのではないかということ自体は、その当時の目的であったと思うし、そのこと自体は悪くなかったと思う。
- ・ 今後残していくところをどこにするかということを考えていった方が、先行きにはプラスではないか。この報告書は非常に大作・力作ではあるが、このこと自体が物を生むわけではないので、この先、反省といいますか、手続をきちっとやって、逆に今後、これに当てはまる部分をどうしていくかということを考えた方が生産的ではないかと思う。

- ・ 連続休暇を取得しやすい環境づくりが重要である。有給休暇の消化率という言葉をなくし、有給休暇は完全消化するのが当たり前という風潮に向かいつつある状況なので、この機を捉えて、あっちこっちから声を上げていただきたいと思う。
- 実際に物ができ始めてから15年近くがたって、そのときにできたストックがだんだん老化してきていると思う。使われないものがあると思うが、それをもう少し生かしていくなり、ストックとして有効に活用していくなり、そういうこともどこかで必要かなと思う。
- ・ 問題が生じた事例と順調な事例の分かれ道はニーズの把握にあったと思う。問題が生じた事例を見ると、供給サイドの発想に立った計画になってしまった。そういう意味で、進行していない計画について、廃止まで含めて基本構想の見直しを打ち出された。この点は非常に適切だと思う。ニーズの把握という点については、私としてはフィージビリティ・スタディのくだりをもうちょっと強調してもらってもよいのではないかという気がしている。

それから、問題があるのではないかという声が出ていたにもかかわらず暴走して しまったような計画もあったので、それを抑えるために今回出された政策評価、こ れも適切だと思う。

全体的に、地方主体といいますか、これからは地方の考え方を中心にして進めていくという考え方も賛成である。

- ・ 民間の農村交流のところの話もそうだが、恐らくそこに総合的なプロデューサー やリーダーみたいな人材がいたところは、そこそこ進捗しているのかなというふう に感じた。
- ・ 今日は最終回なので、具体的な修正及びその後の報告書の取扱いにつき、座長・ 副座長と事務局に御一任いただきたいと思うが、いかがか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございました。 それでは 御指摘の占を踏まえて取りまとめをさせてい

それでは、御指摘の点を踏まえて取りまとめをさせていただきたい。よろしくお願いいたしたい。

以上